# 関税定率法等の一部を改正する法律(案)新旧対照条文目次

0	$\circ$	$\circ$	$\circ$	○ ○ 隊	$\circ$	0	$\circ$	$\circ$
(附則第九条関係)	特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号)(附則第八条関係)	とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)(附則第八条関係)	租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)(附則第七条関係)	(附則第六条関係)	関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)(第四条関係)	関税法(第三条関係)	関税法(昭和二十九年法律第六十一号)(第二条関係)1	関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)(第一条関係)

(傍
線
0
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

			○四・○二 略)	省番	一 次	
			〇 二 一 8	略) 号	省	
		<u> </u>			(第三条、	改
	五%以下	お状、粒は乾燥を	・ルクス		第、第一	
行夜)の学幼の	(指防)	粉状、粒状その 甘味料を加えたも	ミルク及びクリー(省略)	品	第 六 条 ——————————————————————————————————	正
その他のもの学校(中等教育学校の前期課程を含む。の前期課程を含む。)、義務教育学校、同間において授業を	(省略) (脂肪分が全重量の	粒状その他の固形状の加えたものに限る。)	リ   ム		第九条の二、第二十条の二関係)	
課程を置く高統 のもののもののもののもののもののもののもののもののもののもの。 対課程を含む。 対課程を含む。 対決で、中等教育学校、中等教育学校、中等教育学校、中等教育学校、中等教育学校、中	限重る。	他の固形状ののに限る。)	(濃縮若し	名	の 二	
高業校・校中	•	状の他の	若し		第二十	案
	省		省	税	- 条 の 一	
	略)		略)	率	一 関 (条)	
				同   番	同二	
				号	上第二十条	
		<u> </u>			条の二関係) (第三条、)	TH
, <u>=</u>	<u> </u>	同 ,	同 上 上		第三条、第六条、	現
前及教》。校小	同	上		品		
前期で対する。対対の対対の対対の対対を対対の対対を対対の対対を対対の対対を対対の対対を対対の対対を対対の対対の	上				第 七 条、	
前期課程を含む。) 、中学校(義務教育学校の前期課程を含む 教育学校の後期課程を含む 、サックの後期課程を含む。)				名		行
む 学 期 (を 教育 を 教育 の 程 務 む 学					第八条、	
				l		
				税	第	

学校 料用のもの」という この項において「飼 るためのもの ものの製造に使用す のうち政令で定める う。)及び配合飼料 給食用のもの」とい 項において「学校等 れるもの(以下この 童の給食の用に供さ 項に規定する事業に 六条の三第九項、第 律第百六十四号)第 法 の児童又は児童福祉 しくは生徒、 学校の幼児、 の後期課程を含む。 よる保育を受ける児 十項若しくは第十二 る政令で定める施設 若しくはこれに類す 定める児童福祉施設 若しくは特別支援 (昭和二十二年法 (中等教育学校 政令で (以下 児童若 ーキログラ

び配合飼料のうち政もの」という。)及 おいて「飼料用の 造に使用するため 令で定めるものの (以下この項 に  $\mathcal{O}$ 製

て「学校等給食用の

の用に供されるも を受ける児童の給食 する事業による保育 くは第十二項に規定

(以下この項にお

11  $\mathcal{O}$ 

もの

同

上

第九項、

第十項若し

十四号) 第六条の 二十二年法律第百 は児童福祉法

(昭

六 和 童福祉施設の児童又

政令で定める児 生徒若しくは幼 若しくは幼稚園の児

特別支援学校

等学校

(中等教育学

を行う課程を置く高

夜間において授業

校の後期課程を含む

		二〇〇九・八九	二〇〇九・八一				二〇〇九・七九	~	二〇〇九・一一							二〇・〇九	(省略)	(省略)	(省略)	〇四〇二・九九	~	〇四〇二・二一		
4 '/	一(省略)	その他のもの	(省略)	から得たものを除く。)	ース(二以上の果実又は野菜	その他の果実又は野菜のジュ		(省略)		(省略)	いかを問わない。)	の他の甘味料を加えてあるかな	いものに限るものとし、砂糖そ	、かつ、アルコールを加えてな	う搾汁を含み、発酵しておらず	果実又は野菜のジュース(ぶど	(省 略)		(省略)		(省略)		(省略)	(省略)
( 省	<b>(</b> 省		(省					(省									( 省		( 省		· 省			(省
略)	略)		略)					略)									略)		略		略)			略)
		二〇〇九・八九	二〇〇九・八一				二〇〇九・七九	~	二〇〇九・一一							二〇・〇九	同上	同上	同上	〇四〇二・九九	~	〇四〇二・二一		
	同	同上				同上		同上		同上						日上	日上		同 上		同上		同上	同上
	同		同					同									同		同		同			同上

	二二・〇六	(省略)				二〇〇九・九〇	
ご酒、梨酒、ミード及び清酒) 並びに発酵酒とアルコールを含 酵酒の混合物(他の項に該当す るものを除く。) 一 (省 略) 二 その他のもの	その他の発酵酒(例えば、りん	(省略)	砂糖を加えたもの	三 その他のもの (4 略)	とするもの   とするの   とするの	混合ジュース 別	三くの他のものに、その他のものは、これでは、その他のものは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで
(省 略)		(省略)	一 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	七十二 略)	(省略)		一
	二二・〇六	日 日上				二〇〇九・九〇	
二 一 同 同 上 上	同 上	日上		(二) (一) その他のもの	二 混合野菜ジュース	一 混合果汁	(= 0 ft 0
同 上 		同上		七 同 宗 上	同 上		ナ ・ デ ?

	(省略)	
エチルアルコール(変性させてないものでアルコール(変性させて紹酒、リキュールその他のアルコール飲料 ぶどう酒もろみ がどう酒又はぶどう酒もろみ の搾りかすから得た蒸留酒	(省略)	(b) (省 略) (b) (省 略) (b) (省 略) (b) (省 略) (c) (名 略) (c) (A 和
	( 省	
無 税	略)	略 無
	日上	
同上 にものを除く。) こ その他のもの	上	(b) (b) (a) 同 上 としたもので発泡 A 同 上 上 を有するもので発泡
に 一 三 に 一 リッニー ツッニート 土 ル 銭 九 ル	同上	同 四 に 一 同 同 日

	三二〇八・三〇
	イスキー
	無 税
二	ウイスキー
は内容品が原産国のでは内容品が原産国のであると証明されているものに限るものに限るものに限るものに限るものに限るものに限るものに限るものに限	
三 三 七 %	· 七円九〇 舒

<ul><li>た蒸留酒</li><li>た蒸留酒</li></ul>																							
無 税 ———————————————————————————————————																							
二二〇八・四〇																							
ラムその他これに類する発酵 た蒸留酒		二その他のもの		° )	りにしたものを除く	ットル未満の容器入	%以上のもの (二リ	→ アルコール分が五〇	三その他のもの	限る。)	証明されているものに	り真正なものであると	又は政府代行機関によ	内容品が原産国の政府	けてあり、かつ、当該	ラベルが容器に張り付	であることを表示する	容品がライウイスキー	他のものにあつては内	に限るものとし、その	と証明されているもの	より真正なものである	府又は政府代行機関に
	二円五○銭	ーリットル	につき二〇	一リットル						一五 七 %													

				二二〇八・九〇	三二〇八・六〇	二二〇八・五〇
(省略)			─ フルーツブランデー 蒸留酒	ー エチルアルコール及びその他のもの	リキュール及びコーディアル	ジン及びジュネヴァ
(省略)			無 税		無 無 税 税	無 税
				二二〇八・九〇	三二〇八・六〇	二 三 〇 八 · 五 〇
同上	B   のを の他 のもの	つを余く。 一	A アルコール分が五   蒸留酒	ー エチルアルコール及びその他のもの	リキュール及びコーディアル	ジン及びジュネヴァ
同 上 —	七円カーヨーロットルの銭	<u> </u>			- に - は 量 は、 円 つ リ 七 税 率 ) ・ 本 率 ) ・ 大 本 数 四 ル % が 従	り 高 税 量 に つ き 八 、 六 の 率 が と き よ の が 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、

_ _	二 二 七 七																二七•	( 省	(省	(省	
_																	·	略	略)	略)	
•	· - 九二																Ü				
	一(省)略)	当するものを除く。)	のとし、バイオディーゼルを	的な成分を成すものに限るも	石油又は歴青油が	■量の七○%以上のもので、	石油又は歴青油の含有量が全	。)並びにこれらの調製品	石油及び歴青油(原油を除く	廃油	該当するものを除く。) 並びに	ものに限るものとし、他の項に	は歴青油が基礎的な成分を成す	%以上のもので、かつ、石油又	歴青油の含有量が全重量の七〇	)、これらの調製品(石油又は	石油及び歴青油(原油を除く。	(省略)		(省略)	二(省略)
で の 石	 ( 省	該	<u>を</u>	<b>€</b>	(健		至		<		(2	(3	<u>す</u>	<u>又</u>	<u> </u>	は		 ( 省		(省	 ( 省
	略)																	略)		略)	略)
																	二七	同	同	同	
- - - -																	·	上	上	上	
	九 二																				
E	司同								同								同上	同 上		同上	_
<u> </u>	上 上								上												同
同																					上
上																					
																					同
	同																	同		同	上
	上																	上		上	

<ul><li>れらの性質を</li><li>れらの性質を</li></ul>	カス は 政令で 定 め なと ころに よ なと ころに よ ない と ころに と ない と ころに と ない と ころに と ない と と ころに と ない と と ころに と ない と と ころに と ない と と と ころに と ない と と と と と と と と と と と と と と と と と と		A 温度 — 五度に (b) 温度 — 五度にお もの もの もの もの もの とい下の	(三) 重油及び粗油 ものを含む。) ものを含む。)
			(省略)	(省略)
			A (b) (a) 同 日 上 のもの	(三) (一) 同(二) 上同
		四 五 九 尺 つ き	ー キ ロ 同 リ ッ 上	同 上

	二七一〇・二〇	
<ul><li>このに限るものとし、他の号</li><li>こ該当するものを除く。)</li><li>一 石油及び歴青油以外の物品</li><li>を加えたもので、そのを加えたもので、その</li></ul>	石油及び歴青油(原油を除く の)並びにこれらの調製品( 重量の七〇%以上のもので、 かつ、石油又は歴青油が基礎 かつ、石油又は歴青油が基礎 がつ、石油又は歴青油が基礎	二 (省 略)       (c)       (c)
	二七 〇 · 二〇	
一 同 上	同 上	二 同 · B 上 同 日 上 上
		同 同 同 上 上 上

(省	(省	省	<u>-</u>	<u>-</u>																						
略)	略	略																								
			二七一〇・九九	二七一〇・九一																						
			九																							
(省		省			(坐	<u></u>																				
略)		略	省	省	(省 w		(五) · (六)	В															Α	<u>(四</u> )	$\left( \longrightarrow \right)$	0
			略)	略)	<u> </u>	( 省	(六)				(c)								(P)	(a)	=	ろ		重油	( <u>→</u> ) ( <u>=</u> )	$\smile$
						略)	(省	(省略)			その	の	の用	うち、	度以	点が	八二	ける	温度	(省	三七以下のもの	る比重が○・九○	温度一五度におけ	重油及び粗油	(省	
							略)	略)			その他のもの		の用に供するも		度以下のものの	点が温度一三〇	八三以上で引火	ける比重が○	温度一五度にお	(省略)	下の	ヹが 〇	五度	粗油	略)	
							<u></u>				もの		いする	農林漁業	も の		一で引	が	度に		もの	· 九	でにお			
									шТ	1 f	.1		ŧ	業	の	Ō	火	•	お			O	け			
<b>省</b>		(省	<b>省</b>	<b>省</b>		省	省	省	四五九円	トルにつき	キロ									省					<b>省</b>	
略)		略	略)	略)		略)	略)	略)	円	につき	リッ	無税								略)					略)	
										<b>Φ</b> [		176														_
一同	同	同																								—
上	上	上	二七	二七																						
			$\overline{}$	_																						
			· 九 九	〇 九 一																						
一同		同	九																							
上		上	同	同	同	_																				
			 	上	上	二同	( <u>#i</u> )	В															А	<u>(ग्र</u> ा)	$\left( \overline{} \right)$	
							( <del>;</del> )	同											(P)	(a)			同	同	(三) (三) 同	
							六同	上											その	同			上	上	同	
							上												他の	上					上	
																			その他のもの							
	-																加川	۲۱								
同		  同	同	同		同	同	同									四五九円	トルにつき	一キロ	同					同	
上		上 上		上			上										円	つつき	リッ	上					上	
																			- 1							—

(省略)	(省略)	= } ( ) ;	三九〇八・一〇	三九・〇八	(省 略)	(省略)	(省略)			二九〇四・九九	二九〇四・九一	二九〇四・三六	~	二九〇四・一〇			二九・〇四
	(省略)	二 その他のもの	(省略)	) ポリアミド (一次製品に限る。	(省略)		(省略)	二 その他のもの	一パラーニトロクロロ	細!	(省略)	で D 性 D 50 D	(省略)		を問わない。	秀導本 (ヽュデノヒしてある)) ニトロ化誘導体及びニトロソ化	炭化水素のスルホン化誘導体、
	(省略)	五 · 六 % 税	(省略)		(省略)		(省略)	四 · 六 % 税			(省略)		(省略)				
同上	同上	= ; ; ; ;	三九〇八・一〇	三九・〇八	同上	同上	日上			二九〇四・九九	二九〇四・九一	二九〇四・三六	~	二九〇四・一〇			九・〇四
	日 上	₹ 0 14 0		上	日 上		上			そ   1	同 同 上		同上				上
	同上	∃ 7 9	5 同		同上		同上			六	司上		同上				

九五の三・〇〇	(省 五 三 三 五 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	五 五 五 五 〇 〇 一 · 一
○ 三輪車、スクーター、足踏み式 自動車その他これらに類する車 が、その他の玩具、編尺模型その他これに類する娯楽用模型( 作動するかしないかを問わない で動するがしないかを問わない。 ・)及びパズル	(省略)	合成繊維の長繊維のトウ
無 税	(省 省 略)	八 無 % 税
九五五〇三・〇〇	· 九 二	五五五五五 五五 五 五 五 五 五 五 五 - 0
□ 三輪車、スクーター、足踏み式 自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、	同 同 上 上	回同上
四 · · · · · · · · · · · · · · ·	同 同 上 上	八 %

<ul><li>六 楽器類(がん具に限る。</li><li>セットにしたものに限る。)</li><li>お織用繊維の織物製、</li><li>卑金属製又はプラスチック製のもの</li></ul>	<ul><li>○ その他のもの</li><li>○ おん具</li><li>○ おん具</li><li>○ おん具</li><li>○ おん具</li><li>○ おん具</li><li>○ おんり</li><li>○ おんり</li><li>○</li></ul>	의 含 信 電	そ  ツ  卑  ズ	B その他のもの スチック製のもの 、卑金属製又はプラ 、卑金属製又はプラ	B その他のもの 又はプラスチック製
四 · 六 %	三 四 : 二 六 % % %	: :	三   四   ·   ·   四   六   %   %	三 四 · 四 六 % %	三 四 : 四 六 % %
		- 15 -			

(省略)	(省略)	九 九 六 一 九 · 〇 〇		(省略)	
	(省略)	○ 生理用のナプキン (パッド) 及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに切れるか品 (材料を問わない。)	(省略)	(省略)	
	 ( 省		 ( 省	(省	
	略)	無 無 税	略	略	
同	同	九 九 九 六	同	同同	
上	上	九 六 九 九 九 〇	上	上上	
	同		同	同	
	上	生理用のナプキン (パッド) 及 (ガタンポン、乳児用のおむつ及 (ガタンポン、乳児用のおむつ及 (ガタンポン、乳児用のおむつ及 (ガタンポン、乳児用のおむつ及 (対料を問わない。 ディング製、セルロースウォッ ディング製、セルロースウォッ ディング製、セルロースウォッ ディング製のもの 、調製のもの 、調製のもの 、調製のもの	上	上	その他のもの   一
	同	三 六 九 五 無	同	同	三 四 · 四 六 % %
		九 五 無			때나 중단

$\overline{}$
傍線
0
部分
は改
ĪĒ.
部分
$\overline{}$

	第第二		
一 承認を受けようとする者が次のよく な場合を含む。)若しくは国税を 受け、それぞれ、その刑の執行なることがなくなつた日又はそのと ることがなくなった日又はそのと ることがなくなった日又はそのと	するときは、同条第一項の承認をしないことができる。る申請書の提出があつた場合において、次の各号のいず第七条の五 税関長は、第七条の二第五項(申告の特例)(承認の要件)	一章~第十章 (省 略) 第二節 犯則事件の調査及 第二節 犯則事件の調査及 第二節 犯則事件の処分	改
を経過していない者であるとき。  を経過していない者であるとき。  を経過していない者であるとき。  この法律その他の国税に関する法律の規定により通告処分をる場合を含む。)若しくは国税通則法の規定により通告処分をる場合を含む。)若しくは国税通則法の規定に違反して刑に処工の法律をの他の国税に関する法律の規定に違反して刑に処承認を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき。	項の承認をしないことができる。 た場合において、次の各号のいずれかに該当第七条の二第五項(申告の特例)の規定によ	(第百四十四条―第百四十九条)(第百十九条―第百四十三条)	正案
	第二条の四 同 上 第二条の四 同 上	目次 第一章~第十章 同 上 第一章~第十章 同 上 第一章 の 犯則事件の調査 第三節 犯則事件の調査	現
はその通告の旨を履行した日から三年を経過していない者であの執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又第六十七号)の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑る場合を含む。)若しくは国税犯則取締法(明治三十三年法律せられ、又はこの法律(他の関税に関する法律において準用すこの法律その他の国税に関する法律の規定に違反して刑に処同」上		(第百十九条―第百三十六条)	行

第八条 2 第七条の十六 5 4 当 等を是正させ、 三 三 するもので税額等を減額するものに限る。)は、これらの手続に代 る貨物の輸入の許可前にする更正 更正通知書又は決定通知書を送達して行う。ただし、納税申告に係 又は決定により納付すべき税額その他政令で定める事項を記載した よる決定は、 (更正及び決定) 「該各号に掲げる事項を決定する。 3 第 る関税に係る場合 しようとするときは、 通知することによつてすることができる。 ロ~リ (省 処処分) 第六条の二第一項第二号イ又はホ 第三節 納税申告をした者に当該納税申告に係る書面に記載した税額 項若しくは前項の規定による更正 第六十七条(輸出又は輸入の許可) 税関長は、 (省 略 (省 を除き、 (省 税関長が当該更正又は決定に係る課税標準、 略 ( 省 又はこれを是正してその旨を当該納税申告をした者 略 賦課課税方式による関税の確定 賦課課税方式が適用される貨物について関税を賦 略 以下「更正」という。)又は第二項の規定に その調査により、 (当該貨物に係る関税の納付前に (税額の確定の方式) (第十 の輸入申告に係る課税標 次の各号の区分に応じ、 章第 二節 当該更正 に掲げ (犯則事 第八条 5 4 第七条の十六 2 • る書面 二 三 当該納税申告をした者に通知することによつてすることができる。 は、これらの手続に代えて、 に係る関税の納付前にするもので税額等を減額するものに限る。 ただし、 める事項を記載した更正通知書又は決定通知書を送達して行なう。 課税標準、 又は第二項の規定による決定は、 (更正及び 賦 同 イ 税に係る場合 第一項若しくは前項の規定による更正 口 ر ا 第六条の二第 課 るとき。 第六十七条 第三節 同 同 決 上 に記載した税額等を是正させ、 同 納税申告に係る貨物の輸入の許可前にする更正 定 上 当該更正又は決定により納付すべき税額その他政令で定 決定 上 同 同 上 同 上 上 (輸出又は輸入の許 項第二号イ又は 上 納税申告をした者に当該納税申告に係 税関長が当該更正又は決定に係る ホ 可 又はこれを是正してその旨を (賦課課税方式) (以 下 0) 輸入申告に係る課税標 「更正」という。 に掲げる関 (当該貨物

1. 単が税関長の調査したところと同じであるとき 納付すべき税

1

の調査したところと異なるとき 課税標準及び納付すべき税額申告があつた場合において、当該申告に係る課税標準が税関長ロ 輸入の時までに第六十七条の輸入申告がないとき、又は当該

二 (省 略)

2 · 3 (省略

び 書又は告知書の送達に代えて、 させることができる。 して行う。ただし、当該決定が第六条の二第一項第二号イに掲げる |税に係るものである場合その他政令で定める場合には、 納付すべき税額その他政令で定める事項を記載した賦課決定通 前三項の規定による決定は、税関長がその決定に係る課税標準 (第一項第一号イに掲げる場合にあつては、 税関職員に口頭で当該決定の通 納税告知書) 当該通知 を送達 知を 知 及 4

5 (省略)

(出港手続)

2 (省略) 第十七条 (省略

この法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、3 税関長は、第六十九条の二(輸出してはならない貨物)その他の

税関空港を出

港しようとする外国貿易機であ

つて旅客が搭

乗するも

帯品及び当該予約者が当該 易機に係る予約者 省令で定める者に対し、 空 運 送事 業者 当該予約者に係る予約の内容が が運航するものに限る。 当該外国貿易機の出港の |外国貿易機に搭乗するため 前に、 運 航者 当該予約者 の手 当 続に関 該外国貿 0) 他財務 の携

る事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

J.i. 準が税関長の調査したところと同じであるとき。 納付すべ

き

税額

の調査したところと異なるとき。 課税標準及び納付すべき税申告があつた場合において、当該申告に係る課税標準が税関長ロ 輸入の時までに第六十七条の輸入申告がないとき、又は当該

額

二 同 上

2 3 同 上

に口頭で当該決定の 定める場合には、 等に対する関税) 書 び して行う。ただし、当該決定が第六条の二第 納付すべき税額その他政令で定める事項を記載した賦課決定通 前三項の規定による決定は、税関長がその決定に係る課税標準 (第一項第一号イに掲げる場合にあつては、 当該通 に掲げる関税に係るものである場合その他政令で 通知をさせることができる。 知 書又は告 知書の送達に代えて、 項第二号イ 納税告知書) 税関職員 (携帯品 を送達 知

5 同

上

(出港手続)

第十七条 同 上

2

同

上

のを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。 閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるもが、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報をが、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者

# (特殊船舶等の出港手続)

2第十七 書面の提出を求めることができる。 律の実施を確保するため必要があると認めるときは、 きは、 に対し、 に限る。 に提出しなければならない。 条の二 船長又は機長は、 旅客(当該特殊船舶等に旅客が乗船し、 及び乗組員に関する事項で政令で定めるものを記載した 特殊船舶等が開港又は税関空港を出港しようとすると 政令で定める事項を記載した出港届を税関 この場合において、 又は搭乗する場合 税関長は 船長又は機長 この法

閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるも 帯品及び当該予約者が当該特殊航空機に搭乗するための手続に関す 税関空港を出港しようとする特殊航空機であつて旅客が搭乗するも この法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは る事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。 空機に係る予約者、 省令で定める者に対し 税関 を講じたときは、 前 (航空運送事業者が運航するものに限る。 当 項 長は、 一該報告に代えて、 当 の規定により報告を求められた者は、 該報告をしなければならない。 第六十九条の二 当該報告をしたものとみなす。 当該予約者に係る予約の内容、 税関長が電磁的記録を利用してその情報を 当該特殊航空機の出港の (輸出してはならない この場合に 政令で定めるところに 0 前に、 運航者その他財務 , 貨物) お 当該予約者の携 当該特殊航 その他 当該者

3

#### 出 港 0 簡易手続

## 第十八条 (省

2

省

略

3 、ては、 よる報告又は同条第十 手 他 外国貿易機が税関空港に入港する場合にお 続) は、 1政令で定めるとき |便物及び機用品以外の貨物の 第十五条第十項から第十二項まで及び第十七条第 機 0) 長は、 規定は、 政令で定める場合を除き、 適用しない。ただし、乗組員に関する事項につ (次項において 一項の規定による書面の提出をしなけ 積卸 しをしないで出港するときそ 「短期出港等の 第十五条第十項の規定 いて、 乗組員 場合」 の携帯 という 項 れば 出 品

#### (省 略

ならない。

殊 船 舶 等の 入出港の 簡 易手続

第

る書面 第十五 **米組員に** 他政令で定めるとき 積卸しをしないで入港の時から二十四時間以内に出港するときそ は、 項 条の二 四の提出 (特殊船 という。 条の 関する事項については、 第十五条の三 三第 をしなければならない。 特 船等の 殊 船 項の規定による報告又は同 が開港に入港する場合において、 舶 出港手続) 等のうち 同 (特殊船舶等の入港手続) 項において「短期出 船舶であるもの 船長は、 の規定は 政令で定める場合を除 適用しない。 条第 港等の場合」という (次項に 及び第十 二項 旅客の携帯品 の規定に お ただし、 -七条の1 いて 特 ょ める場合を除き、

# 2

3 卸 項 殊航空機 まで及び 短 をしないで出港するときその他政令で定めるとき 期 出 が 港 第十七条の 等 税関空港に入港する場合におい の場合」 という。) 第 項 の規定は は、 第十五条の て、 適用しない。 旅客の携帯品 三第 (次項に ただし 項 から お  $\mathcal{O}$ 

> 入出 港 0 簡易 手続

#### 第十八 条 同 上

#### 2 同 上

3

定める場合を除 0) 一項の規定による書面 ) は、 ない。 他政令で定めるとき 郵 外国貿易機 便 物 ただし、 第十五条第十項から第十二項まで及び 及び機用品以 が き、 :税関空港に入港する場合にお 乗組員に 第十五 外の貨 0 (次項に 提 関 出をしなければならない。 条第十項の規定による報 する事項については、 物 の積卸 お ١, て しをし 「短期出港等 ない 1 前 て、 条の · で出 告 機 Ò 乗 規定 又は 長は、 場 港 組 合 するときそ 員 同条第十 は 0 政令で 携帯品 適用 う

4 同 上

第十 0 ない。 0) 0 殊船舶」という。 ) は、 他政令で定めるとき 積卸しをしないで入港の時 八条の二 殊 ただし、 船 第十五条の三 舶 等 特殊船舶 0 乗組員 入出 ) が 開 港の 等 (特殊 (次項に 関する事項に 港に入港する場合におい のうち船 簡 易手 船 から二十四時間以内に出港するときそ において 舶 続 等 舶 0 であるもの 入港手 っいい 「短期出 、ては、 続 港等 (次項 0) て、 船 長は、 規定は、 の場合」 旅客の携帯 お 政令で定 とい 適用 7

う

#### 2 同 上

定による書面

0

提出

をし

な

け

れ

ば

なら

ない

同条第

一項の規定による報告

又

は

同条第一

一項の

規

3 適用 積 1 て 卸 特 L しをしないで出港するときその他政令で定めるとき 殊 「短期出 な 航 空機 ただし、 一港等の が税関空港に入港する場合におい 場合」という。 乗 組 温員に関う する事項につい は、 第十五 て、 ては 条の三 旅 客 0 (次項にお が規定は、 長は 携 政

よる書面の提出をしなければならない。き、第十五条の三第一項の規定による報告又は同条第二項の規定に、乗組員に関する事項については、機長は、政令で定める場合を除

4 (省 略

(不開港への出入)

第二十条

(省

略

2 (省略)

3 もの 実施を確保するため必要があると認めるときは、 九 手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めること 予約者の携帯品及び当該予約者が当該外国貿易機に搭乗するため 務省令で定める者に対し、 又は不開港を出港しようとする外国貿易機であつて旅客が搭乗する 該 条の十一 税関長は、 |外国貿易機に係る予約者、 (航空運送事業者が運航するものに限る。) (輸入してはならない貨物) その他のこの法律の規定の 第六十九条の二 当該外国貿易機の入港又は出港の前 (輸出 当該予約者に係る予約の内容、 してはならない貨物)、 の 不開港に入港し、 運航者その他財 第六十 当該 に、 0 3

4 (省略)

が

できる。

(特殊船舶等の不開港への出入)

第二十条の二 (省 略

2

3

(省

略

4必要があると認めるときは、 政令で定める事項を記載した出港届を税関に提出しなけ 殊 この場合において、 船 舶 等 が 不開 港を出 税関長は、 港 ようとするときは 船長又は機長に対 この法律の実施を確保するた 長又は 旅 客 ればなら 機 長は

殊船舶等に旅客が乗船し

又は搭乗する場合に限る。

及び乗組員

項の規定による書面の提出をしなければならない。令で定める場合を除き、同条第一項の規定による報告又は同条第二

4 同 上

(不開港への出入)

2 同 上 第

一十条

同

上

る事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。 帯品及び当該予約者が当該 易機に係る予約者、 省令で定める者に対し、 0) のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは 不開港に入港しようとする外国貿易機であつて旅客が搭乗するも 税関長は、 (航空運送事業者が運航するものに限る。 第六十九条の十一(輸入してはならない貨物) 当該予約者に係る予約の 当該外国貿易機の入港の前 外国貿易機に搭乗するため 內容、 の運航者その他 に、 当該予約者の の手 当該外国貿 続 その に関す 財 他 携 務

4 同

上

(特殊船

舶

の不開

港

0

出

入

2・3 同 上第二十条の二 同 上

とができる。 関する事 項 ( 政 令で定め るもの を記 載 した書面 0 提出を求 めるこ

5 もの 当 実施を確保するため必要があると認めるときは、 予 務省令で定める者に対し、 又は不開港を出港しようとする特殊航空機であつて旅客が搭乗する が者の 続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めること 「該特殊航空機に係る予約者、 条の十一 税関長は、 (航空運送事業者が運航するものに限る。) の運航者その他財 携帯品 (輸入してはならない貨物) その他のこの法律 第六十九条の二 及び当該予約者が当該特殊航空機に搭乗するため 当該特殊航空機の入港又は出港 (輸出してはならない 当該予約者に係る予約 不開港に入港し、 (貨物) 心の内容、 の前 の規定の 第六十 当該 に、 0 4

6 省

が

できる。

略

舶又は航空機 の資格の変更

第二十五条 税関に届け出なければならない。 て使用しようとするときは、船長又は機長は、 船舶又は航空機として使用しようとするときも、 外国貿易船等以外の船舶又は航空機を外国貿易船等とし 外国貿易船等を外国貿易船等以外 あらかじめその旨を 同様とする。

2又は 特殊船舶 沿海 機 長 通 は 等 航 を 船 沿 等を特殊船舶等として使用しようとするときは あ 海 5 通航船等として使用しようとするときも かじめその旨を税関 に届 H 出 なけ ればなら 同 な 船長 様

船長又は機長の行為の代行

一十六条 一項まで (入港手続) 第 十五 条第 第十五条の 項 から第五 三第 項まで若しくは第十 項 から第三項まで 項から第十 (特殊

> 帯品 る事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。 空機に係る予約者 省令で定める者に対し、 0) のこの法律 不開港に入港しようとする特殊 税関長は、 (航空運送事業者が運航するものに限る。 及び当該予約者が当該 の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは 第六十九条の十一 当該予約者に係る予約の内容、 当 特殊 該特殊航空機の入港の 航 (輸入してはなら 空機に搭乗するための手続 航空機であつて旅客が搭乗するも 0) 前 運 ない貨物) に、 当該予約者 航 者 当該 その その 特殊航 に関 他 0 財 携 他 す 務

5 同 上

船

舶又は航空機の資格の変更

第二十五条  $\mathcal{O}$ 税関に届け出 て使用しようとするときは、 船 舶 又は航空機として使用しようとするときも、 外国貿易船等以外の船 なければならない。 船長又は機長は、 外国貿易船等を外国貿易船等以 舶又は航空機を外国貿易船等と あらかじめその旨を また同様とする 外

船長又は機長の行為の代 行

第二十六条 港手続)、 第十七条第 第十五条 (入港手続) 項 (出港手続)、 第十五条の三 第十八 条 (特殊 (入出 船 港 舶 簡易  $\mathcal{O}$ 

手続) 有者等(所有者若しくは管理者又はこれらの者若しくは船長若し 長が行うべき行為は、 ( 入 出 十条の一 機長の代理人をいう。 等の 項 潜の (特 条 第 第 入港手続)、 殊船 簡易手続) (外国貨物の 項 十条第一 船等の から第四項まで これらの規定に規定する船舶又は航空機の 項若しくは第二項 出港手続 第十七条第一 )も行うことができる )仮陸揚) 第十八条の二(特殊船舶等の入出港の簡 (特殊船舶等の 又は前条の規定により船長又は 項 第十八条第二項から第四 (出港手続)、 (不開港 不開 へ の 港 出入) 第十七 へ の 出 入 、 項 条 第一 まで の 二 機 所

### 第三款 専門委員

第六十九条の二十 省 略

2

省

略

を許可された貨物とみなすもの

第一項 税の てはならない貨物) て信書便物の送達を行う者から交付された信書、 .関する法律第三条各号 合で定めるものを除く。 公売又は売却等) 十四四 没収されたもの、 徴 (輸出してはならない貨物) 収 条 (許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関 の規定により関税が徴収されたもの、 外国貨物で、 第八 若しくは第百十八条第一項 第八十四条第一項から第三項まで 日本郵便株式会社から交付された郵便物 (郵便法の適用除外) に掲げる場合に該当 八十八条 若しくは民間事業者による信書の送達 収 第六十九条の十一第二項 容につい ての 第六十九条の二第 (没収) 第六十二条の六 規定 0 (収容貨物 0) 準 規定に 用 (輸入 及 第

第百三十三条第三項

(領置物件等

 $\mathcal{O}$ 

処置)

におい

て準用する場合

又は機長が行うべき行為は、 入)、第二十一条 条 手 しくは機長の代理人をいう。 所有者等 (不開 第十八条の二(特 港への出入)、 (所有者若しくは管理者又はこれらの者若 (外国貨物の仮陸揚 第二十条の二 ·殊船 )も行うことができる。 これらの条に規 舶 等 0) 入出港の (特殊船舶 又は前 定 でする 簡易 条の規定に 等 船 Ò 手 不開 舶 又 は より は 港 第二 航 船 長若 空機 0) 船 出

同 上

専 門委員)

第六十九条の二十 同 上

同 上

輸入を許可された貨物とみなすも

税の徴点 第一項 二項 七 項  $\mathcal{O}$ ょ してはならない貨物) して信書便物の送達を行う者から交付された信書、 に関する法律第三条各号 政令で定めるものを除く。 十四条 ŋ 公 領 売又は売却) 没収されたもの、 **(**輸 収 (許可の期間満了後保税展 出 物件又は しては、 外国貨物で、 の規定により関 差押物 ならない (第八十 第八十 若しくは第百十八条第 件 日本郵便株式会社から交付され (郵 · 貨物) )若しくは民間事業者による信 八条 税が徴収されたもの、 -四条第 便法 に おいて準用する場合を含む。 (留 示場にある外国貨物につい の適用除外) 置貨物) 一項から第三項まで 第六十九条の 及び第百三十三条第三 に掲げる場合に 項 + 第六十九条の二 (没収) 第六十二条の 第一 た郵便 (収容貨物 項 0 書 規定に ての  $\mathcal{O}$ 該 送 物 第 関 六 当 達 入

を含む。)若しくは第百三十三条第二項の規定により公売に付され より納付され 百三十四条第三項 韶 たもの、 若しくは 派属し 「和三十三年法律第六号)の規定により売却され、 若しく (T) たものその他これらに類するもので政令で定めるも 適用については、 第 随 たも 育四十 意契約により は国庫に帰属したもの又は銃砲刀剣類所持等 0 (領置物件等の還付等) 六条第 刑事訴訟法の規定により売却され、 売却されて買受人が買い受けたも 輸入を許可された貨物とみなす。 項 (税関長 0 の規定により 通 告処分等) 若しくは 国 |庫に帰 0) 没 との、 規定 取 0) 収 が執 玉 は 締 第 庫 法 に 属

#### 第七 節 玉 |貨物の 積 戻

第七 五. (省 略

物

0)

輸

出

入の簡易手

告の 第十 認 まで(輸出又は輸入の許 合に係るものを除く。 -となるべ 例  $\mathcal{O}$ 一四号に 他の 要件 -六条 関 消 特 例 する改 適 政令で定めるものを除く。 用 き価 を受ける必要がなくなつた旨 おいて同じ。 郵 規 S善措! 便物 則 出  $\mathcal{O}$ 等に関する改善措  $\mathcal{O}$ 格 承継 許 (その価格 が二十万円を超えるもの 可 能につい 認定製造者の 以下この項、 0) 取消し )については、第六十七条から第六十九条 可 ての規 輸出申告又は輸入申告の手 (輸入されるものについては、 特例輸 置・帳簿の備 )及び第三項の政令で定める 第九十四条及び第百十四条の二 認定を受けている必 定 んの準用 [の届 出 貨物 出 (寄贈物品であ 付け 製 の亡失等の 造 承 小認の 等 • 者  $\bar{o}$ 要が 認定 失効 輸出 続 届 輸出申 課税標 申告 るも なくな 出 規則 承認 承 場  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 第

れ、 より みなす。 めるもの 若しくは国庫 分 くは第百三十三条第二 所持等取 の規定により国庫に帰 受けたもの、 没収が の規定により 公売に付され 締法 は 執 この法律の 行され に帰属したも (昭和三十三年法律第六号) 第百三十 納 船付され 若しく 若しく 項 属し 適用については、 四条第三項 たも のその他 は 領 たも は 随 置 Ŏ, 玉 物 意契約により 庫  $\mathcal{O}$ 件 文は これらに類するも に帰属したもの 刑 (領置物件又は差押 事訴 第百三十八 差押 訟法 輸 0 元却さ 規定により 物 入を許可された貨物と 0 件 規  $\mathcal{O}$ 又は 定に 第 れて買受人 公 売 Ō 売却さ 物件の より で政令で定 銃 項 砲 通 規 売 刀 却さ 定に 剣 帰 が 告 類 処

七 節 同 上

玉 貨 物 0 積 |戻し)

第七 十五 同 上

便

0

手

その他 に関 七 取 例  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ で 第九号において同じ。 準となるべ 合に係るものを除く。 要件・ 十六条 特例 消 0 ( 輸 す 適 Ś 用 出 の政令で定めるものを除く。 物 規則等 又は 改 許 輸 を受ける必要がなくなつた旨 き価 郵便物 輸 善措 可 出 輸 出 0  $\mathcal{O}$ 承継につ 入の 置 許 に関する改善措 格 入の簡易 可 (その価格 認定 許 が二十万円を超えるもの 0) 以下この 取 可 V については、 製 消 輸出 造 て L 者 0) ( 輸 項、 「 の 認 申告 規 置 特 定 例 入されるものに 第九十四条及び 輸 定 0 帳 又は輸入申 出貨物 及び第三 潍 簿 第六十七条か を受けて 0 届 用 0 備 出 0 製 付 (寄贈 一項の V 造 亡 告 承 け . る必 失等 者 認 0 0 等 0  $\mathcal{O}$ 手 ら第六十 第百十四 政 物 いては、 失効 令で 要がなくなつ 認 輸  $\mathcal{O}$ 続 品 であ 出 届 輸 定 出 -九条ま るも 承 条 課 告 出 る場 税標 認 申 承 告 等 特 認 0

中 二百二十八号) 中 可 による許可を受けなければならないものを除く。 を偽つた表 場所) %定の -にある信書以外の物につい 適用する。 'を受けなければならないものに限る」と読み替えて、 及び第二項並びに第百十一条第一項第一号において同じ。 法律第二百二十八号)第四十八条第一項 員 輸入の とあるのは、 仮に (に必要な検査をさせるものとする。 準 用・ 陸揚げされた貨物 及び第七十条から第七十三条まで 許可 示等がされてい ただし、 輸 第四十八条第一項 前における貨物の引取 出 申告又は 「外国為替及び外国貿易法 税関長は、 る貨物の輸入・ 輸入申 (外国為替及び外国貿易法 て、 政令で定めるところにより、 輸出され、 告に際しての (輸出の許可等) ŋ 関税等の納付と輸 の規定は適 (輸出の許可 (証明又は確認 又は輸入される郵便物 (昭和二十四年法 提出 第百八条の四第一 の規定による許 書類 用 昭 同条の規定 等) だせず、 · 貨物 和二十四 0) 入の 原 を除 規定 (律第 税関 前 産  $\mathcal{O}$ 条 許 地 検

0

届

出

認

定の失効・

認定の取

消

し・

許

可の

承

継

に

0

11

て

0

2~5 (省略)

第七章の二 行政手続法との関係

第八十八条の二 (省 略

2

(省

略

(税関職員の権限

第 百五条 るもの 要と認 を除 めら 税関 の規定により職務を執行 微職員は、 れる範囲内におい 又は関税定率法その他関税に関する法律で政令で定 こ の 法律 て、 第十一 するため必要があるときは、 次に掲げる行為をすることがで 章 (犯則: 事件の 調査及び その 処

> 場所) 定の た旨 にある信 適用する。 を受けなければならないものに限る」 及び第二項並びに第百十一条第 よる許可を受けなければならないものを除く。 法律第二百二十八号) 第四 偽つた表示等がされてい 員に必要な検査をさせるものとする。 百二十八号)第四十八条第 とあ 「仮に陸揚げされた貨物 輸入の 準 0 るのは、 及び第七十条から 用 届 書以外の物につい 許 出 ただし、 可前 輸 認定の失効・ 出 における貨 申告又は 「外国為替及び外国貿易法 税関長 、る貨物 第七十三条まで 輸入申告に (外国 物の引 て、 は 十八条第 認 一項 定 輸出さ の輸 政令で定めるところにより、 0 為替及び外国貿易 (輸出の許可等) 項第 取 取 ŋ 入・ 際 消 と読み替えて、 項 れ L L 号におい 関税等 ての 0) • (証明 (輸出 規定は 又は輸入され 許 (昭 提 可 第百 文は 和二十四年 0 Ò 出 0) 、 て 同 0 許 法 適 納 承 書 1八条の 付と輸 類• 規定によ 可 用 確 継 昭 ľ 等) せず、 同 認 に る郵 貨 条 和 0 兀  $\mathcal{O}$ 法 0 物 原 対規定に 便 の 税関 +規 る 律 を 前 産 て 第 0 第二 物 条中 定 許 許 兀 地 検 0 職 中 項 年 規 可 可 を

2 5 同 上

光七章の二 同 上

(行政手続法の適用除外

2 同 上 第八十八条の

同

上

百五条 同 上 (税関職員の権限)

第

30.7

# ·二 (省略)

第四十三条の四

(外国貨物を置くことの承認等の

際の検

(査)

四~六 消し)又は第七十六条第一項ただし書 用する場合を含む。)、第六十七条の四第三項 場に入れる外国貨物に係る手続)、第六十三条第二項 及び保税工場についての規定の準用)及び第六十二条の十五にお 定 第六十一条 いて準用する場合を含む。)、第六十二条の三第二項 (保税工場外における保税作業) 一条の の に規定する検査に際し、 第六十七条 準 用) 十五 の四 保保 おいて準用する場合を含む。 略 税蔵置場 (輸出又は輸入の許可) (保税蔵 置 |場についての規定の 保税工場及び保税展示場につい 見本を採取し、 (第六十二条の七 (郵便物の輸出入の簡易手 (第七十五条において準 又は 第六十 )準用) (輸出の許 提供させること (保税蔵置場 及び第六十 (保税運送 (保税展示 一条第三 ての規 可 0) 項 取

2 (省 略

| 明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければ| 明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければ| 今で定めるところにより、制服を着用し、かつ、その身分を示す証| 3 税関職員は、第一項の規定により職務を執行するときは、財務省 3

4 · 5 (省略)

は五十万円以下の罰金に処する。 | 第百十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又 第百

一<+三 (省 略)

の船舶若しくは航空機を外国貿易船等として使用し、又は外国貿違反して届出をせず、又は偽つた届出をして、外国貿易船等以外十四(第二十五条第一項(船舶又は航空機の資格の変更)の規定に

- - 二 同 ト

第六十七条の四第三項 は輸入の許可) る手続)、第六十三条第二項 六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含 む。)、 第六十一条の四及び第六十二条の十五におい )、第六十二条の三第二項 項ただし書 第四十三条の 見本を採取 第六十一条第三項 (郵便物の輸出入の簡易手続) 匹 (第七十五条において準用する場合を含む。 **外** 又は提供させること 国貨物を置くことの承認等 (輸出 (保税工場外における保税作業) の許可の取消し) (保税運送)、 (保税展示場に入れる外国貨物に係 第六十七条 て準 規定する検査に際 又は第七十六条第 用する場合を含 0 際 の検査) (輸出又 第

四~六 同 上

2

同

上

3 5 票を携帯 令で定めるところにより、 ない。 税関職 員は、 関係者の請求があるときは、 第 項 Ó 規定により職務を執行するときは、 制服を着用し、 これを提示しなければな かつ、 その身分を示す証 財務

4·5 同上

一~十三 同 上

兀

条

同

上

+若 匹 雇出 しくは航空機を外国 第 をせず、 一十五条 又は偽つた届出 船 船又は 貿易船等として使用し 航 空機の資格の変更) をして、 外国貿易 若しくは外国貿易 の規定に違 船 等以外の 船舶 反

五 第十七条第四項前段(出港手続)の規定による報告をせず、又同を受けないで積荷の船卸しをした者として貨物の積卸しをした者とよる許らた者。	界十六条第一項(貨物の積卸し)の規定による報告をせず、日をせず、又は偽つた報告をした者界十五条の二第二項(積荷に関する事項の報告)の規定によよる報告をせず、又は偽つた報告をした者	第八項又は第十四項前段(入港手続)の規定の罰金に処する。各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲	易船等を外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機として使用した 2 第二十六条(船長又は機長の行為の代行)の規定に基づき、外国 貿易船等の船長又は機長が行うべき行為を当該外国貿易船等の所有 者等(同条に規定する所有者等をいう。)が行つた場合における当 該所有者等であつて次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下 の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一〜九 (省 略) 国貿易船等として使用され、又は当該届出に係る外国貿易船等が 外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機として使用された場合に 外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機として使用された場合に 外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機として使用された場合に のとこれが、 本(当該届出に係る外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機として使用した のとこれが、 本(当該届出に係る外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機として使用した のとこれが、 本(当該届出に係る外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機として使用した のとこれが、 本(当該届出に係る外国貿易船等が のと、 本(当該届出に係る外国貿易船等が のと、 本(当該届出に係る外国貿易船等が のと、 本(当該届出に係る外国貿易船等が のと、 本(当該届出に係る外国貿易船等が のと、 本(当該届出に係る外国貿易船等が のと、 本(当該届出に係る外国貿易船等が のと、 本(当該届出に係る外国貿易船等が のと、 本(当該届出に係る外国貿易船等が のと、 本(当該届出に係る外国貿易船等が のと、 本(当該届出に係る外国貿易船等が のと、 本(当該届出に係る外国貿易船等が のと、 本(当該届出に係る外国貿易船等が のと、 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、
一 の 四 日 上	一 の 三 同 同 上 上	一 同 上第百十四条の二 同 上	2 同 上 長又は機長 として使用された場合に限る。 長又は機長 上 第二十五条の規定による届出について偽つた届出をした者(当

の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はその職務十六(第百五条第一項(税関職員の権限)の規定による税関職員の告をせず、又は偽つた報告をした者	十五 第七十七条の五第二項(違法行為等の是正)の規定による報検査その他郵便物に係る税関の審査に際し、偽つた証明をした者	十四 第七十六条第一項ただし書(郵便物の輸出入の簡易手続)のは同条第二項の規定に違反して書類を提出しなかつた者貨物を外国貿易船等に積んで本邦内の場所相互間を運送した者又	十三 第六十六条第一項(内国貨物の運送)の規定に違反して内国反して書類を提出しなかつた者	易ずっく引作ので運転して守てよりであればり見ざい十四条第一項(難破貨物等の運送)の規定に違反して三項の規定による確認を受けなかつた者	十一 第六十三条第五項本文、第六十三条の二第三項又は第六十三国貨物を運送した者	第一項若しくは第二項(郵便物の保税運送)の規定に違反して外二第一項若しくは第二項(保税運送の特例)又は第六十三条の九	十 第六十三条第一項若しくは第三項(保税運送)、第六十三条のとの交通等)の規定に違反して交通又は貨物の積卸しを行つた者	九 第二十四条第一項、第二項又は第四項(船舶又は航空機と陸地た書類を提出した者	八 第二十三条第五項本文の規定による書類を提出せず、又は偽つの規定に違反して船用品又は機用品を積み込んだ者	七 第二十三条第一項又は第二項(船用品又は機用品の積込み等)ず、又は偽つた報告をした者	六 第二十条第四項前段(不開港への出入)の規定による報告をせは偽つた報告をした者
+1	九の	九	八	七	力		五	四	三	<u> </u>	<u>ー</u>
同上	二同	同 上	同 上	同上	日上		同上	同上	同上	同上	五同
	上						_			_	上

第二十条の二第一項(特殊船舶等の不開港への出入)の規定に、は偽つた届出をした機長四項の規定に違反して同項の規定による届出をせず出港し、若出せず出港し、若しくは偽つた入港届を提出した船長又は同条第十八条の二第二項の規定に違反して同項に規定する入港届を又は機長	規八入	入出港の簡易手続)の規定による報告をせず、又は偽つた報告第十八条の二第一項ただし書又は第三項ただし書(特殊船舶等、又は偽つた書類を提出した船長又は機長	七条の二第一項後段の規定による出した船長又は機長出せず同項に規定する出港届を提出せず七条の二第一項前段(特殊船舶等	は三十万円以下の罰金に処する。百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又	された者を含む。)の処分の執行を拒み、妨げ、又は第百七条(税関長の権限の委任)の規定により権限の六条(特別の場合における税関長の権限)の規定によ)を提示し、若しくは提出した者	- 又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は 第百五条第一項第四号の二又は第六号の規定による物件の提
비 치	五.	四	<del>-</del>	第 百	+	+
同同	同	同	<u>\( \frac{1}{2} \)</u>	十 五 条	司	
上 上	上	上	同 上	吊	上	同上

七 第十八条の二第一項ただし書、第二項、第三項ただし書又は第一開港又は税関空港に入港した場合に限る。)  報告について偽つた報告をした者(当該報告に係る特殊船舶等が一報告にの二第一項ただし書又は第三項ただし書の規定によるを提出した者	第十七条の二第一項後段の規定による書類について偽つた書届を提出した者	一頁前段に規定する出巷届こついて為つの罰金に処する。	有者等であつて次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲(同条に規定する所有者等をいう。)が行つた場合における当該所船舶等の船長又は機長が行うべき行為を当該特殊船舶等の所有者等	十六条(船長又は機長の行為の代行)の規定に基づき、特殊た船長又は機長	船舶等として使用し、又は原して届出をせず、又は偽第二十五条第二項(船舶	じず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長十三 第二十条の二第四項後段の規定による書類の提出の求めに応	長	十一 第二十条の二第三項の規定に違反して同項に規定する入港届書類を提出した船長又は機長	十 第二十条の二第二項の規定による書類を提出せず、又は偽つたよる報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長
五  四		<u> </u>		2 同				九	八
同 同		$\stackrel{>}{=}$		上				司	同
上 上		同		<u></u>				上	上

上

報告をせず、又は偽つた報告をした者第十五条の三第五項前段(特殊船舶等の入港手続)の規定にを隠した者)の規定に違反して帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又は	二項において準九第一項、第六	後又は三十万円以下の罰金に処する。 第百十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲!	た場合に限る。)、又は当該届出に係る特殊船舶等が沿海通航船等として使用された者(当該届出に係る沿海通航船等が特殊船舶等として使用され	十四 第二十五条第二項の規定による届出について偽つた届出をし類を提出した者	十三 第二十条の二第四項後段の規定による書類について偽つた書 港届を提出した者	第二十た	十一   第二十条の二第三項に規定する入港届について偽つた入港届   出した者	十 第二十条の二第二項の規定による書類について偽つた書類を提っ。)	た者(当該報告に係る特殊船舶等が不開港に入港した場合に限る九 第二十条の二第一項の規定による報告について偽つた報告をしをした者	提出した者又は同条第四項の規定による届出について偽つた届出八 第十八条の二第二項に規定する入港届について偽つた入港届を四項の規定による書類について偽つた書類を提出した者
<u> </u>	_	第百十五条の二					九	八	七	六
の <u>-</u>	同	十 五 冬					同	同	同	同
同	上	の一					上	上	上	上
上		同								

上

る報告をせず、 第十七 条の二第三項 又は偽 前 つた報告をした者 段 (特 殊船 船等 0 出 港 手続) 0 規定によ

をせず、又は偽つた届出をして貨物の積卸しをした者 | 四 第十九条(開庁時間外の貨物の積卸し)の規定に違反して届出 |

定による報告をせず、又は偽つた報告をした者五第二十条の二第六項前段(特殊船舶等の不開港への出入)の規

| で考 | 定と | 定に違反して許可を受けないで外国貨物を見本として一時持ち出 | についての規定の準用等| において準用する場合を含む。)の規 | 六 第三十二条(見本の一時持出)(第三十六条第一項 (保税地域

しくは偽り、又は帳簿を隠した者 準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿の記載をせず、若の七 (保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用) において七 第三十四条の二又は第六十一条の三(記帳義務) (第六十二条

その他の手入れをした者八年三十六条第二項の規定に違反して内容の点検又は改装、仕分

した者 保税地域内又は保税蔵置場において認められる行為以外の行為を規定の準用)において準用する場合を含む。)の規定により指定規定の準用)において準用する場合を含む。)の規定により指定規定の準用)において準用する場合を含む。)の規定についての

域から出した者を受けないで外国貨物を保税作業のため保税工場又は総合保税地を受けないで外国貨物を保税作業のため保税工場又は総合保税地の準用」において準用する場合を含む。)の規定に違反して許可条の十五(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定、第六十一条第一項(保税工場外における保税作業)(第六十二十)第六十一条第一項(保税工場外における保税作業)(第六十二十)

て準用する第四十三条の三第一項(外国貨物を置くことの承認)| 第六十一条の四 (保税蔵置場についての規定の準用) におい

二 同 上

の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者二の二(第二十条の二第五項前段(特殊船舶等の不開港への出入)

物を見本として一時持ち出した者用する場合を含む。)の規定に違反して許可を受けないで外国貨第三十二条(見本の一時持出)(第三十六条第一項において準

載をせず、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者の七において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿の記第三十四条の二又は第六十一条の三(記帳義務)(第六十二条

匹

五 同 上

られる行為以外の行為をした者む。)の規定により指定保税地域内又は保税蔵置場において認め第二項(貨物の取扱い)(第四十九条において準用する場合を含六 外国貨物又は輸出しようとする貨物につき第四十条第一項又は

域から出した者を受けないで外国貨物を保税作業のため保税工場又は総合保税地を受けないで外国貨物を保税作業のため保税工場又は総合保税地条の十五において準用する場合を含む。)の規定に違反して許可七、第六十一条第一項(保税工場外における保税作業)(第六十二十二)

貨物を置くことの承認)又は第六十二条の十(外国貨物を置くこ八)第六十一条の四において準用する第四十三条の三第一項(外国

に出入する罪)、第百十四条、第百十四条の二(第十号及び第十号ないで輸出入する等の罪)、第百十三条(許可を受けないで不開港第百十六条 重大な過失により第百十一条第一項第二号(許可を受け	に出入する罪)、第百十四条、第百十四条の二(第十六号及び第十ないで輸出入する等の罪)、第百十三条(許可を受けないで不開港第百十六条 重大な過失により第百十一条第一項第二号(許可を受け
十三 同 上	貨物を総合保税地域に入れた者だによる届出をせず、又は偽つた届出をして同条に規定する外国十六 第六十二条の十一(販売用貨物等を入れることの届出)の規場所で使用するため保税展示場又は総合保税地域から出した者
十二 同 上	許可を受けないで外国貨物を保税展示場又は総合保税地域以外の十二条の十五において準用する場合を含む。)の規定に違反して十五(第六十二条の五(保税展示場外における使用の許可)(第六者
十一 同 上	項の規定による報告の求めに応じず、若しくは偽つた報告をした 「
十 同 上	関長の承認を受けないで規定による申告をせず、十二条の三第一項(保税おいて認められる行為以
九 同 上 (総合保税地域の許可)に掲げる行為をした者 (総合保税地域の許可)に掲げる行為をした者 作業に使用し、又は第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号	スは第六十二条の八第一項の規定により保税展示場又は総合保税十二 外国貨物につき第六十二条の二第三項(保税展示場の許可)に掲げる行為をした者 反して承認を受けないで外国貨物を保税作業に使用し、又は第六

つた等の罪)の罪を犯した者は、当該各条の罰金刑を科する。条の二(第一号、第七号及び第十六号を除く。)(帳簿の記載を怠七号を除く。)、第百十五条(報告を怠つた等の罪)又は第百十五

第十一章 犯則事件の調査及び処分

第一節 犯則事件の調査

(質問、検査又は領置等)

第百十九条 任意に提出し に対して出頭を求め、 (臨検、 所持し、 犯則嫌疑者若しくは参考人 捜索又は差押え等)において「犯則嫌疑者等」という。 若しくは置き去つた物件を検査し、又は犯則 税関職員は、 若しくは置き去つた物件を領置することができる。 犯則嫌疑者等に対して質問し、 犯則事件を調査するため必要があるときは (以下この項及び第百二十一条第 犯則嫌疑者等 嫌疑者等が 項

(臨検、捜索又は差押え等)

2

(省

略

第 ては、 百二十一条 できる。 該記録媒体を差し押さえることをいう。 て必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ 録を保管する者 き物件と思料するものの (判官があらかじめ発する許可状により、 その 物件若しくは 差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場 所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の 税関職員は、 そ 参考人の身体、 0) 住居その 他電磁的記録 他の場 犯則事件を調査するため必要があるとき 差押え又は記録命令付差押え を利用する権限を有する者 所 物件又は住居その の捜索 以下同じ。)をすることが 臨検、 又は印刷させた上 証拠物若しく 犯則嫌疑者等の身 他 の場 (電 所につい は没収す に命じ P磁的記

つた等の罪)の罪を犯した者は、当該各条の罰金刑を科する。条の二(第一号、第四号及び第十三号を除く。)(帳簿の記載を怠の二を除く。)、第百十五条(報告を怠つた等の罪)又は第百十五

第十一章 同 上

第一節 同 上

(質問、検査又は領置等)

件若しくは犯則嫌疑者が置き去つた物件を領置することができる。 者が置き去つた物件を検査し、又はこれらの者が任意に提出した物の者に対して質問し、これらの者が所持する物件若しくは犯則嫌疑るときは、犯則嫌疑者若しくは参考人に対して出頭を求め、これら第百十九条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があると認め

2 同 上

、臨検、捜索又は差押

ることができる。 裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、捜索又は差押をすは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の第百二十一条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるとき

限 ŋ 索 をすることが できる。

2 る。 管するた 若しくは 機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子 機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、 当該 電子計算機又は当該 押さえるべ 電 磁 8 消去をすることが 的 記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上 使 用されて き物件が電子計算機であるときは いると認めるに足りる状況 他の できることとされて 記録媒体を差し押さえることが いる電 計算機 当該電子計算 磁 あ る 的 該 電 記 記録を保 子計算 で変更 0 から

3 ァベき物 前 項 件若しく の場合に 、は場所、 おいて、 捜索すべき身体、 急速を要するときは 物件若しく 税関 職 は 員 長は、 場 所 臨 差 検 2

るべき者の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官が 5 押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、 らかじめ 発する許可状により 前 項 の処分をすることが 若しくは印刷させ できる

4 は、 犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならな 関 を 職 除き、 員 は、 以 下 項又は前項 「許可 状」という。) の許可状 (第百三十六条 を請求する場合において (鑑 定等  $\mathcal{O}$ 3

5 ことが 場所 き電 判 所名を記載し 武者の官職氏名、 磁 臨 判官は、 項 一検すべ できずこれを返還しなければならない旨 的 差し 0 請求が 記録及びこれを記録させ 押 犯則嫌疑者の氏名 さえるべ き 物件若しくは場所、 あ つた場合においては、 自己の き物 有効期間、 他又は 記名押印 (法人については、 その期間経過後は執行に着手する 記 鼠録させ、 捜索すべき身体、 若しくは印刷させるべ した許可状を税関 地方裁判 若 交付 所又は 名称) は印 職員に交付 の年月日及び 物件若しくは 簡易 刷 き者並び させるべ 罪名並 裁判 所 4

なけ

ればならない

事

項

をも

記 載し

なけ

れ ば

なら

な

件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があら き場 じ め 前 発する許 所、 項 0 捜索すべき場所 場 %合にお 可 状により いて急速を要するときは、 身体若しく 前 項 0) 処分をすることが は物件又 税関 は 差 職 できる。 員 押 は ええる 臨 検 き物 す ×

五. 条までにおいて 犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならな 関 職 員は、 第 許可 項又は 状」という。 前 項の許可状 を請求する場合にお 以下こ 0) 条 から 第 百 ては

た許  $\mathcal{O}$ らない旨、 期 又は差し押えるべき物件並びに請求者の官職氏名、  $\mathcal{O}$ 間 裁 前 経過 判官 則 可 項 状を税関職員に交付し 嫌 の請求があつた場合に 疑者 は、 後は執行に着手することができずこれを返還 交付 の氏名又は 臨検すべき場所 年月日及び 犯 則 なけ 裁判 お 0 事実が明ら いて 捜索すべ れば 所名を記載し は、 なら き場所 地 な 方裁 かであるときは 判 自 身 所 有効期 0 体若しく 又 場合 0 は 記 な 簡 け 易 名 間 は 裁 お れ その 物件 ば 判 印 な 所

6 媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しな 差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続して 項 の場合に お 1 ては、 許可 状に、 前 項に 規定する事 いる記 項 0 ほ

押え又は記録命令付差押えをさせることができる。 7 税関職員は、許可状を他の税関職員に交付して、臨検、捜索、差

ればならない。

# (通信事務を取り扱う者に対する差押え)

- し押さえることができる。 に足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受けて、これを差に足りる状況があるものについては、犯則事件に関係があると認めるについての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管2 税関職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信2
- りでない。 | によつて犯則事件の調査が妨げられるおそれがある場合は、この限によつて犯則事件の調査が妨げられるおそれがある場合は、この限の旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。ただし、通知3 税関職員は、前二項の規定による処分をした場合においては、そ 3

# 通信履歴の電磁的記録の保全要請)

者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に第百二十三条 税関職員は、差押え又は記録命令付差押えをするため

### 郵便物等の差押)

- し押えることができる。

  し、又は所持するものに限り、許可状の交付を受けて、これを差に足りる状況があるものについては、犯則事件に関係があると認めるについての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管 税関職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信
- い。
  よつて犯則事件の調査が妨げられる虞がある場合は、この限りでなの旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。但し、通知にの 税関職員は、前二項の規定による処分をした場合においては、そ

特定し、 書面で求めることができる。 たときは いて差押え又は記録命令付差押えをする必要がない ている者に対 通 三十日を超えない期間を定めて、 信日時その 当該 Ļ 求めを取り その 他の 業務上記 通信履歴の電磁的記録のうち必要なも この場合において、 消さなけ 録し ればならない。 て いる電気通信の これを消去しないよう、 当該 電 磁的 送信 認 めるに至 記 元 送

(現行犯事件の臨検、捜索又は差押え)

8 を所持し、 .対して第百二十一条第一項の臨検、 明らかに認めら 状の交付を受けることができないときは、 られるものを集取するため必要であつて、 税関職員は、 又は顕著な犯則の跡があつて犯則を行つてから間がない 現に犯則に供した物件若しくは犯則により得た物件 れる者がある場合において、 捜索又は差押えをすることが かつ、 その者の所持する物件 その証拠となると認 急速を要し、 許

できる。

2

(現行犯事件の臨検、捜索又は差押

第百二十三条 一条第一項 を受けることができないときは、 を取り集めるため必要であつて、 つた際に発覚した事件について、その証拠となると認められるもの (臨検、 税関職員は、 捜索又は差押) 現に犯則を行い、 且つ、 その犯則の現場において第百二十 の処分をすることができる。 急速を要し、 又は 現に犯則を行 許可状の交付

2 を所持し、 件に対して第百二十一条第一 許可状の交付を受けることができないときは、 められるものを取り集めるため必要であつて、 と明らかに認められる者がある場合において、 ることができる。 税関職員は、 又は顕著な犯則の 現に犯則に供した物件若しくは犯則 跡があ 項 (臨検 つて犯則を行つてから間がない 捜索又は その証 且つ、 その (差押) 者 により得た物件 の所持する物 急速を要し、 拠となると認

(電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分)

ることができる。あるときは、税関職員は、その差押えに代えて次に掲げる処分をす第百二十五条差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体で

し押さえること。媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差別をして、一差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録

(臨検、捜索又は差押え等に際しての必要な処分)

要な処分をすることができる。

一定をするため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必能である。

「おいったのできる。」

「おい

いても、することができる。 2 前項の処分は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件につ

(処分を受ける者に対する協力要請)

を求めることができる。

を求めることができる。

を求めることができる。

を求めることができる。

を求めることができる。

を求めることができる。

を求めることができる。

を求めることができる。

(臨検、捜索又は差押の夜間執行の制限)

とができる旨の記載がなければ、日没から日出までの間には、して|第百二十四条 臨検、捜索又は差押は、許可状に夜間でも執行するこ|

	めることができる。	たときは、これを提示しなければならない。第百二十九条 税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、(身分の証明)	、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。第百二十八条 臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状は(許可状の提示)	
(臨検、捜索又は差押物件又は領置物件についても、することができる。   とができる。   とができる。   きる。   きる。   きる。		なければならない。	る者に呈示しなければならない。 第百二十五条 臨検、捜索又は差押の許可状は、これらの処分を受け(許可状の呈示)	をは、日没後まで継続することができる。 とができる場所でその公開した時間内にこれらの処分をする場合及とができる場所でその公開した時間内にこれらの処分をする場合及とができる場所でその公開した時間内にこれらの処分をする場合及

### (所有者等の立会い)

- くは地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。きないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若し2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち会わせることがで
- 、前二項の規定によることを要しない。
  り臨検、捜索又は差押えをする場合において、急速を要するときは3 第百二十四条 (現行犯事件の臨検、捜索又は差押え) の規定によ
- なければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない4 女子の身体について捜索をするときは、成年の女子を立ち会わせ、

## (処分中の出入の禁止)

臨検、捜索若しくは差押をし、又は開示を求める間は、何人に対し第百二十八条の税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、

ても、許可を受けないでその場所に出入することを禁止することが臨検、捜索若しくは差押をし、又は開示を求める間は、何人に対し

#### できる。

### (責任者等の立会)

第百二十九条 立ち会わせなければならない。 む。)又は成年に達したこれらの者の使用人若しくは同居の親族を 所で臨検、 (これらの者の代表者、 捜索又は差押をするときは、 税関職員は、 代理人その他これらの者に代るべき者を含 船 舶、 航 空機、 その所有者若しくは管理者 車両又は倉庫その 他 場

は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

2 前項の場合において同項に規定する者を立ち会わせることができ

二項の規定によることを要しない。 臨検、捜索又は差押をする場合において、急速を要するときは、前3 第百二十三条 (現行犯事件の臨検、捜索又は差押)の規定により

ければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。4 女子の身体について捜索するときは、成年の女子を立ち会わせな

### (警察官等の援助)

るときは、警察官又は海上保安官の援助を求めることができる。 第百三十条 税関職員は、臨検、捜索又は差押をするに際し必要があ

### (調書の作成)

#### (領置目 録等の作成等)

第百三十二条 交付しなければならない。 を受けた者を含む。 磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分)の規定による処分 令付差押物件の所有者、 たときは、 その目録を作成し、 税関職員は、 )又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を 所持者若しくは保管者 領置、 領置物件、 差押え又は記録命令付差押えをし 差押物件若しくは記録命 (第百二 一十五条 電電

第百三十 条 税関職員は、 この 節 の規定により 質 問 検 査 領置、

は署名押印することができないときは ばならない。 者又は立会人に示し、 臨 検 捜索又は差押をしたときは 但 質問を受けた者又は立会人が署名押印せず、 これらの者とともにこれに署名押印しなけれ その調書を作り その旨を附記す 質問 れば足りる を受けた

#### 領 置目 録又は差押目録)

第百三十二条 作り、 者に代るべき者にその謄本を交付しなければならない。 領置物件又は差押物件の所有者若しくは所持者又はこれらの 税関職員は、 領置又は差押をしたときは、 その目録を

#### 鑑 定 0 嘱託)

2 第百三十二条の二 の鑑定を嘱託することができる。 あるときは 学識経験を有する者に 税関職員 は、 犯則事件を調査するため特に必要 差押物件又は領置物件に

該 いて を管轄する地方裁判所又は 鑑 定に係る物件を破壊することができる。 項の規定による鑑定の嘱託を受けた者 一鑑定人」という。 簡易裁 は、 前項の税関職員の所属官署の所在地 判 所 の裁判官の 第四 許 項及び第五項に 可を受けて お 当

4 3 | これを返還しなければならない旨 認めるときは、 氏名 項の請求があつた場合において 項  $\mathcal{O}$ 許 有効期間 可 の請求は 破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並 その 期 税関職員からこれをし 間 経 過後 は執行に着手することができず 交付の年月日及び裁判所名を記 裁判官は なけ 当 れば びに請求者の官 該請求を相当と ならない。

が

て

### (領置物件等の処置)

とができる。 とができる。 とができる。 とができる。 とができる。 とができる。 とした後これを公売に付し、その代金を保管するとき、又は腐敗若しくは変質のおそれがあるときは、政令で定めると 2 税関長は、領置物件又は差押物件が腐敗し、若しくは変質したと 2

件について、それぞれ準用する。
| 定は前項の公売について、同条第五項の規定は領置物件又は差押物| | 定は前項の公売について、同条第五項の規定は領置物件又は差押物| 3 第八十四条第三項及び第四項(収容貨物の公売又は売却等)の規 3

## (領置物件等の還付等)

き者にこれを還付しなければならない。物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべ第百三十四条 税関職員は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押

3

前項の公告に係る領置物件

又は差押) この場合においては 自 己 の規定を準用する の記名押印し た許 第百一 可 状を税関職員に  $\overline{+}$ 一条第四項後段 交付し な ( 臨 け 検 ればなら 搜索

# (領置物件又は差押物件の処置)

得て、保管証を徴して保管させることができる。
所有者又は所持者その他税関職員が適当と認める者に、その承諾を第百三十三条 運搬又は保管に不便な領置物件又は差押物件は、その

# (領置物件又は差押物件の返還等)

差押物件又は記録命令付差押物件に 3 前 項の公告に係る領置物件又は差押物件について、 公告の日から

れらの物件は、国庫に帰属する。のいて公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、こ

- 4 (省略)
- 5 より 潍 該関税その 玉 返 「税を直ちに徴収する。 関 還を受けるべき者に還付する場合において、これらの物件に 用する第八十四 前条第二項 |税その他の国税が納付されていないときは、 売却された領置物件又は差押物件の代金を第一項の規定により 他 の国税に充てる。 0 規定により公売に付され、 条第三項 この場合においては、 (収容貨物の公売又は売却等) 又は同条第三項に 当該代金をもつて当 当該関税その他 の規定に お つい 7 0) 5
- 6 た外国貨物の代 V) 付される場合におい は 検察官に引き継 税関 ちに徴 ていないときは、 差押物件の代金で第百四十八条 侵長は、 収する。 前条第二項の規定により公売に付した領置物件若しく 金が同法の規定によりその返還を受けるべき者に還 がれたもの又は刑事訴訟法の規定により売却され 当該関税を当該代金の返還を受けるべき者から て、 これらの物件又は貨物につき関税が納付さ (検察官への引継ぎ) の規定によ 6
- 7 す る者によつて占有された時」とあるの た時」と読み替えるものとする。 第九十七条第四項 , て準 用する。 この場合におい (警察官等の通 て、 報) 同 は、 の規定は、 条第四項中 領置又は差押えがさ 前 同 三項 項 0 の場合に 処分を 7

# 、移転した上差し押さえた記録媒体の交付等)

者又は 百 た場合に 2転させた上差し押さえた記録媒体について留置の 差押えに代 保管者とが異なるときは 五. お 税 関 わる処分) 差押えを受けた者と当該記録媒体 職 員 は 0 第 規定により電磁的 百 当該差押えを受けた者に対 五. (電 磁的 記録を移転 記 .. の 必要がなくなつ 録に 所 有者 係 L る 記 又は 録媒

> に帰属する。 六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、

> > 玉

庫

#### 4 同 上

- 他の国税を直ちに徴収する。 より返還を受けるべき者に還付する場合におい 定により売却された領置物件又は差押物件の 準 て当該関税その他の ついて関税その他の 用する第八十四条第三項 前 条第二項 の規定により公売に付さ 国税が 国税に充てる。 納付されていないときは、 (収容貨物の随意契約による売却 この場合においては、 れ、 又 介は同 代金を第一 て、 条第 これら 当該代金をも 当該関 一項にお 項 の物件に 0 規 税 その 定に 0) 規 0
- 国貨物 いないときは れる場合にお 察官に引き継がれたもの又は刑事 は差押物件の代金で第百四 徴収する。 税関長は、 0 代 金が同法の規定によりその返還を受けるべき者に還付さ 前 V 当 条第二 て、 一該関税を当該代金の返還を受けるべき者から これら 項の規定により公売に付し 十条  $\mathcal{O}$ 物件又は貨物につき関税が (検察官 訴訟法の規定により の引継 た領置物件若 の規定によ 売却され 納 付 さ 直 れ 検
- 処分をする者によつて占有された時」とある 場 えがされ 合につい 第九十七条第四 た時」 、て準用っ と読み替えるものとする 項 する。 関 この 税 0 、場合に、 賦 課 手 お 続 の調整) V て、 0 同 条第 は 0) 規定 四 んは、 領置又は差押 項 前 同 項 項 0 0

し、又は複写をさせることを要しない。を経過しても前項の交付又は複写の請求がないときは、その交付をが頂において準用する前条第二項の規定による公告の日から六月

### (鑑定等の嘱託)

ることができる。
差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託すは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付第百三十六条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるとき

、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職氏名、有効認めるときは、犯則嫌疑者の氏名(法人については、名称)、罪名前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と前項の許可の請求は、税関職員からこれをしなければならない。

4|3|

記名押印した許可状を税関職員に交付しなければならない。なければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還し

(臨検、捜索又は差押え等の夜間執行の制限)

第百三十七条 2索又は差押え) これらの処分をする場合及び第百二十四条 間でも公衆が出入りすることができる場所でその公開した時間内に 出までの間には、 必要があると認めるときは、 に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ 日没前に開始した臨検、 臨検、 の規定により処分をする場合は してはならない。ただし、旅館、 搜索、 搜索、 差押え又は記録命令付差押えは、 日没後まで継続することができる。 差押え又は記録命令付差押えは (現行犯事件の臨検、 この限りでない。 飲食店その他夜 日没から日 許可状

## (処分中の出入りの禁止)

ることを禁止することができる。 助る間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に出入りす 臨検、捜索、差押え若しくは記録命令付差押えをし、又は開示を求 第百三十八条 税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、

# (執行を中止する場合の処分)

でその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。執行を中止する場合において、必要があるときは、執行が終わるま第百三十九条。臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状の

### (捜索証明書の交付)

しなければならない。ないときは、捜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付第百四十条 捜索をした場合において、証拠物又は没収すべき物件が

### (調書の作成)

その調書を作成し、質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて第百四十一条 税関職員は、この節の規定により質問をしたときは、

第百三十六条の二 同 上いての告発) (申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件につ第二節 同 上	第百四十四条 (省 略) (申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件につ 第二節 犯則事件の処分
第百三十六条 同 上  (税関職員以外の公務員の通知)	第百四十三条(省略)(税関職員以外の公務員の通知)
行することができる。    物るときは、その所属する税関の管轄区域外においてその職務を執第百三十五条   税関職員は、犯則事件を調査するため必要があると認(管轄区域外における職務の執行)	とができる。 とができる。 とができる。 (管轄区域外における職務の執行)
	記すれば足りる お押印せず、又 とともにこれに とともにこれに なした
	、誤りがないかどうかを問い、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調書に記載し、質問を受けた者とともに名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

### 職 員の報告又は告

第百四

十五条

税関職員は、

犯則事件

ならない。 ず る犯則事件を除く。 れかに該当する場合においては、 結果を税関長に報告しなければならない。ただし、次の各号のい 以下同じ。 )の調査を終えたときは、 直ちに検察官に告発し その調査 なけ れ

### (省

証拠となると認められるものを隠滅するおそれがあるとき。

#### (税関 長 0 通告処分等

第百四十六条 旨を書面により通告しなければならない。 きは、その理由を明示し、 ことができる。 **郧命令付** 該当する物件に 追徴金に相当する金額並びに書類の送達並びに差押物件又は記 差押 税関長は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たと 物 件 の運搬及び保管に要した費用を税関に納付 罰金に相当する金額、 納付の申出のみをすべき旨を通告する この場合におい 没収に該当する物 て 1すべき 没収

- 2なけ 前 ればならない。 項 同 0 項 場合において、 の規定にかか わらず、 次の各号の 税関長は いずれかに該当すると認めると 直ちに 検察官に告発
- 情状が 懲役  $\mathcal{O}$ 刑 に処す きも のであるとき。
- 犯則者が 通告の旨を履行する資力がないとき。
- 3 | の白な誤 又は 項 前項若しくは次条の規定により告発するまでの ŋ の規定による通告に計算違い、 があるときは 税関長は、 誤記その他これらに 則者が当 該 通 告 間  $\mathcal{O}$ 旨 類する を履 職 権で

# (税関職員の報告又は告

(申告納税方式適用関税に関す 第百三十七条 ない。 かに該当する場合においては、 果を税関長に報告しなければならない。 る犯則事件を除く。以下同じ。 税関職員は、 犯則事件 )の調査を終えたときは、 直ちに検察官に告発し (申告納税方式適用関 ただし、 次の各号のいずれ なけ 調査の 税 ればなら に関

結

- 同 上
- れ があるとき。 証拠となると認められるものを隠し、 又はなくしてしまうおそ

#### 、税関長の 通告処分又は 告

第百三十八条 きは ればならな 物件又は追徴金に相当する金 きは、その理由を明示し、 直ちに検察官に告発しなければならない。 税関長は、 ただし、 犯則事件の調査により犯則 次 罰金に相当する金額及び没収に該当する 0) 各号 |額を税関に納付すべ 0 1 ず れかに該当すると認めると き旨を通告 の心証を得たと しなけ

- 情状が懲役 刑に処す ベ きも のであるとき。
- 犯則者が通告の旨を履行 する資力がな
- 2 領を拒んだため、 ときも 犯則者の居所が明らかでないため ま た前 項 又はその 但 書と同 他 様とする。 <u>,</u> 事 由 に因 若しくは犯則 通 告をすることが 者 が 通告書の できな 受

税関長の通告処分等)若しくは前条の規定による税関長の告発を待しまれては告発)の規定による税関職員の告発又は第百四十六条第二項(は年第百四十八条 犯則事件は、第百四十五条ただし書(税関職員の報告 第百四(検察官への引継ぎ)(検	ことができないときも、前項と同様とする。 ことができないときも、前項と同様とする。 ことができないときも、前項と同様とする。 ことができないときも、前項と同様とする。 ことができないときも、前項と同様とする。 ことができないときも、前項と同様とする。 ことができないときも、前項と同様とする。 ことができないときも、前項と同様とする。 ことができないときも、前項と同様とする。	つた場合とは、当変更圧。以下につなさは、に「通い等」   上条 犯則者が前条第一項の通告(同条第三項の規定による 第百分の不履行と告発)   (	犯則者は、第一項の通告の旨 (第三項の規定による更正があつた 4 和場合には、当該更正後の通告の旨。次項及び次条第一項において同件に該当する物件を所持するときは、公売その他の必要な処分がされに該当する物件を所持するときは、公売その他の必要な処分がされに該当する物件を所持するときは、公売その他の必要な処分がされに該当する物件を所持するときは、公売その他の必要な処分がされれない。	日を経過した時からその進行を始める。
し書若しくは第二項(税関長の通告処分又は告発)若しくは前条のは告発)の規定による税関職員の告発又は第百三十八条第一項ただ第百四十条 犯則事件は、第百三十七条ただし書(税関職員の報告又(検察官への引継)	合は、この限りでない。但し、二十日を過ぎても告発前に履行した場合は、この限りでない。但し、二十日を過ぎても告発前に履行した場合に対している。	り 九 処 こ 条 分	について公訴を提起されない。	。 第一項の規定により通告があつたときは、公訴の時効は、中断す

つて論ずる。

2 書を添付し、 書面をもつて行い、 る犯則事件についての告発)の規定による告発又は前項の告発は、 第百四十四条 これを領置目録、 領置物件、 (申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関す 第百四十一条各項 差押目録又は記録命令付差押目録とともに 差押物件又は記録命令付差押物件があると (調書の作成) に規定する調 2

3 検察官に引き継がなければならない。 前項の領置物件、 (領置物件等の処置) 差押物件又は記録命令付差押物件が第百三十三 の規定による保管に係るものである 3

場合においては、 条第一項 を同項の規定により当該物件を保管させた者に通知しなければなら 同項の保管証をもつて引き継ぐとともに、

ない。

4 が引き継がれたときは、 官によつて押収されたものとみなす。 前二項の規定により領置物件、 当該物件は、 差押物件又は記録命令付差押物件 刑事訴訟法の規定により検察 4

5 (省 略

犯 則の心証 条 を得ない場合の通知等)

第百四十九

税関長は

犯則事件を調

査し、

犯則の心

証を得ない場

合におい

は

場合におい て、 、 物件の領置、 差押え又は記録命令付差押えがある

その旨を犯則嫌疑者に通知しなければならな

ときは、 その解除を命じなければならない。

> 規定による税関長の告発をまつて、 これを論ずる。

は、 又は差押目録とともに検察官に引き継がなければならない。 書を添付 物に係る関税に関する犯則事件についての告発)の規定による告発 前項の告発又は第百三十六条の二 文書をもつて行い、 Ĺ 領置物件又は差押物件があるときは、 第百三十一条 (申告納税方式が適用される貨 (調書の作成) これを領置目録 に規定する調

の旨を同項の保管者に通知しなければならない。 ある場合においては、 は差押物件の所有者等による保管)の規定による保管に係るもので 前 項の領置物件又は差押物件が第百三十三条第一 同項の保管証をもつて引き継ぐとともに、 項 (領置物件又 そ

その旨

収されたものとみなす。 たときは、 第二項又は前項の規定により領置物件又は差押物件が引き継がれ 当該物件は、 刑 事 訴 訟法 の規定により検察官によつて押

5 同 上

$\overline{}$
傍
線
0)
部
分
は
改
正
部
分
` '

11	10	9								<i>4 \</i>	な	舶	項	_	マ	月		四	3	2	第十五		
(省	(省	(省								8	V )	国籍	項を記さ	項 (入	その行政機関	_	昭和	四時間	外国	( 省	五条	(入港手続)	
										(省		証	載	入山	政総	に掲げる	六上	(Z	外国貿易船			手	
略)	略)	略)										書又は	たったっ	出港の		りる日		(その吐	勿船!	略)	<b>(</b> 省	形心	
										略)		はこ、	入港	簡	の休	日を	昭和六十三年法律第	時間が	が開		略)		改
												れに	港届及び船	多 手	日に	日をいう。	律第	汀	開港に入				
												代わ	び船	の簡易手続)にお	含ま		九 十	政機	人港				
												る書	用品目.	にお	れる	下同	十一号)	関の	した				
												類を	目録	いて	時間	じ。	第	休日	したときは、				正
												税関	を税	て同じ。	休日に含まれる時間を除	に	一条		は、				
												職員	録を税関に	$\smile$	11	含ま	第一条第一	(行政機関	船長は、				
												に提	提出するとともに、	以内	て計算する。	以下同じ。)に含まれる場合にお	項各号	$\mathcal{O}$					<del>#</del>
												示し	する	に政	する	場合		休	入港				案
												なけ	لح	令で	第	にお	( 行 政	に関	の時				
												れば	もに	定め	第十八	1	機関	日に関する法	から				
												又はこれに代わる書類を税関職員に提示しなければなら	船	以内に政令で定める事	-八条第	ては、	の休	法律	から二十				
12	11	10		vr I			1	1	9	4						<u> </u>	rii		3	2	第		
同	同	同	又以	法に見	財	して	電子は	ければならない	前二	8		に代	及び	手続)	に含ま	<u>ځ</u>	昭	四時間	外	同	十五条	入	
上	上	上	書	より	務 省	財務	情報	はな	二項	同		わる	船用	に	まれ	以下	和六	間(	国貿	上		入港手続	
			面 の 5	一定の	財務省令で定めるところにより	財務省令で	処理	らな	項の規定による報告は、	上		る書類を	び船用品目録を税関に提出するとともに、	おい	れる時間	下同じ。	和六十三年	(その時日	[貿易船]		同	続)	
				か 事	定め	で定	組織	い。	定に			を税	録を	て同じ。	間を		年法	時間	が		上		
			には	事項を確実に記録し	ると	定める場合には、	を使	ただし、	よる			税関職員に提示しなければならない。	税関	Ľ.	除い	に含	律第	が 行	開港に入港したときは、				現
			り背	確実	ころ	場合	用し	し、	報告			員に	に提	以以	て計	まれ	九十	政機	入港				
			該報	に記	によ	には	て当	電気	は、			提示	出す	内に	算す	る場	一号	関の	した				
			告を	録し		雷	該報	電気通信回線の故障その	電子			しな	ると	政令	る。	合に	第	休日	とき				
			行う	てお	磁気	子信	告を	回線	情報			けれ	とよ	で定	第十	おい	一条	· 行	は、				
			(C)	\ <u>\</u>	磁気ディスク	報	行う	の数	処理			ばな	に、	んめる	-八冬	てけ	第一	政機	船長				行
			がで	とが	フカ	理细	ノこレ	障る	組織			ららな	船	事質	第一	10°, Z	項欠	関の	船長は、				11
			出により当該報告を行うことができる。	でき	<u></u>	組織の	こがで	で の 他	献を使			い。	加国	気を記	間を除いて計算する。第十八条第一項(入出港	)に含まれる場合においては、その行政機関	世号に	休日	入港				
			S .	さ る :	これ	が使品	で きゃ	他の東	伊用,				精 証 書	起載	入	1丁政党	に掲げ	日に即	をのけ				
			4	炒を :	に進	用に近	いれ	の事由によ	して				者 又	した。	出 港	機	ける!	渕 すっ	r f h				
			Î G	ておくことができる物を含む。	準ずる方	電子情報処理組織の使用に代えて	電子情報処理組織を使用して当該報告を行うことができない場合と	によ	電子情報処理組織を使用して行わな				船舶国籍証書又はこれ	)以内に政令で定める事項を記載した入港届	の簡易	の休日	法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日をい	間が行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律	の時から二十				
					万	(	کے	り	な				n	届	易	日	()	侓	十				

第十五条の二 13 12 2 14 きは、 受人その他の政令で定める者に対し、 定により積荷に関する事項の報告があつた場合において、この法律 限りでない。 事由により電子 より、 出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は 告又は第十項の規定による書面の提出は、 出を除く。 して行わなけ (特殊船舶等の入港手続 (積荷に関する事項の報告) 実施を確保するためその内容を明瞭にする必要があると認めると (省 (省 項 項 政令で定めるところにより、  $\hat{O}$ 項 当該報告をしなければならない。  $\hat{O}$ 略 規定による書面の 規定により報告を求められた者は、 0 略 規定による報告 税関長は、 ればならない。 第七項から第九項まで若しくは前項の規定による報 情 報処理組織を使用 前条第一 提出 (積荷に関する事項の報告を除く。 ただし、 (積荷に関する事項に係る書 項又は第七項から第九項までの規 その入港の前に、 報告を求めることができる。 てこれら 電 気通信回 電子情報処 政令で定めるところに [線の 報告又は 当該積荷の荷 故 理 障そ 組 書 織 感を使用 面 0 面 の提 の提 他  $\mathcal{O}$ 14 13 2 第十五条の二 ときは、 荷受人その他の政令で定める者に対し、 律の実施を確保するためその内容を明瞭にする必要があると認める 規定により積荷に関する事項の報告があつた場合において、 当該報告をしたものとみなす。 のをいう。 られる記 方式その他の人の より、 る状態に置 (特殊船 (積荷に関する事項の報告 同 前 同 当該報告に代えて、 項 当該報告をしなければならない。 上 の規定により報告を求められた者は、 上 記録であ 政令で定めるところにより、 舶 以下同じ。 等の入港手続 く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは 税関長は、 知覚によつては認識することができない方式で作 電子計算機 前条第 を利用してその情報を閲覧することができ 税 関 長が 項 電 による情報処 磁的記録 その入港の前 第七項、 この場合において、 報告を求めることができる 政令で定めるところに (電子的方式 第八 理 0 に、 項又は第十項 用 当該積荷の 供 さ 当該者 この 磁気的

法 0 れるも

第十五条の三 2 \( \) (省 略 略

5 より、 前 項 当  $\hat{O}$ 該報告をしなけ 規定により報告を求められた者 ればならない。 は 政令で定めるところに

6 ただし 面 を使用し 0 提 出 項 て当該 は 若しくは 電 気通 電 子情 報告又は書面の 信 前 口 報処 線 項 0  $\mathcal{O}$ 理 規定による報告又は第 故 組 障 織 提出を行うことが 0 を使用して行わなけ 他 0 事 由 によ ŋ 電 項 できない場合とし ħ  $\hat{O}$ 情 ばならない 規 報 定 処理組 による書

貨物 0 積 卸

、財務省令で定める場合は

この限りでない

第十六条 が 規定による積荷に関する事項を記載した書面を提出した場合を除く 品 による積荷に関する事項についての報告がない場合 預物 ) 又は同条第九項の規定による積荷に関する事項についての報告 ない 及び 規定による積荷に関する事項を記載した書面を提出した場合を除 )に対する貨物の積卸しは、 ) には、 应 場合 機用品については、 条第二項 (郵便物に該当しない 外 国貿易船 (同条第十項又は第十八条第四項 してはならない。 及び第六十三条第一項におい 又は外国貿易機 この限りでない。 信書を含む。 第十五条第一項 ただし、旅客及び乗組員 (以 下 第十八条、 「外国貿易船等」 て同じ。 (入出港の (入港手続) (同条第二項の 第十九条、 簡易手 並 の携帯品 びに という の規定 続 船 第 用

2 3 略

出港手

(出港手

第十五 条の三 同 上

5 2 が ょ ŋ , 前 4 項の規定により報告を求められた者は、 当 同 該 該報告をしなけ 報告に代えて れば 税 関 ならな 長が 電 磁的 () この場合に 記 録 を利 政令で定めるところに 用 お してその 7

閲覧

す

ることが

できる状

態

置

措

置

あ

て財務

省

令で

定めるも

情報を

当 □該者

0)

を講じたときは

当該報告をしたものとみなす

、貨物の積卸

2 第十六条 用品及び 第二十四 除く。)には、 がない場合 規定による積荷に関する事 による積荷に関する事項についての報告がない場合 の規定による積荷に関する事項を記載した書面を提出 )又は同 郵便物 )に対する貨物の積卸しは、 3 同 条第 外国貿易船又は外国貿易機 機用品については、 (郵便物に該当し 上 条第十項の (同条第十 一項及び第六 してはならない。 規定による積荷に関する事項に 項又は第十八条第四項 十三条第 ない信書を含む。 項を記載した書面を提出 この限りでない。 第十五条第 ただし、 (以 下 項におい 旅客及び乗組 第十八 項 外国貿易船 て 入出 (入港手続) 同 ľ 条、 した場合を除 (同条第二項 港 ついての 等」 第十九条 員 した場合を 0 並 の携帯品 簡易手続 と び 0) 報告 規定 に 船 Š  $\mathcal{O}$ 

第十七条 (省 略

2 3 省 略

より、 前項の規定により報告を求められた者は、 当該報告をしなければならない。 政令で定めるところに

5 面の 提 出を除く。 項 後段の規定による書面の提出 又は前項の規定による報告は、 (積荷に関する事項に係る書 電子情報処理組

その 織を使用して行わなければならない。 他の事由により電子情報処理組織を使用して当該書面 ただし、 電気通信 回 の提出又 線 の故障

は報告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は

この 限りでない。

(特殊船 舶等の出港手続

2 (省 略

第十七条の二

(省

略

3 前項の規定により報告を求められた者は、 政令で定めるところに

より、 当該報告をしなければならない。

4|気通信回 当該書面の提出又は報告を行うことができない場合として財務省令 電子 第 情 項 報処理 .線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して 後段の規定による書面の提出 組織を使用 して行わなければならない。 又は前項の規定による報告は ただし 電

で定める場合は、

この限りでない。

第十七条 同 上

2 • 上

4 より、 のを講じたときは、 閲覧することができる状態に置く措置 が 前項の規定により報告を求められた者は、 当該 当該報告をしなければならない。 同 報告に代えて、 当該報告をしたものとみなす 税関長が電磁的記録を利用してその あ この場合において、 つて財務省令で定めるも 政令で定めるところに 情報を 当該者

(特殊船 舶等の出港手

2 同 上 第十七条の二

同

上

3 より、 のを講じたときは 閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるも が 前 当該 項の規定により報告を求められた者は、 当該報告をしなければならない。 報告に代えて 当該報告をしたものとみなす。 税関長が電磁的記録を利用してその この 場合において、 政令で定めるところに 情報を 当該者

#### 入出 港 の簡易手続

#### 第十八条 ( 省

- 3 2 (省 略
- いては、 港手続) による報告又は同条第十項の規定による書面の提出をしなければな 外国貿易機が税関空港に入港する場合において、 他 は、 1政令で定めるとき 1便物及び機用品以外の貨物の積卸しをしないで出港するときそ 機長は、 第十五条第九項から第十一項まで及び第十七条第一項 規定は、 政令で定める場合を除き、 適用しない。ただし、乗組員に関する事項につ (次項において 「短期出港等の場合」という 第十五条第九項の規定 乗組員の携帯品 出 3
- 場合である旨を出港の時までに税関に届け出なければならず、 書面に記載した事項を除く。)を記載した書面を税関に提出しなけ で定めるところにより、 生 すべき事項(前項ただし書の規定により報告し、 入港後、 前項の場合において、 ならない。 短期出港等の場合に該当しないこととなるときは、 同項の あらかじめ、 外国貿易機の機長は、 第十五条第九項の規定により 又は提出した 短 期出 |港等の また 政令 4
- 5 より なけ 電子 場合として財 項  $\hat{O}$ れ 情報 ば 規 はならな 定による書面 処 理組織を使用して当該書面 務省令で定める場合は ただし の提出 は、 電 気通 電子情報処 信 口 この の提出を行うことが 線 限 故障その 理 'n 組 っでない 織 を 使用 他 0 して行 事 由

殊 船 舶 等 0 入出港の簡 易 手

第十八条の二 (省

略

2 \( \)

(省

略

5 角し て行 項 文は わなけ 前 項 ればなら の規定による書面 な ただし の提出 電 は 気通信 電子情報 口 線 0 処 故 理 い 障その 組 織 を

> 入出 港 の簡易手続

第十八条 同

2 同 上

0

港手続) いては、 ならない。 による報告又は同条第十一項の規定による書面の提出をしなけ ) は、 他政令で定めるとき 郵便物及び機用品以外の貨物の積卸しをしないで出 外国貿易機 機長は、 の規定は、 第十五条第十項から第十二項まで及び第十七条第一 が税関空港に入港する場合におい 政令で定める場合を除き、 適用しない。 (次項に お ただし、 いて 「短期出港等 乗組員に関する事項 第十五 て、 条第十項 の場合」 乗 港するときそ 組 員 0 携帯品 لح の規定 項 れば (出 う

れ 書面に記載した事項を除く。)を記載した書面を税関に提出 報告すべき事項 で定めるところにより、 場合である旨を出港の時 入港後、 ば 前項の場合にお ならない。 短期出港等の (前項ただし書の規定により て、 あらかじめ、 場合に該当しないこととなるときは までに税関に届け出なけ 同 項 Ó 外 国貿易機の 第 十五 報告し、 条第十項 機 長は、 れ ば ならず、 又は提 の規定に 期出 出 なけ より また 政 令 0

殊 0 港 0

上

上

他の ことができない場合として財務省令で定める場合は 事由 により 電 子情報処 理組 織 を使用して当該書面 この限りでな の 提 出 を行う

(不開港 への出入)

第二十条 (省 略 略

2 • 3

( 省

4 前

より !項の規定により報告を求められた者は、 当該報告をしなければならない。 政令で定めるところに

5 子情報処理 n ばならない。 前 項 Ó 規定による報告は、 組織を使用し ただし、 電気通信回 て当該報告を行うことが 電子情報処理組織を使用して行わなけ 線の故障その 他の できない場合とし 事 由 に より電

(特殊船舶等の不開港への )出入)

て財務省令で定める場合は、

この限りでない

第二十条の二 2 5 (省 略 (省 略

6 より、 前項の規定により報告を求められた者は、 当該報告をしなければならない。 政令で定めるところに

後段 なければならない 0 規定による書 項 若しくは前 ただし 項の規定による報告又は第二 面 の提出は、 電気通信回線の故障その 電子情報処理組織を使 項若しくは第四 他の事由によ 用して行わ 項

7

(不開 港 への出入)

2 • 第二十条 同 上

同

上

4 より、 のを講じたときは、 閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるも が 前項の規定により報告を求められた者は、 当該 当該報告をしなければならない。 報告に代えて 当該報告をしたものとみなす。 税 関長が電 磁的記録を利用 こ の 場合において 政令で定めるところに う情報を 当該者

、特殊船舶等の不開 港 0 出入)

第二十条の二

同

上

2 5 5 同 上

6 より、 のを講じたときは 閲覧することができる状態に が 前項の規定により報告を求められた者は、 当該 当該報告をしなければならない。 報告に代えて 当該報告をしたものとみなす 税関 置 長が 措置 電 磁的 この場合におい 記録を利用 あ て財務省令で定めるも 政令で定めるところに してその て が情報を 当該者

電 できない場合として財務省令で定める場合は 子 情 報 処 理 組 織 を使 用 て当 該 報告 又は書 面 0) 提 限りでな 出 を 行うこと

# 、船長又は機長の行為の代行)

第 る船 規定により船長又は機長が行うべき行為は、 開 船舶 船 入出 一十六条 不開 項まで 港 舶等の 一項(特 等の 舶 又は 港 0) .港の簡易手続) 入出 出 入港手続) は への出入)、 (入港手続 乙 第十五 船長若しくは機長の代理人をいう。 航空機の所有者等 殊船舶等の出港手続)、 港の簡易手続)、 条第 第二十条の二第一項から第四項まで 第二十一条 第十七条第一項 第十八条の 項から第五項まで若しくは第九項 第十五条の三第一 (所有者若しくは管理者又はこれらの 第二十条第一 (外国貨物の仮陸揚) 第十八条第二項から第四項まで 第 (出港手続)、 項 項から第三項まで これらの規定に規定す 項若しくは第二項 から第四 )も行うことができ 第十七条の二 項 又は前れ (特殊船 ぐまで から第十 (特殊 (特殊 条の 舶等 令 第

(輸出申告又は輸入申告の手続)

第六十七条の二 (省 略

2

3

(省

略

4 積荷に関する事項が税関に報告され、 る に関する事項を記載した書面が税関に提出された後にするものとす 、若しくは に係る第十五条第一項若しくは第九項 前 !項各号のいずれかに該当する場合における輸入申告は、 第十八条第四項 (入出港の 又は同条第二項若しくは第十 簡易手続 (入港手続) 0) 規定による積荷 の規定による 当 該貨

(輸入してはならない貨物)

# 船長又は機長の行為の代行

有者等 手続)、 第一項 は機長の代理人をいう。 長が行うべき行為は、 船舶等の入港手続)、 二項まで 第二十一条 十条の二第一 (入出 一十六条 港の簡易手続)、 (特殊船舶等の出港手続) (所有者若しくは 第二十条第 (入港手続)、 第十五条第 (外国貨物の仮陸揚) 項から第四項まで これ 第十七条第 項若しくは第二項 管理者又はこれらの 第十八条 第十五条 項から第五項まで若しくは第十項 も行うことができる。 らの規定に規定する船 (特殊船 の三第 *(*) 又は前条の 第十八条第二項か 項 (特殊船舶 (出港手続) 船等の (不開 項から 者若し 規定に 不 港 第三 舶 開 等 又 ょ 港 0) Ö 入出港 ?ら第四 第十七 一項ま は は ŋ 出 船長若 航空機 乙 船長又は 0 出 で か 1項まで 入 0 6 簡易 第十 特 0 所 機 殊

上

| 第六十七条の二 同

2 3 同 上

4 荷に関する事項を記載した書面 積荷に関 物に係る第十五条第 項若 前項各号の しくは第 する事項が税関に報告され、 いずれ 十八条第四 かに 項若しくは第十項 該当する場合における輸入申告 項 (入出) が税関に提出された後にするものと 港 又は同 0 簡易手 (入港手続) 条第二 続 一項若しくは第十 0) の規 規 定 は、 定 当該貨 よる積 による

(輸入してはならない貨物

第六十九条の十一 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

### 一~二 (省 略)

により輸入するものを除く。
ことができることとされている者が当該他の法令の定めるところ当するものを除く。)。ただし、他の法令の規定により輸入する第一条に規定する爆発物をいい、前号及び次号に掲げる貨物に該三 爆発物(爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)

## 四~五の二 (省略)

六 同じ。 ては 代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカー 臣  $\mathcal{O}$ 品にあつては印紙等模造取締法 る電磁的記録 貨幣、 昭 第一条第二項の規定により財務大臣の許可を受けて輸入するも を除き、 外の郵便に関する料金を表す証票を含む。 の許可を受けて輸入するものを除く。 認識 和四十七年法律第五十号)第一条第二項の規定により総務大 又は有価証券の偽造品、 紙幣若しくは銀行券、 することができない 郵便切手の模造品にあつては郵便切手類模造等取締法 (電子的方式 方式で作られる記録であ 磁気的方式その 印紙若しくは郵便切手 (昭和二十二年法律第百八十 変造品及び模造品 )並びに不正に作られた 他の 以下この号に 0 (印紙 ドを構成 知覚によ つて 郵 4便切手 おいて の模 電子 九号 造

### 七~十 (省略)

をその構成部分とするカー

F

(その原料となるべきカー

ドを含

以下同じ。

計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

2

3

(省

略

は五十万円以下の罰金に処する。 第百十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又 第百

第十五条第

一項、

第四項又は第九項

(入港手続)

の規定による

第六十九条の十一 同 上

#### 

令の定めるところにより輸入するものを除く。 定により輸入することができることとされてい に掲げる貨物に該当するものを除く。 第一条 爆発物 (爆 (爆発物取 発物の 使用)に規定する爆発物をいい、 締 罰 則 (明治十七年太政官布告第三十二 。 ただし、 る者が当該 前号及び次号 他の法令の規 法

### 四〜五の二 同 上

のを除 る電 同じ。 力 代金若しくは料金の支払用又は預貯 臣 品にあつては印紙等模造取 以外の郵便に関する料金を表す証票を含む。 (昭和四十七年法律第五十号) 第一条第二項の規定により財 貨幣、 .の許可を受けて輸入するものを除く。 ードを含む。) 一磁的記録をその き、 )又は有価証券の偽造品 紙幣若しくは銀行券、 郵便切手の 構成部分とするカー 模造 締法 品にあつては郵便切手類模造等取締法 第 印紙若しくは郵便切 務大臣の許可を受けて輸入するも (昭和二十二年法律第百 変造品及び模造品 一条第二 金 の引出用 ド 並び 項の規定により総務大 (その 以下この号にお 0 に カー 原料となるべき 不 正 手 (印紙 ドを構成 (郵便切 八十 模造 れた 九 7 뭉

### 七~十 同 上

2 · 3 同 上

兀

条

同

上

一 第十五条第一項、第四項又は第十項(入港手続)の規定による

第百十四条の二 2 二 四 役又は五十万円以下の罰金に処する。 五~十 兀  $\equiv$ 該所有者等であつて次の各号のいずれかに該当する者は、 者等(同条に規定する所有者等をいう。)が行つた場合における当 貿易船等の船長又は機長が行うべき行為を当該外国貿易船等の所有 三 · 四 五. 0 六~十四 五. 懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 偽つた書類を提出した者 第二十六条(船長又は機長の行為の代行)の規定に基づき、 出せず、 る報告をせず、 出した者 報告をせず、 第十五条第二項、 第十五条第二項、 |空港に入港した場合に限る。 一つた報告をした者 第十五条第一項、 第十五条第七項、 第十五条第十一項の規定に違反して同項に規定する入港届を提 第十七条第四項 第十五条第十一項に規定する入港届について偽つた入港届を提 又は偽つた書類を提出した船長又は機長 (省 (省 (省 略 又は偽つた入港届を提出した機長 ( 省 次の各号のいずれかに該当する者は、 又は偽つた報告をして入港した船長又は機 略 略 略 又は偽つた報告をした者 (出港手続) 第五項又は第十項の規定による書類につい 第四項又は第九項の規定による報告について 第五項又は第十項の規定による書類を提出 第八項又は第十三項 (当該報告に係る外国貿易船等が開港又は税 の規定による報告をせず、 (入港手続) の規定によ 年以下の懲 一年以下 又は偽 外国 て せ 第百十四条の二 2 \_ 五. ~ 三 • 四 三 二 第十五条第二項、 五 兀 六~十四 五. 出せず、 同 による報告をせず、 出した者 て偽つた書類を提出した者 関空港に入港した場合に限る。 偽つた報告をした者 せず、又は偽つた書類を提出した船長又は機 報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機 第十五 第十五条第二項 第十七 第十五条第七項 同 第十五条第一項、 第十五条第十二項 上 上 同 同 同 条第四項前段 又は偽つた入港届を提出し 条第十二項に規定する入港届について偽つた入港届を提 上 上 上 同 上 上 第四項又は第十項の規定による報告につい 第五項又は 第五項又は第十一項の 第八項又は第十四項前段 又は偽つた報告をした者 の規定に違 (当該報告に係る外国貿易船等が開港又は税 (出 港手続 第十 反して同項に規定する入港届 した機長 の規定による報告をせず、 項の規定による書類に 規定による書類を提 長 (入港手続)

7

を提

出

っつい

の規定

又

六〜十六 (省 略)	、又は偽つた報告をした者条の二第三項(特殊船舶等の出港手続)、又は偽つた報告をした者	二 第十五条の三第五項(特殊船舶等の入港手続)の規定による報一 (省 略) 役又は三十万円以下の罰金に処する。 第百十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲	七〜十八 (省 略) スは偽つた報告をした者 第二十条第四項(不開港への出入)の規定による報告をせず、つた報告をした者
六〜十六 同 上 定による報告をせず、又は偽つた報告をした者 第二十条の二第六項前段(特殊船舶等の不開港への出入)の規四 同 上	ず、又は偽つた報告をした者の二第三項前段(特殊船舶等の出港手続)のず、又は偽つた報告をした者	二 第十五条の三第五項前段 (特殊船舶等の入港手続)の規定によー 同 上第百十五条の二 同 上	七〜十八 同 上 ず、又は偽つた報告をした者 第二十条第四項前段(不開港への出入)の規定による報告をせは偽つた報告をした者

_
傍鸽
線
0
部
分
は
改
正
部
分
_

(輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税)  「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入さたいう。)を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超という。)を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超という。)を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日(次項第六号及び第八項において「発動日」という。)から当該年度中のこれらの物品のおることとなった月の翌々月の初日(次項第六号及び第八項において、当該年度中のこれらの物品のおよのでで、対して、当該年度中のこれらの物品のおよのでで、対して、当該年度があらかじめ財務大大のでは、当該年度は、当該年度中のこれらの物品のおよのでは、当該年度は、当該年度中のこれらの物品のおよのに課する関税の率は、関税定率法第三条(課税標準及び税制、対して、当該年度の表別、対して、当該年度の表別、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	(暫定税率) (暫定税率) (暫定税率) (暫定税率) (前定税率) (暫定税率) (前定税率) (前定税率) (前定税率) (前定機部分品等の免税) (航空機部分品等の免税) (市大田東に定める税率とする。 (市大田東に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において以下成三十二日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。	改正案
(輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税) に輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税) に動力。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに という。)を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超 という。)から当該年度の素及び同表において「輸入基準数量」 という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに であることとなつた月の翌々月の初日(以下この条において「発動日 であることとなった月の翌々月の初日(以下この条において「発動日 であることとなった月の翌々月の初日(以下この条において「発動日 であることとなった月の翌々月の初日(以下この条において、 であることとなった月の翌々月の初日(以下この条において、 でのもにおいて、 のもにおいて、 のもにおいて、 のもにおいて、 のものに でのものは、 のものに は、当該年度中のこれらの物品の は、当該年度において、 は、当該年度の表し、 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	(暫定税率) (暫定税率) (暫定税率) (暫定税率) (暫定税率) (暫定税率) (暫定税率) (暫定税率) (動表第一に掲げる物品で平成二十九年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。(航空機部分品等の免税) (航空機部分品等の免税) (航空機部分品等の免税) (航空機部分品等の免税) (航空機部分品等の免税) (航空機部分品等の免税) (航空機部分品等の免税) (航空機部分品等の免税) (前空機部分品等の免税) (前空機部分品等の免税) (前空機部分品等の免税) (前空機部分品等の免税) (前空機部分品等の免税) (前空機部分品等の免税) (前空機部分品等の免税) (前支援) (前支	現

を当 て 率 定める税率を加算した税率とする。 す 量を当 は、 然定に ンを除 九 に 次条第 á 品にあ 用 税) 及び第八条の二において 匝 財 び もの 、務大臣が告示する数量 一該各項ごとに合計した輸入数量を控除 条 定める期間 譲 年 世 項にあつては、 0 0 0 という。 0 該各項ごとに合計 餇 許  $\dot{o}$ 界 生 0) かかわら 規 料用 貿易機  $\bar{O}$ 規定による便益を受け つては、 産 表 関税及び貿易に関する一 定又は ( 関 第一 項に 生物で輸 をいう。 の第三十八表の 麦 税につい 項 又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品 関 内に輸入されるものの区分に応じ、 お 第二条若し (同法別表第 を超えた場合に限 いて の譲許の 同 入されるものにあ を設立するマラケシュ協定附属書一A 同法別 当該年度中のこれらの項に掲げる物品 以下この 表に定める税率。 ての 「通常の した輸入数量 日本国 条約 便 くは第八 表に定める税率 (第六項にお 「協定税率」という。 益の 条において同じ。 一〇〇一・九九号に掲げる物品 ない 関税率」という。 0 般 適用を受ける飼 特別の規定及び同法第五条 0 ただし、 いつては、 協定 国 条の一 譲許表に定める税率 以下この から当該年度中 (その一 0) V て した輸入数量が マラケシュ (別# 平成二十九年度にお 同 )を含む 法別 協定対象外 部である地域を含む 項において 項若、 表第 ) のうち 料用 に、 それぞれ同 表に定める税率 しくは 元麦の輸 の三に -の 当 議 殿定書に の千 別 別 (第七 ⋾該各項 表第 の輸 のうち. 表第 いず 第三 あ 輸 同 入数量 ľ 入基 九百 掲げ 5 (メス (便 かじ 入数 表に 項 れ 条 附  $\mathcal{O}$ 潍 益 カコ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 餇 属 る 0

2 項 する場合には 0 規定は、 別 表第 適用 しない。 0) 六に掲げ る物品が が 次 0 各号 0) 1 ず n か

### 

五.  $\sigma$ 百 税 九 他 定 0 率 + 匹 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書 法第九 年  $\mathcal{O}$ 条第 関税及び 項 貿易に関 第 号 (緊急関税等) ける 般 協定 0) (第七条 規 定による措 小の六 Α 第

> を当該 税及び 易機関 わらず、 当該 用の ンを除 は、 物で輸 財 九条の二第  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ に定める期間内に輸入されるもの 条の二に 0) ては、 条及び次条にお 定による便 へは第二 務大臣が告示する数量 項にあつては、 る税率を加算した税率とする。 税についての条約 第三十八 各項ごとに合計した輸入数 という。 ŧ 餇 < を設 貿 各項ごとに合計し 0 料 入されるも 同 おいて 易に関 条若 用 同 をいう。 表に定める税率。 法別 麦 益 表 立するマラケシュ 又は同 項 0 を受けない しくは第八条の二 同 いて 日本国 する 0 表に定め 「協定税率」という。 譲許 超えた場 当 以下この 法別  $\mathcal{O}$ にあ 該年 表第 0 表第 通 特 般 0) 0) つて た輸入数 協定 便 度 常の関税率」 玉 別 譲 る ----(第六項に 条に 一合に 税率 以下この 益 中のこれらの項に 0 許 一〇〇一・九九号に (その は、 規定 表に  $\overline{\mathcal{O}}$ 0 協 限 量 適 7 定 第 おいて同じ。 (別 ただし、 及び る を 用 量 の区分に応じ、 同 ラケシュ 附 定める税率 控除し から当 部 項にお [属書 表第 お を受ける飼 九〇号に 法別表に定め 項 とい ) のうち 若 である地域 同法第五 しくは 7 、 う。 該 議定書に 平 A 1 0) に輸入数 年度 掲げる 成二 . て 同 協定 掲 三に 0) (第七 がげる物 を含 掲げ 第三 料 条 1 千 ľ 掲げ 対 用 中 + そ に、 る税率。 を含む。 ず 九 (便益 -八年度 る物 れぞ れか 象 量 麦 Ď む 物 条 附 百 項 外輸 が 0 当 品 別 品 別 属 九 る 0 あら 及 該 関 低 輸 0) 表 0 品 れ 表 七 す + 規 以下こ 入数 うち 应 各 輸 る び 入基準 同 第 税 及 品 定 シ 項 表 0 び 年 世 に 入 譲 じめ 数 ス 生 0 量 餇 第  $\mathcal{O}$ 0 許 0) あ カ IJ 産 数 第 六 定 六  $\mathcal{O}$ 規 量 7 関 貿 八 表

兀

同

上

2

同

上

五. 千 置 九 関 0 百 税 九 他 定 十四四 0 率法第九 世 1界貿易 年 0 関 条 税 機 第 及 関 び を 項 貿易に 設立するマラケシュ 第 号 関 (緊急関 する 般 税 等) 協 定 協 定 0 (第七条の 附 規 属 定 書 ょ る措 六 Α

よる措 るマラケシュ協定附 六 第二号に 置がとら 第 輸入に 匝 項 第 対する緊急措 お いて れ 二号におい てい 属書一A 、る物 般 て 置) 協定」という。 0 「セー セー 0 規定及び世界貿易機関を ・フガ フガ ードに関する協定 K 第十九 協定」という。 条 1 (特定 設立す (第 七 に 0

### 六

3 4

までの までの までの各期 に応じ、 の三分の 八数量」 .掲げる物品にあつては、 表の 0 入数量を同 初日 期 その算出して得た数量が当該年度の初日の属する年 項に規定する輸入基準数量は、 過去三年 という。 間。 当該各号に定める方法により算出 0 五. に相当する数量 間。 属する年の の項から 以下この 表の各項ごとに合計した数量として、 第一 間における各年 に百分の百五を乗じて得た数量を下 号において同じ。 一九の 前 項 及び次項 年の 項までに掲げる物品にあつては、 毎年十月一日からその翌年の九月三十 (以下この 十月一 同 に 表の お 日 項及び次項において 11 の輸入数量を合計 て単に からその翌年の九月三十 表第一の六に 五. して得た数量とする。  $\mathcal{O}$ 項 から 前 年 次の各号の 掲げる物 という。 九 回 したも 0) 0 「平均輸 当 項 前 該年 ま 区 年 品 た  $\mathcal{O}$ 日 で 日 分 0 4

年 一を合計したものの三 平均輸入数量が前 下 年 項 年 平 場合 Ò 前 までに掲げ 玉 均 0 国 + 内 内消 平 月 消費量から 均 物輸入数 日 る物 費量」 年までの過去三年間における各年 一分の から 品 が前々年 量に百 その とい に に あつては、 翌年の 、 う。 相当する数量 分の百二十五を乗じて (別 に百分の十を乗じ 表第 九月三十日 当該年 <u>ー</u>の (次号及び 六の 度 Iまで 0 初 五. 0 日 . О 期 0 0) 得 第 玉 項から 得た た数 属 間 内 号に がする 消 数 費

!数量とする

つては、

輸入基準

準

-数量は、

平均輸入数量に百分の百五を乗じて得

る場合に

貨物 るマラケシ 兀 セ 項  $\mathcal{O}$ 第二号にお ・フガ 輸入に対する緊急措 ユ 協定附属 K. 協定」と て 書 **,** \ 般 A O う。 置 協 定 セ  $\mathcal{O}$ لح 規定 による措 ] ・フガー いう。 及び -ドに関 置 世 が 界 第 とら 貿易 + する協 九 れ 機 関 1 を る物 特 設 (以下 立 定

#### 同 上

3 同 上

三年間 だし、 にあ での 準  $\mathcal{O}$ 同 に応じ、 に百 入数量 -数量 初日 表第一 に 以 第一 期間。 相当する数量 下この条において同じ。 つては、 は その算出して得た数 項 分の百五を乗じて得た数量 に の属する年の 当該各号に定める方法により算出 五項から第 を同表の各項ごとに合計 に規定する輸入基 おける各年 平均輸入数量に百 以 毎年十月 下この (以下この 条に、 前 一九項までに掲げる物品にあつては、 (同 々 日からその翌年の九月三十日まで 表 お 年 準数 第 量が当該 0 い 条に + 分の百五を乗じて得た数量とす 7 の輸 五. 単 月 量 は、 お 項 に した数量として、 を下回る場合にあつては、 年度の いて 日 入数量を合計 カ 5 別 前 からその 第 年 表第 「平均輸入数 初日の して得た数 とい 九 項 翌年の九月三 の六に掲げる 「までに! . う。 したも 属する年 次 量 の各 量 までの 掲げ ーとす لح の 三 当該 いう。 十 各 る 前 る。  $\mathcal{O}$ 物 分 過 日 区 入 品 基 間 ま 度 0 去 分

年 項 前 下 量 を合計 まで 年の 平均 前 0 平 0 に 玉 合 均 輸 + 入数 月 掲 玉 内 したもの 平 げ 消 内 る物 費量 均輸 日 消 費 カ が前年まで 是量」 5 品品 から 入数 の 三 を に 量に لح 分の 0 あ 前 いう。 つて 갶 Þ 年 年 百 に 0 分の  $\dot{O}$ は、 過 (別 相当 九 去 月三 表第 百二 に 当 三年間に コする数 該年 百 一十月 1分の十 十五を乗じて得 度 0) 六第 量 ま 0 お -を乗じ で 初 ける各 以 0 日 下この 期 0 五 間 属 項 年 から する年 0 た数 条に 玉 第 下この 内 量 消 お 以

ない数日 輸入数量に百分の百二十五を乗じ  $\mathcal{O}$ 下この 国内消費量を控除して控除しきれない数量があるときは、 て得た数量を加算して得た数量 量を控除 項 に お て単に して得た数 前々 量 年」という。 て得た数量から当 ( 前 年  $\mathcal{O}$ 国内 0) |消費量から前 玉 内消 T該控除 費量を控 平均 き 々年 n 除

( 省 略

5 略

6 経済上 おい るの 中 飼 量を算出 前二項の規定は、  $\overline{\mathcal{O}}$ て「オーストラリア産飼 料 は 別 表第 一用麦であつてオーストラリアを原産地とするもの  $\mathcal{O}$ 日 飼料用麦を含む別表第一 連 か 携に する場合につい 5 の六に掲げる物品 年を経 関 する日 第一 過し 項ただし書に規定する協定対象外輸 本国とオ た日 て準用する。 「料用麦」という。 0 以 の六の項に掲げる物品の輸入数量 ] 輸 予入数量<sup>×</sup> ストラリ 下 この場合において、 を同 年 経過 Ź との 表の に係る輸入数 月 間 各項ごと」 と  $\mathcal{O}$ 協 (第一号に う。 定 第四項 入基 0 とあ 効力 量 前 準 6

のに限る。 適用を受ける飼料用麦の輸入数量 ?間に係るものに限る。 消 費量 ح 同 (オーストラリア産飼 項第一号中 を除く。 以下この項において同じ。 「各年の と第九条の二第 料用 国内消費量」とあるの (一年経過日以後の 麦の輸入数量 項 0 ) をこれらの 譲許 期間 (T) 年 は 便 経 各年 に係るも 益 過 0 日 -の 国 項ご 適 前 用

期

間に

に係るも

0)

に限る。

及び第九条の二

第

項

0

譲

許

0

便

益

 $\mathcal{O}$ 

限る。 を受ける飼 お 用 項 て 分び との 麦を含む別 同 料 ľ, 合計 第 用 匹 麦 項 の輸入数量 数量に相当する数 に規定する輸入数量は 表第 (前項において準用する場合を含む) 前 0) 項 六の 中 項 别 年 表第 量を除く。 経 と読み替えるものとする。 過 日 以後  $\mathcal{O}$ 六  $\mathcal{O}$ 以 0 下この 各 期 垣 間 項及び 係 ある るも 以下この 次項 の に 項 は

7

第 項

号

(証

明

書類

0

交付及び

統計

0

閲覧等)

0)

統計

この数

値

又は当該

関税法第百二条第

お

同じ。

量に百 た数量 条|にお 量 消費量を控除して控除し を控除 分の百二十五を乗じ を加算して得た数量 いて単に して得た数 前 量 Þ 年」と き て得 れな ( 前 いう。 た数 年 い数量が 0) 国内消 量 0 カゝ でら当 あ 玉 るときは、 費 内 該 量 消 控除 カ 費 (量を控 5 前 平均輸 き れ 除 な  $\mathcal{O}$ て得 入 玉 数 数

一 主 同 上

5 同 上

項に るものとする。 る 中 数 に トラリア産飼料用麦」という。 つてオーストラリアを原産地とするも 相当す 前二項  $\mathcal{O}$ 物 おいて同じ。 は 品 各 、る数量 の輸 出 0 規定は、 する場合につい  $\mathcal{O}$ 入数量」 玉 を \_ 除 内 第 消 ۲, 費量 لح あ 項ただし書に規定する協定対象外輸 以 て準用 下この 同 る (オ 項第  $\tilde{O}$ ) に係る輸入数量を除く。 ] は する。 項におい ストラリ 号 中 物品  $\mathcal{O}$ この場合において、 の輸入数 ( 第 「各年の ア産 て同じ。 号に 餇 料 玉 量 用 内消費量」 おいて「オー ( 飼 麦 と 読 料用麦であ 0 輸 以下この み替 入数 第四 とあ ス 項

7 統 計 第一 号 0 作成 項 (証 及び 方法 明 書類 第四項に規定する を基準とし  $\mathcal{O}$ 交付及び て、 統 第 計 輸 匹 の閲覧等) 入 項に規定す 数 量 は、  $\mathcal{O}$ 関 Ź 税 統 玉 計 法 内 0 第 百二 消 数 値 一条第 一又は当 量 該 政 項

定め 政令で定めるところにより  $\mathcal{O}$ 作 る 成 方法 計 を基  $\mathcal{O}$ %値又は 準とし 当 て、 該 算出するものとす 統 第 計 匹 0 項に規定する国 作 成方法を基準とし 内 消 費量 て、 は、 そ ħ 政

8

項 た す に に に 初 に合計し んる場 |皮中 から当  $\widehat{\mathcal{O}}$ 月 お 入数 あ 財 日 頃に 末日 譲 から 0 務 一合に て 量 . (7) 許 輸 た輸入数 大臣 は、 が当 毎月 は、 までに、 係る物品についての 同 た輸入数 該 入数量 0) 上は、 該当 表に 便 年 当 該 ・度の初日から 末までのこれ 餇 益 料用 年 掲げる物品 する場合に限る。  $\mathcal{O}$ を当該各項ごとに合計 該 量 別 それぞれ官報で告示するものとする 度 量を控除 適 年度の初日から毎月末までのこれら 表第一の 伞 用を受ける飼 麦を含む の輸入基準数量 成 二十九 毎月 らの 六に掲げる物品については、 した輸入数量) の輸入数量を同 項に 発動日をその超えることとなっ (末までの当該各項の第九条 年度にお 物 あつては、 料 品 には、 の輸 用 を超えた場合 一麦の輸 した輸入数量及び当該輸 いては、 入数量を同 当該輸; を翌月末日までに、 表の各項ごとに合計 第 入数量を当該各項 入基準 項ただし書に規定 餇 (平成二十九年度 料用 表の の項に掲 一麦を含む 当 数 各 水の二第 量 項ごとに 該 た を 年 超え 当 した 入数 度 月 ごと げ む 0 該 る 項  $\mathcal{O}$ 8

第 t 課 税 価 格 平 が 成 発 七 動 基 年 度か 準 価格を下 5 平 成 回 二十九年度までの つた場合 0 特 別 が緊急関 各年 - 度にお 税 11

平 昭 ま 出 らでの 表第 均 和 表第 れる 価 六 税 法 を課 規 格又はこ + 価 定に準じて算出 0) がする 七に  $\mathcal{O}$ 格 年 七 か (課 ら昭 物品 掲げる物品のうち、 に れ て財 により 税 お 標準 和 にあつては、 て同 務大臣が 六十三年 難い 及 した価 び 場 税 %合には 率) 格。 告示する価格をいう。 に を下回 関 お 課税価 0 け 税定率法第四条から 以 る当該な 下同 規定又は 政令で定めるところに 「るもの ľ 格 物品 (数量を課税 第 に課する関 が  $\mathcal{O}$ 一条若し 課 発 以下こ 税 動 基 第 価 くは 淮 四 税 格 標 により 準と 0 0  $\mathcal{O}$ 価 条 額 第 項 加 格  $\mathcal{O}$ て、 算 は 及 重 九

> ぞれ 令で定め 政令で定めるところに る統 計 0 数値又 は ょ 当 ŋ 該 算出 統 計 するも の作成方法を基 0 準 て、 そ

する場 輸入数 に合計 合計 初日 翌月末日までに、 た各項に係る物品について に 年度中の 項 量 物 に 上から当 おい 0 品 あ 財 いつては、 から毎 の輸 譲 L 務 た輸 合に 大臣 て 量 した輸入数量を控除 許 は、 の便益 |該年度 が 同 入数量を当該各項ごとに 入数量 当該 該当する場合に 表に掲げる物品 は 月末までのこ 餇 当 料用麦 該 年 0 0 別 それぞれ官報で告示するもの 初日 度 適用 年度 表第 **平**  $\mathcal{O}$ 父を含む! を受 いから 輸 成二  $\mathcal{O}$ 入 初 れ  $\mathcal{O}$ 六に  $\mathcal{O}$ 限 基 0 L け 毎 日 + 5 頃にあ る。 月末 から 発 準 輸 た輸入数 Ś 凣  $\mathcal{O}$ 動 数 餇 年 物 掲 入数量を同表の各項ごとに合 度にお 料用 合計 日 量 毎 品 げ までの当 をその には、 つては、 る を超えた場 月末までのこ 0) 輸 麦の 量 した輸入数 物 品 入数 が輸入数 該 超えることと 当 て を翌月 に 各項 該 第 は、 量 0 とする。 輸入基準 合 を 1 項 量 0 量 同 て 末日までに、 れ 餇 へただし 第九条 を当 は、 及び当該 5 料 表 -成二十 0 用 0 該各 な 当 数 項 麦 各 書に (T) を 該 量 項ごとに 輸 掲 項 含 規 年 当 第 げ 度 超 入 む 度 数 定 該 項

第七 までのこ び 出 平 昭 て関 別表第一の七に 「され 課 条の 同 別 均 和 六十 税価 法 表 価 税 る価 を課 規 第 第 格 兀 又は 定に準じて算 格 する 0) 格 年 平 が これ 成 発動 七におい として カュ 課 物品 掲げる物 七 6 基準 税標 により 昭 年 財 度 和 に くから 準 て 務 六 出 あ 価 大臣 十三 及 同 難 0 品 格 のうち、 を下 び じ た て 平 11 ・場合に 年 価 は 成 税 が告示する価格をい 格。 率 に 口 <u>-</u> + を 一つた場 お 関 は 0 下 ける当該 以 税 課 八年度まで 規定又 政令で 定率法 税価 回 下同じ。 回るもの 合 格 0 は 定め 第四 物 特 第 品 数数 0 別 · う。 課 るところ が 条 量 各 緊 0 一条若 を課 す 課 発 カ 年 る関 度に 以 税 動 5 基準 第 下この 価 税 くは 冗 格 標 お 準と 価 ょ 条 額 条 n 加  $\mathcal{O}$ て、 算 及 九 は 重

該各号に定める方法により ょ ŋ 算出した関 第 項 若 税 しくは  $\mathcal{O}$ 額 第三 に 相当する額 算出 項の 規 定に た額を加算し に、 か 次 か の各号の区分に応じ わらず、 た額とする 通 常 0 関 税 率 当 に

匹

(省

略

2 · 3 (省略)

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

蔵したもの か 税 凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに わらず、 税定率 条の 0 又は同 率は、 (以下この条において「冷凍牛肉」という。 次の各号に掲げる場合に該当する場合には、 五. -法別 に限 同 第二条又は第八条の二第一 表第〇二・ 平 表に定める税率とする 表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉 成七年度から平成 る 〇二項に (以下この 掲げる牛の肉 二十九年度までの各年度に 条にお 項若しくは第三項 いて 「生鮮等牛 (冷凍したも (生鮮のも 生 )について、 一鮮等牛肉又は冷 0 肉」という 規 課 のに限る 0) お する 及び冷 定に いて、 それ 関 か 第

する数 る四 末日までの 入 ľ 数量が、 兀 当 8 0 おける各 半期に属する各月の 該 九 財 量とする。 年 期 年 該 数量」とい 務大臣が告示する数量 に 度においては、 0 度 年度 当 生鮮等牛肉又は 相当する数量を下 末日までの の初日から当該年度の第一 年度の 該年度の前年 0 )に百分の百十七を乗じて得た数量として 初 う。 初 日 生 か 日 末日 5 当 一鮮等牛肉又は冷凍牛 カコ T該数量 - 度の を超えた場合 当 冷 5 該 回 凍 同 までの生鮮等牛肉又は冷 年 る場合には 年 初 (第三項において 肉 度 度の当該各月の が平成十四年度及び平成 日 . の輸 0 から同年度の当 兀 第 半期、 入数量を合計し (平成二十 兀 半 当 肉 該 期 0 属する四 輸入数量 一分 「第一号に係 □該各月 第 九 兀 凍牛 年 0) 半 -度にお たもの 四 期 に相 の属 十五. 肉 半 半 及 平 あ 期 期  $\mathcal{O}$ び 当  $\mathcal{O}$ 成 輸 及 る 6  $\mathcal{O}$ 年 第

> 条の二 より 該 各号に定める方法に 算出 第 した関 項 若 しくは 税  $\mathcal{O}$ 額 第三 より算 に 相 当 項 「する の規 出 L 額 定 た額を加算し に に か 次の カコ わらず、 各号 た額とする。 0 区 通 一分に応 常  $\mathcal{O}$ 関 税 率

当

〜四 同 上

2 3 同 上

生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

七 かわらず、 税の率は、 凍牛肉のうち当該各号に定める ぞれ次の各号に掲げる場合に 関 )又は同表第○二・○二 条の Ĺ 脱定率法別表第〇二・ たものに限 以 五. 下この条において 同 平成七年度から 第二条又は 表に定める税率とする。 る。 第八条の二第 (以下こ ○一項に掲げる牛の 平成 一項に 冷 該当する場合には、 凍牛: 期間 掲 の条にお 二十八年度 げる牛の 肉 内に輸入され 項 とい 若しくは 1 までの各年度に 肉 て · う。 肉 生 (冷凍 生 第三 るものに課する関 生 鮮 |鮮等牛 に 鮮 たも っつい 項  $\mathcal{O}$ 肉 0 ŧ 規 肉 て、 0 0 お 及び 定 は そ 限 7 冷 う n る

する数 二分の かじめ 末日 入数 て 度における各年度の る四半期 三四半期 入基 当該 十八年度にお は ま 量 での が、 年度 当 財 量とする。 に相当する数量 数量」とい 該 務大臣が の末日までの に属する各月 当該年 生鮮等牛 の初 度 いては、 0 日 告示する数量 から当 初 度 に 百 . う。 肉 初 0 日 か 又 日 生 前 0 当 5 分 を は か 鮮 年 末 該 年度の 当 を  $\mathcal{O}$ 下 冷 5 等 度 日 該 にまでの 該 超 百 口 凍 同 数 牛 0 年度 えた場合 る場 + 牛 年 量 初 肉又は冷凍 (第三項にお 肉 度 第 七を乗じて が平成十四 日 一合には、 0) 生 0 の当該各月 か 輸入数 第 うら同 一鮮等牛 兀 半 伞 牛 年 期、 兀 得た数 成二 半 1 当 量 年 肉 度 肉 を合計 期 て 該 0 度 0 0 又 第 及び 属する四 当 は 第 量とし 入数 第 分 該 冷 兀 したも 年度 平成 各 凍 半 号に 四 量 4 月 期 半期 7 半 + 0 肉 及 平 お 期 五 属  $\mathcal{O}$ 係 相  $\mathcal{O}$ び 及 成 輸 当 0 す  $\mathcal{O}$ 第

大臣 こととなつた月の翌々月の ととなつた月が六月、 こととなつた月の属する四 受けるものに係る輸入数量を除く。 協 間 0 てド 日 るものであることを政 入基 )に係る輸入数量及び第八条の六第二項 から 入数量に百 定」という。 日」という。 「協定対象外輸入数量」という。) 0 (第七条の八第一 協定 入数 が告示する数量 準 同 兀 数量」という。 年 半 量 (第七条の八及び第九条の二において 度 期 **(経** の当該各月の 分の百十七を乗じて得た数量としてあら 属 済 から当該年度の末日まで 上 する各月 項において「オーストラリア 規定に基づきオーストラリアの  $\mathcal{O}$ (第三項において「第一号に係る協定対象外 合で定めるところにより 九月又は十二月であるときは、 連 携に関する日 初日 を超えた場合に限る。 半期の翌四 属する四 0 末日 同項において までの生鮮等牛 以下この 半期 が、 半期 本国とオーストラリアと の末日までの協定 の初日 当 0 写該年度 譲許の 項及び が税関 「オー 「第一号に係る 原 肉又は冷 (そ 0 第 便 産 長 原 の超 かじ 前 三項に 当 その超える 益 品 が 産 ス 年度 認 該 0 品  $\vdash$ 一対象外 め財 めた ・ラリ 凍牛 と 超 えるこ 適 える 0 お 用 . う 務 初 0 発 を ŧ n 肉

相 お 九  $\mathcal{O}$ 係る輸入基準 あ 0 当該 5 二分 かじ ・度に する数量とする。 る各年 てあら 年 度における生鮮等牛肉又は 年度中の生鮮等牛肉 る協 の一に相当する数量を下 お かじ いては、 当該年度中の 財 度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉 数 定対象外輸 務 量」 大臣が 財 とい 当該 務 告 大臣 、 う。 に 協定対象外輸入数量が、 数 入 示する数 又は 数 百 量が平成 が ダ量に 百 )を超えた場合 分の 告示 冷 量 する数量 百 回る場合には、 冷 凍牛肉の輸入数量が、 十四年度及び平成十五 凍 分の百十七を乗じて得 十七を乗じて得た数量 (第 牛肉 三項 の輸入数量を合計  $\mathcal{O}$ (同 にお 輸入数量 伞 項にお 当 成 当 1 ]該二分 該年度 て 一 十 争 第 て 当 九 た数量 į 一年度に |該年度 とし 成 年 0) 0 第二 号 前 度 二十 に て

> た月の 度の当 象外輸 間  $\mathcal{O}$ 月が六月、 た月の属する四半 量」という。 する数量 百 受けるものに係る輸入数量を除く。 0) るものであることを 協定」という。 び )に係る輸入数量及び第八条の六 の協定 第三 分の百十七を乗じて 輸 (第七条の 入数量 から当該年 꽢 該 兀 入数量」という。 一々月 半期 各月の属する四 (第三項において (第七条の 九月又は十二月 ·経 八第 0 初日 を超えた場合に限る。 済上 属する各 度 期 0) 項に 0 0 政 規 八及び第九条の二におい 0 合で定 末 同 꽢 得た数量としてあらかじ 定に基づきオーストラリ 連 携に関 日 項 兀 半 お 月 半期 が、 いて ま に 期 であるときは、 第 0) お 0 8 末 ける日ー の初 当 「オー るところに 日 末日までの 一号に係る協定対 て 該年度の ま での 以下この条に 第 日 第 本国と ストラリ (その 生 項 その により 協 前 0 号に係る発動日」 当 定対 該 超 年 譲 7 オ 等 税関 超えることとな えることとな 超 め 度 許 ア ア ] 4 「オ 次象外輸 象外輸 えることと 財 0 お 0 原 0) ス 肉 又は冷 務 初 便 産 長 原 トラリ 大臣 産 日 7 益 品 が ス ハトラ 入基 入数 認 カ 品 لح 協 適 5  $\Diamond$ ア 凍 たも な 告 定対 IJ 量 同 用 牛 準 年 数 う T

相当す あらか とし 八 お 係 0) お  $\mathcal{O}$ る輸 当該 に ける各年度の生鮮等牛肉 年度にお 前 の二分の 年度に てあ お て 年度 け は じめ財務大臣 る数量とする。 入基準数量」という。 る協 5 かじ 当 いては、 中の 一に相当する数 おける生 該年 定対 生 8 一鮮等牛 財 象 度 外輸 中の 務 が 当 鮮 大臣 等牛 告 該 に 入 協 示 数 肉 又は 又は が 数 す 百 量 量 肉 定 うる数量 又は冷さ 量に 分の を下 告 が 対 象外輪 を 示 冷 平 冷 する数 凍牛 百 百 成 超えた場 回る場合に 凍 一四年 分の 牛肉 凍牛 十七を乗じて得 (第 三 入数量が、 肉 百十七を乗じて得 肉 0 量 0 合 項 輸入数量を合計 度 輸入数量が、 0 (同 は、 及び 輸 伞 入数 項 お 当該 成 当該二分 E 平 お 7 た数量とし 成 量 +平 五年 度 当 第 た数 成 該 0 年 たも 号 度 前 度 年 に 度 て

係る発 三月であるときは、 号に係る協定対象外輸入基準 動 日 当 該年度の という。 翌年 同年度の五月一日。同項において「第二号に から同年度の第一 度 0 初日 数量」という。 (その超えることとなった月 四半期 を超えた場合に 0 末日まで が 限

2 (省略)

3

数量を超えた場合に限る。 肉 各協定対象外輸入数量)を翌月末日までに、当該年度中の生鮮等牛 凍 !第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に 一又は冷凍牛肉の輸入数量が第一 半肉の各輸入数量 、は第二号に係る発動日をその超えることとな 第二号に係る輸入基準数量を超えた場合 (平成 務大臣 それぞれ官報で告示するものとする 三 十 該協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基 は、 九年度におい 当該年度 (平成二十九年度においては、 0) 、ては、 初日 には、 から 当 号に係る輸入基準数量を超えた場 その旨及び第 該年度中の協定対象外輸入数量 毎月末までの生 (平成二十九年度に つた月の翌月 一号に係る発動 各輸入数量及び 鮮等牛肉及び冷 限る。 末日ま お 又 潍 日 3

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七 の二、第〇二〇三・一二号の二、 て「生きている豚」という。)並 一〇六・四 の二に 条の六 三・二一号の二、 『税定率法別表第○一○三・九二号に掲げる豚 九 号の 第〇二一〇 掲げる豚 (以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八に 一に掲げ 九号の二の口に掲げる豚のくず肉、 平 成 心七年度 の肉、 る豚のくず 一二号、 第○二○三・二二号の二及び第○二○三・二九 から平成 同表第〇二〇六・三〇号の二の口及び第〇 、肉等並びに同 第○二一○・一九号及び第○二一○ 一十九年度までの各年度において、 第〇二〇三・一九号の二、 びに同法別表第〇二〇三・一一号 表第 同表第〇二一〇・一 一六〇二・ (生きているも 兀 第〇二 뭉 おい のに Ò

> る。 係る発動 三月であるときは 号に係る協定対象外輸入基 目 当該年度の という。 翌年 同 年 か 度 度 5 0 準 0) 同年 五. 初 数 量」 月 日 度 (その 日。 という。 0) 第 超えることとなつた月 同 項に 兀 半 期の を超えた場 おいて「第二 末日まで 合

2 同 上

でに、 又は第二号に係る発動日をその超えることとなつ 数量を超えた場合に限 ては、 は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合 が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場 合 肉又は冷凍牛肉 各協定対象外輸入数量)を翌月 凍牛肉の各輸入数量 財 平成 務大臣 それぞれ官報で告示するものとする 当該協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸 二十八年度においては、 は 当該 の輸入数量 年 伞 小る。 度 成二十八年度におい  $\mathcal{O}$ )には、 |が第一号に係る輸入基準数量 初 日 末日までに、 か 当該年度中の協定対象外輸 ら その旨及び 毎月末までの (平成二十八年度にお 当該年 ては、 第 生 た月の翌月 一鮮等 号に係る発動 合に限る。 度中の生鮮等牛 各輸入数 を超 牛 肉 之えた場 量 末 及 /数量 基 日 び ま 潍 又 H 冷

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置

第七条の六 九 二〇六・四九号の二 号の二に掲げる豚 〇三・二一号の二、 の二、第〇二〇三・一二号の二、 限る。)(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の 関税定率法別表第〇 て「生きている豚」という。 九号の 号、 第〇二一〇 一に掲げる豚 平成 七年 一二号、 干度から の口に掲げる豚のくず肉、 肉 第〇二〇三・二二号の二及び 一〇三・九二号に掲げる豚 のくず 同 表第〇二〇六・三〇号の二の口及び第〇 平 第〇二一〇・一九 肉等並 成 並 一十八年度までの各年度に 第〇二〇三・一九号の二、 びに同法別表第〇二〇三・ がに同 表第 号及び第〇二一〇 同 (生きて 六〇二・ 表第〇二一〇・ 第〇二〇三・ 八にお るも 兀 お 第 号 て、 0 号

号に とあるの る場 同 同 第一 九二号 るハム 表第四 (<u>1</u>) 中 表第〇二一 に定め の八におい 合に該当する場合には、 項 文は る期 及び 「項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする は 同 0 六〇二・ 同 (1) 表第三項第一号」とあるのは 表第〇二〇三・一一号の二の(1)中 同 一一号の 中 第 間 三項 ] 表第二項第二号」と、 て 内に輸入されるものに課する関 同 四二 コン等 「豚肉等」という。)につい 表第一項 の規定にかか 一号の一及び第一六〇二・ (以下この (<u>1</u>) 中 生きている豚及び豚肉等のうち当該 (第一号」とあるのは 同 わらず、 条並 表第四項第 司 表第〇二〇三・一二号の二 びに別表第 「同表第三 別 表第 同 税 四九号の二 て、 一号」とあるのは 表第 の率は、 同 一の三第〇一〇三 項 次の各号に 一の三の二及 第二号」 表第一項 二項第一号」 第 0 八条 (一) に と、 第一 掲げ  $\mathcal{O}$ 掲

### •二 (省 略)

2

ととなった月 中 しする。 、若しくは 輸入されるものに課する関税の率は、 を超えた場合には、 する数量 0 平 項に係る発動 生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務 成 七 年 第三項 度 ( 第 の 翌 から平成 五項及び第七項において「輸入基準数量」という。 日 立々月の の規定にか という。 生きてい 初日 一十九 か 年 (第 る豚及び豚肉等のうちその超えるこ ・度までの各年度において、 わ らず、 から当該年度の末日までの期間 匹 項 第 第二条又は第八条の 別 表第 号及び第七 0) 八に 頃に 定 において 大臣  $\Diamond$ 当 二第 該 る 年度 税率 が 告 内

3 び 期 豚 間 · う。 項 が のうち 第 前 頃に 複 する期間 号 内に輸 第一項 文は 規定する場合に該当する場合には 入されるもの 第 第一号又は第一 一号に規定する場合に該当する場合であ 次 項 第 に課 号 及び第七項におい 一号に定める期 す る関税 0 率 生きてい は 間と前項に定 7 第 重 二条又は 一複期間 る って 豚 8 及

> 二第一項 同 同  $\mathcal{O}$ とあるのは 号」と、 号に定め る場合に該当する場合には、 第一の八において げるハム及びべ 表第四 (<u>1</u>) 中 九二号の(1)中 表第〇二一〇 第一 同 同 文は る期 項第二号」と読み替えて適用する同 六〇二・ 表第 表第〇二〇三・一一号の二の 同 第三項 間 ] 同 表第二項 内に輸入され 一項 第 ・コン等 四二号の一及び第 一号 表第 豚肉等」という。  $\mathcal{O}$ 規定に うの (1) 中 号」とあるの 第二号」と、 一項第一号」とあるの (以下この 生きて るも カ カゝ わらず、 同 のに課す 表第四項 いる豚及び 条 並びに は 同表第〇二〇三・一二号 六〇二・ (<u>1</u>) 中 に 同 、る関税の っつい 別 一表に定める税率とす 第 表第 別 表第三 同 は 豚 て、 表第 兀 号 肉等 表第二項第 九号 同 の 三 項 率 次の各号に とあるの 表第 第一 の 三 *の*ニ は、 のうち当 第 号 の 二 第 0 項 (-)八 条 ′  $\overset{-}{\bigcirc}$ 뭉 該 は 0 各 掲 0

#### ·二 同 上

2 中の 規 課する関税の率は、 」という。 えた場合には、 示する数量 た月 定に 平 生きている豚及び 成 の 翌 カュ 七 年 カュ 一々月 わ 度 以 らず、 から当該年度の から平 生きてい  $\mathcal{O}$ 下この条において 初日 成二 別 第二条又は第八条の二 表第 豚 以 肉等 る + 下この 豚 八 及び の輸 0) 年 末日までの 八に 度 条にお 入数 まで 豚 輸 定 肉等のうちその超えることと 8 入基準数量」という。 量があらか の各年度に る税率 期間内に 11 第 て Fとする。 第 項若しくは第三 じめ 輸入されるも お 一項に係る発 財 て、 務大臣 当 該 を超 項 動 が 0 告 度 日

3 る び 豚肉等 内 第一 期 か - に輸 つ、 間 項 が 入され 重複 のうち第 前 第 項に規定する場合に該当 はする期 号 文は るもの 間 項 第 に 第 二号に 以 課 する関 下この 号又は第 規 定する場合に該当する場 条にお 税 する場合に (T) 一号に定める期 率 は 7 「重複 第 は、 一条又は 期 間 生 きて 間 合で 前 第 八 項 る あ う。 定 0

二項 第四 る税率とする。 とあるのは 表第一項第四号」と、 一二号の二の 第〇一〇三・ |号| (第三号」とあるのは 条の二 と、 第一 同 同 九二号 (1) 中 項若 表第四項第四号」と読み替えて適用する同表に定め 表第〇二一 しくは第三項 「同表第三項第三号」とあるの 同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中  $\mathcal{O}$ (1) 中 同 〇・一一号の(1)中 「表第二項第四号」と、 同同 の規定にかかわらず、 表第一項第三号」とある 「同表第四項 は 同 表第〇二〇三 同 別 表第 第三号」 表第三項 0 同 は 表第 同 0

### 4~6 (省略)

務大臣 場 ている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、 て、 に係る発 単が当該 一合には、 期 翌月末日 動 務大臣 れぞれ官報で告示するものとする。 間 当 日又は の輸入数量が第一 0 が告示する数量を超えた場合には、 該年度の 開 動 年 は、 - 度の輸入基準数 始 日 までに、 当 第二号に係る発 (の日) 該 (第三項に規定する重複期間 重複期間 初日から毎月末までの 平成七年度から をその超えることとなつた月の翌月末日までに 当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数 項 (第一号又は第二号に規定するあらかじ 0 開始の 動日 (量を超えた場合には 平成二十九年度までの各年度にお (第三項に規定する重複期間 日)をその超えることとなつた月 豚肉等の輸入数量並びに生き その旨及び第一号に係る がある場合には、 その旨及び第二項 当該年度中 当該 が  $\emptyset$ 0 あ 重 る 財 豚 7

) (加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税|

から 輸 率 法別 出 輸 0 加 表に定 許 出 工 「さ れ 又 可 0 は 日 める税率が た貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品 組 から 立て 0) ため、 年 無税とされ 年を超えることがやむを得ないと認 平 成三  $\overline{+}$ ているものを除く。 年三 月 三十 日 ) で、 までに (関 そ 税 本

 $\frac{-}{\mathcal{O}}$ る。 」とあるのは 兀 三・九二号 同 同 号」と、同 (<u>1</u>) 中 表第四項第四号」と読み替えて適用する同表に定める税率とす 表第〇二一〇 項 若 同 0 くは第三 表第三 (1) 表第〇二〇三・一一号の二の(1)中 同 中 一一号 表第二項第四号」と、 同 一項の 項 (第三号) とあるの 表第 規定に 0 (<u>1</u>) 中 項第三号」とあ か か 同表第四項 わらず、 は 同表第〇二〇三・一二 るの 同 别 第二 表第三項 表 同 は 第 号 表第一 同  $\mathcal{O}$ とあるの 第四 表 八 一項第三 第 第 号  $\bigcirc$ 号 項 لح Ď 号 は

#### ~ 6 同 上

複期間 務大臣 発動 に係る発 量が当該 場合には、 肉等の輸 ている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、 て、 翌月末日までに、 財 それぞれ官報で告示するものとする 当該 日又は第二号に係る 務大臣は、 の開 が告示する数量 年度の 動 年度の輸 入数量が第 当該重複 日 始の日) (第三項に 平成七 初 入基準 日から をその 当 期 該年 を超 間 項 年 毎月 第 規定する重複期間が 数 0) 発 度 つから 超えることとなっ 量 度中の生きている豚及 開 動 えた場合には、 一号又は第二号に規定するあ を超 始 日 末までの 平 0 (第三項に規定する重複 日 えた場合に 成二十八 をその 豚肉等の その 年 には、 かるる場 た月の翌月末日までに 超えることとな ・度までの各 ,輸入数 旨 その 及び び 当該 合には、 豚 旨及び 第 肉 量 年度に 年度 期 並 号に 0) 間 び 第二項 に 係  $\otimes$ 入 あ 0 お 数 る る 財 豚

加 I. 又 は 組 77 て の ため 輸 出 さ れ た貨物を原 材 料 た製 品 減

第八条  $\mathcal{O}$ 定 邦から輸 輸 率 法別 出 0 加 許 表 出 工 に定 され 可 又 は 0 日 める税率が た貨物を原料 組 から 立て 0 年 た 8 無税とされ 又は材料とした次に掲げ 年を超 平 成 てい +えることがやむを得な 九 るもの 年 月 を除 る製 日 品 ま 関 そ 税

長 品 火状に いすることができる。 対する割合を乗じて算出 て政 0 0 6 関 入されるものについては、 承 より 認 令で定めるところにより 税 る を受け 0 理 額に、 輸入され 由 が たときは、 あ 当該 る場合に なるもの 輸出され とした場 お した額の範囲内にお 年 算出 て、 た貨物が輸出 政令で定めるところにより、 を 超え税関長が指定する期 する価値 合の課税価 政 令で定めるところに 格  $\mathcal{O}$ 0 許可 いて、 当 格に 三該製品 相 0 その 当す 際 0) 0 くる も 関税を 課 性 間 ょ 質及 当 税 ŋ 以内 のと 該製 税 価 軽 てド 格 関

<u>〜三</u> (省 略

(省略)

2

よる届 た関 三条第一 条第二項 域又は同 物 工 玉 (同 ぶる事 場 税 流 物 拠 拠 出 法第六十一条の 項 流 点 0 物 業の 産 により同 第二号に掲げる事業に係るものに限る。 拠 点 許 項 条 沖 流 (指 不第三項 可 産 縄 拠 点 **国** 定保税 産 集 業 用 点 振 積計 集 業 に 0 際 興 産 条第 供 集 積 許 物 の規定により 特別措置法 業 地域等) 流拠点産業集 集 積 画 計 する沖縄 可 五第一 に定定 積地域に係る課税物件 を受けたものとみなされ 計 画 二項 0 画  $\hat{O}$ 0 8 実 項 施状 振興 規 作 5  $\mathcal{O}$ (平成十四年法律第十四号) 定に 成 許可を受け 規定により許可 れ (保税工場の許可の (等) た同 況 、特別措置法第四十二条第 積地域における事業の より同 の報告等)に規定する提出 に規定する国 法第四十 法第五十六条第 た保税工場 0 'を受けた総合保税 確定に関する特例 る場 一条第 )を受けた者 派所で、 際 特 例 物 二項 (同 流 認 第四十五 法第四 第 0) 定 拠 当 点産 一号 該 項 項 規 認定  $\mathcal{O}$ 玉 定 が 保保 国 に 認 業 際 + 地

> 減 に対する割合を乗じて算出 L 形 品 に輸入されるものについ 長 状に (することができる) て政令で定めるところ 0 0 5 れる 関 承 より輸 認 税 の額に、 を受けたときは 由 入され がある場合に 当 るも 該 輸出 12  $\overline{\mathcal{O}}$ て により算 は、 とした場合 され お 年を超え税関長が た額の範囲内に 1 て、 た貨 政令で定めるところに 出 物が する価格 政  $\mathcal{O}$ 令で定め 課 輸出 脱税価 におい 0  $\mathcal{O}$ 当該 治指定 格に 許 るところに て、 可 でする期 製 相 Ď その 品 当 際 ょ す 0 0 関 より 課 る 性 間 当 税 税 t 質 以 税 を 及 該 価  $\mathcal{O}$ لح 製 び 内

一〜三同上

兀 工 自 又 物を原 動 は 税 車 組 定 に 使用する種 率 料又は材料とし 法 が 別 され 表第 たも 類 九 0 兀 たも 0 ŧ  $\bigcirc$ を  $\mathcal{O}$ 除く。 のに限るも 本 九 邦  $\bigcirc$ 号 か 6  $\mathcal{O}$ 輸出さ 0 該 れ 政 た す 令 政 る で定め 令 製 品 定 0 る加 うち

2 同 上

第十三条 よる届 際物 に係 税工 玉 物 定 三条第一 域又は同 条第二項 た関税法第六十一 際 流 国 (同項第二号に掲げる事 る事 場 物 拠 流 際 流 点 拠  $\mathcal{O}$ 出 物 点産 業の 産 許 に 項 沖 流 拠 条第三項 (指 より 業集 可 点 縄 拠 (国際 用 業集積 定保税 振興 点産業: 産 業集 同 積 0) に 条第 条の 特別 供 許可 物流 計 0 いする沖 積 画 規 地 集 計 拠点産 を受 に 五. 定 域 措 積 計 画 項 第 画 定 0 に 等 置 地 業に係 より 0 8 実 縄 け  $\mathcal{O}$ 法 域 たも の規 作 5 振 規 項 業 に 施 (平成 興特 れ 状 集 許 成 定により 係る課税物 (保 等 るも 況  $\mathcal{O}$ 積 定により た 可を受けた保税工 税工 同 の報告等) 別措置法第四 とみなさ 地 十四年法律 法第四 に規定す のに限る。 域における事 同 場 法第 許可 件 0 + 許可 れ 0 第十 Ź に る 五. を受けた総合保税 確 玉 条 規定する提 十二条第 + (T) 定 -六条第 際 第 所 特 を受けた者 業 場 匝 例) 号) 物 で、 0 関 同 項 認 す 流 第四 当 法 る 拠 0 定 規 点産 第四 項 該 項 出 認定 定に + 0 玉 が 国 保 業 認 地 + 五.

件 当 当 は 書の 該 同 |貨物が平成三十 0 同 地域 法第 貨 貨 法第七条の二第 税 規定に 物に 物 定 法 に係 0 七条第二項 第五十六条第 0 保る関 時 区 こかかわ る関 期 域 内にある土 の規定の 税 税 らず、 年三月三十一日までに輸入される場合にお の確定については、  $\mathcal{O}$ 申 項 確定につい 告) 項 (申告の 適用を受けたい旨の記載があるときは 一地又は施設に係るものを含む。 同 に規定する保税作業による製品である外 項 0) 本文の規定を適用する 規定により提出される輸入申告書又 特例) て同 法第四条第 同項第二号に係る同 に規定する特例申告書に、 項本文 (課 に 項ただ 税 お け

### 2 (省略

は当該 該旅客タ 旅 免除) 然客が、 合で定めるところにより 旅客ター 與特別措置法第二十六条 匝 沖 して移出するも :縄 条 小 県 から 売業者から同条に規定する特定販売施設において購入し当 に規定する旅客ターミナル施設等において購入した物品 個 沖 人的 ミナル施設等におい 縄 ミナル施設等において引渡しを受ける物品 県 出 用 0) 域をする旅客の携帯品に係る関 区域から当該区域以外の本邦の のに限る。 途に供するため、 税関長の承認を受けた小売業者 (輸入品を携帯して出域する場合 )については て輸入するもの 政 令で定める金 平 成 税 当 地 三十 0 該出 域 額 免 であ 0 二出 除 二年三月 域 範 から つて、 0 囲 域をする 際に |内で、  $\mathcal{O}$ 関 沖 当 携 又 税 縄

### 2~4 (省 略

日

までの

間、

そ

0

関

税

を免除する。

# (税関職員の権限)

第十五条 税率若しくは 第四 条 . О 関 規 税 同 定により 法第百五条第 条第 二項若しくは第九条の二第 、関税を免除した場合又は第九 項 第五 뭉 (税関職 員 項 0 条第 権 0) 譲 限 許 項 0) 0 規定 便  $\mathcal{O}$ 軽 益 減 を は

> 件の 当該 は 同 当該貨物 玉 る 書の規 |貨物が平成二十九 同 関 積 貨物 法第 法第 確 税 地 定 法 域 定に 七条第二項 0) に係る関税 七 第五十六条第 に係る関税 の区域内にある土 時 条の二第 期 かかわら 0) 規定の 年三月三十 0)  $\mathcal{O}$ 审 確定 ず、 確 項 定に 告) 項 申 一地又は 同 に 適 に つい 項 . つ 告 0) 規 用を受けたい 本文の 7 0 規 定 一日までに輸入される場合に ては、 て同 特 定により提出される輸 する保税作業による製品 施 例) 設に係るもの 規定を適用 法第四 同項 に規 **旨**の [条第 第 定する特例申告書に、 記 でする。 を含 号に係 載があるときは 項 本文 む。 る同 入申告書又 で (課税 項ただ に あ お け

#### 同上

2

第 は当該 旅客が、 帯して移出 該 該旅客タ  $\mathcal{O}$ 振興特別措置法第二十六条 政令で定めるところにより が 客タ 日 免除)に規定する旅客ター 兀 沖 まで 条 縄 小売業者 県 沖縄県 0) ーミナル ] 個 から出域をする旅 ・ミナル 人的 間 するもの 用途に供 の区 から同条に規定する 施設等に 施設等に 0 関 に |域から当 限る。 税 する を おい 税関長 免 お 客の携帯品 (輸入品 に -ミナル ため、 除 į١ 該 · て 引 する。 て 区域以外の 0 0 輸入するもの を携帯 1 渡しを受ける物 特定販売施設に 施設等に 承認を受けた小 政令で定め 7 に 係る は して出 本 お 関 平 邦 V る 0 税 成 て購 当 域 金 地 0) する場 売業者 免除 +該 品 お 額 域 九年三 出 で いて購入し当 入 0 出 域 あ した物品 範 「域をす つて、 0 合 か 囲 月 ら沖 際 内 関 携 当 Ź 又

関

職

0

権

2

5

4

同

上

第 十五 は 職 第 員 九 0 条 条第 権 関 限 税法第百五条第 項 0 規定は 0 軽 減 税率 第 若 兀 しく 条 項 の規 第 は Ŧi. 同 定により 号 条第 製 造 項 関 用 若し 税を免除 原 料 くは第九条の二 品 等に した場 . 係る **添合又** 税 関

別表第 3 2 す 若しくは免除を受けた貨物」とあるのは れ 又は第九条の二第一項の規定に係る場合には、 を受けた貨物」  $\bigcirc$ 別 関 証明書を携帯 ばならない。 税関職員は、 四 省 税 表 第八条の三、  $\subseteq$ 略 暫定関税率表 略 定  $\mathcal{O}$ 番 率 と読み替えるものとする。 前項の規定により職務を行うときは、 号 法 第八条の 甘味料を加えたものに限る。 ミルク及びクリーム 関係者の請求があるときは、これを提示しなけ くは乾燥をし又は砂糖その他 省 粉状、 もの 五%以下のものに限る。 (第二条、 略 品 (脂肪分が全重量の一・ 五. その他のもの 粒状その他の固形状の (省 学校 幼稚園、 0 前 第七条の三、 第九条関係 略 期課程を含む。 (中等教育学校 小学校、 (濃縮若し 「関税の譲許の便益の適用 名 同号中 第七条の 中 0 その身分を示 「関税の軽減 (省 (省 四 税 第八 略 略 率 条 別表第一 3 2 ば す証票を携帯 税の譲許の便益の 貨物」と、 同 別 関 同号中 同 ならない。 税関職員は 税 表 上 第八条の三、 上 定 暫定関税率表 0) 「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは 同条第二項又は第九条の二第 番 率 前項の規定により職務を行うときは、 号 法 適用を受けた貨物」と読み替えるものとする。 関係者の請求があるときは、 同 同 第 八条の 同 (第二条、 上 上 上 品 同 同 五. 校の 小学校 第七条の三、 上上 第九条関係 前期課程を含む 中学校 義務教育学 項の規定に係る場合には 名 (義務 これを提示しなけれ 第七条の

貨物」とあるのは

「軽減税率の適用を受けた貨物」と、

同条第二項

若しくは免除を受けた貨物」とあるのは

「軽減税率の適用を受けた

その身分を示

関

同号中

関

税

の軽減

この場合に

適用した場合について準用する。

規定に係る場合には、

同号中

「関税の軽減若しくは免除を受けた この場合において、第九条第一

おい

て、

項

第一項の譲許の便益を適用した場合について準用する。

第九条第一項の規定に係る場合には、

税

率

同

上

同

上

四、

第八

学校 するためのもの るものの製造に使用 いう。)及び配合飼 等給食用のもの」と の項において「学校 されるもの 児童の給食の用に供 による保育を受ける 二項に規定する事業 六条の三第九項、 律第百六十四号)第 法 の児童又は児童福祉 る政令で定める施設 若しくはこれに類す 学校の幼児、 の後期課程を含む。 行う課程を置く高等 夜間において授業を 下この項において「 一〇項若しくは第一 定める児童福祉施設 しくは生徒、政令で 若しくは特別支援 料用のもの」とい のうち政令で定め (昭和二十二年法 義務教育学校、 (中等教育学校 (以下こ 児童若 议 第

第九項、 十四号) 等学校 及び配合飼料のうち 二十二年法律第百六 前期課程を含む。 製造に使用するため 政令で定めるもの のもの」という。 いて「学校等給食用 食の用に供されるも 育を受ける児童の給 定する事業による保 しくは第一二項に規 は児童福祉 童福祉施設の児童又 校の後期課程を含む を行う課程を置く高 及び中等教育学校 しくは幼稚園の児 (以下この項に 夜間において授業 政令で定める児 生徒若しくは幼 て 特別支援学校 (中等教育学 (以下この 第六条の三 第一〇項 「飼料用 法 (昭 項 お 若 和

教育学校の後期課程

	(省略)		(省略)	〇 〇 四 四 〇 〇 二 ~ 二 九 二 九 一
	(省略)		(省略)	(省略) (省略) (省略) (省略)
	(省略)		(省略)	(省 省 省 略 略)
三 三 · ○ 八	日上	二二・〇六	日上	〇 〇 四 四 〇 〇 二 ~ 二 九 二 九
ないものでアルコール分が八〇 エチルアルコール(変性させて	上	その他の発酵酒(例えば、りん で酒、梨酒、ミード及び清酒) 並びに発酵酒とアルコールを含 はい飲料との混合物及び発 酵酒の混合物(他の項に該当するものを除く。) コーその他のもの 国 その他のもの としたもので発泡 性を有するもの	上	同 同 上 上 (コ) 同 (2) 日 上 同 上 に 上 同 上 。)
	同上	無 税	同上	同 同同上 上上

	二 一 〇 八 · 三 〇
府がりがこずあとても代原	留酒、リキュールその他のアルコール飲料 コール飲料 の搾りかすから得た蒸留酒 ルスカー アルコール分が五〇% 上のもの(ニリット ル未満の容器入りにして アルコール分が五〇% 以上のもの(ニリット ル未満の容器入りにして バーボンウイスキー (コリット) は、

限る。)   限る。)	証明されているものにり真正なものであるとり真正なものであると	内容品が原産国の政府けてあり、かつ、当該けてあり、かつ、当該	に限るものとし、そのを品がライウイスキー容品がライウイスキー	と証明されているものおり真正なものであるより真正なものであるより真正なものである。	のを除く。) にあつて 満の容器入りにしたも	であると証明されているものに限る。) ライウイスキー(アルコール) ライウイスキー(アルコール)
無 税						無 税

- - - - 0	(省略)	
<ul><li>芸当するものを除く。)並びに</li><li>一、これらの調製品(石油又は</li><li>歴青油の含有量が全重量の七○</li><li>は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項にものに限るものとし、他の項に</li></ul>	(省略)	
	<b>(</b> 省	
	略)	
	同	
- - - 0	上	三二〇八 五〇八 九 五〇
同	同	
上	上	1
		C   C   C   C   C   C   C   C   C   C
	同 上 	無     無     無     無     無     無     無     無     無     無     無     無     無     無     無     無     無     無     競     税 </td

						二七一〇・一九	二七一〇・一二										
(一· (二) (省 略)	全重量の王 %未満の	() このもの重量が	物品を加えたもので	油及び歴青油以外の	一石油及び歴青油(石	その他のもの	(省略)	当するものを除く。)	含有するもの及び他の号に該	のとし、バイオディーゼルを	的な成分を成すものに限るも	かつ、石油又は歴青油が基礎	重量の七○%以上のもので、	石油又は歴青油の含有量が全	。)並びにこれらの調製品(	石油及び歴青油(原油を除く	廃油
省							(省略)										
略 							FII										
						二七一〇・一九	二七一〇・一二										
						同	同									同	
(b)   (b)   (b)   (b)   (b)   (c)   (d)   (d					一 同 上	上										上	
同							同										
<u>_</u>							上										

供漁う 同 号																								
供漁う同号 つるる性で て品他石ににめばすのいて本下の「三以上では業ま、、)の第によるものでは、これがのは、これにののという。とののは、これに、あるもののは、一三のは、一三																								
	供するもの漁業の用に	うち、農林 同じ。)の	号において	る。第二七	るものに限	性質を有す	でこれらの	て得たもの	品を混合し	他の石油製	石油製品に	に到着した	により本邦	めるところ	は政令で定	するもの又	の性質を有	いてこれら	した時にお	本邦に到着	下のもの(	一三〇度以	火点が温度	三以上で引

															_
															二七一〇・二〇
	(省略)	五%未満のものを含む	物品の重量が全重量の	を加えたもので、その	及び歴青油以外の物品	一石油及び歴青油(石油	に該当するものを除く。)	ものに限るものとし、他の号	バイオディーゼルを含有する	的な成分を成すもののうち、	かつ、石油又は歴青油が基礎	重量の七○%以上のもので、	石油又は歴青油の含有量が全	。)並びにこれらの調製品(	石油及び歴青油(原油を除く
	(省 🔻														
	略 ) ——														
															二七一〇・二〇
						_									同
A   温度						日上									上
	同														
	上														

( 省			
略)			
<b>省</b>			
略)			
 ( 省			
略			
<u> </u>			
同			
上			
<u> </u>			
同 上			
	<b>b</b>	の	ち、
	()	用に供	農壮
		の用に供する	が 漁 業
		ا ه.	<b>不</b> —
同			
L	無料		

に供されるもの(以ける児童の給食の用	事業による保育を受	第一二項に規定する	、第一〇項若しくは	法第六条の三第九項	の児童又は児童福祉	る政令で定める施設	若しくはこれに類す	定める児童福祉施設	しくは生徒、政	学校の幼児、児	)若しくは特別支援	の後期課程を含む。	学校(中等教育学校	行う課程を置く高等	夜間において授業を	)、義務教育学校	の前期課程を含む。	学校(中等教育学校	( ) 幼稚園、小学校、	二 その他のもの	一 (省 略)	五%以下のものに限る。	もの(脂肪分が全重量の一・	〇四〇二・一〇 粉状、粒状その他の固形状の	甘味料を加えたものに限る。	くは乾燥をし又は砂糖その他の	○四・○二 ミルク及びクリーム (濃縮若し	(省略) (省略)			別表の番号		品		関税定率法	
(以 	門を受	<u> </u>	- C C L C C C C C C C C C C C C C C C C	界九項	墨福祉	3施設	類す	施設	政令で	児童若	N.支援		学校	高等	業を	-校、	u\$°	1学校	<sup>3、</sup> 中		(省略) (省略) (省略) (省略) (省略) (省略)			水水の	3°)	。他の	相若し	(省略) (省略) (省略) (省略) (省略) (省略)	o	れるもの れるもの されるもの 入されるも 入されるも 入されるも	でに輸入さ でに輸入さ までに輸入 日までに輸 日までに輸 日までに輸	月三一日ま 月三一日ま 三月三一日 年三月三一 年三月三一 年三月三一	名   平成八年三   平成九年三   平成一〇年   ら平成一一   ら平成一二   ら平成三〇	月一日から 月一日から 月一日から 四月一日か 四月一日か 四月一日か	平成七年四   平成八年四   平成九年四   平成一〇年   平成一一年   平成一二年	税率
																											0	同			別				関	
																								〇四〇11・10			〇四・〇二	上			表の番号				税定率法	
の給食の用に供され	に規定する事業によ	項若しくは第一二項	の三第九項、第一〇	は児童福祉法第六条	童福祉施設の児童又	児、政令で定める児	童、生徒若しくは幼	若しくは幼稚園の児	。)、特別支援学校	校の後期課程を含む	等学校(中等教育学	を行う課程を置く高	、夜間において授業	前期課程を含む。)	及び中等教育学校の	教育学校の後期課程	。)、中学校(義務)	校の前期課程を含む	○ 小学校(義務教育学	二同上	一同上			0四0二・一0 同上	甘味料を加えたものに限る。)	くは乾燥をし又は砂糖その他の	四・〇二 ミルク及びクリーム (濃縮若し				表の番		品名		定率	

表	_		別表	_																			
別表第一の六	(省略)	項	別表第一の三の二	(省略)	〇四〇二・九九	<u></u> 四	)   																
	MIT I	, tr	三の二	<u>F</u> )	= -	~ ~																	
数		名			九九																		
単が輸	省	号	ってい	(省	â	· 省	省	( <del></del> )															
基準	略)		を豚及	略)	H	<b>咯</b>	略										とて	_	使	定	合	_	学工
数量を			が豚肉					(省 略)			以外のもの	適用を	一に掲	<u>-</u>	別表第		い う 飼 料	以下こ	用する	めるも	飼料の	という	校等給
超えた			等に係					_			もの	適用を受けるもの	□に掲げる税率の	二・一〇号の二の	別表第一第○四○		という。)のうちて「飼料用のもの」	(以下この項におい	使用するためのもの	定めるものの製造に	合飼料のうち政令で	」という。)及び配	学校等給食用のもの
輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表		名	生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表									もの	率の	<u>ニ</u>	Ö.		5 <u>0</u>	おい	もの	造に	令で	び配	も で の -
特別	省	基準	輸入	省		á		省	銭○五円三三	ムにつきー	一キログラ												
系急 加 加	略	さまニり凹	格表	略)		格)		略)															
算 関 税	省	れるもの でに輸入さ の れるもの	(第 七	省		省		省	銭 〇二円六七	ムにつき一	一キログラ												
率表 (	略	の 入 日 年 か 年 さ ま 三 下 月 平 基	(第七条の六関係)	略)	H	<u>格</u>		略)															
第七条	省	本	関係)	省		省 ···		省	〇 〇 円	) ムにつきー	一キログラ												
(第七条の三関係)	略)	も輸一〇か年 の入日年ら四 和		略)		格)		略)															
係)	省	の の の の の の の の の の の の の の		(省		省		省	七円三三銭	ムにつき九	一キログラ												
	略	基準輸入価格   Fig.   A		略)		格)		略)			ラー												
	省	の 入されるも 和 の の の の の の の の の の の の の		(省		(音)		省	四円六七銭	ムにつき九	一キログラ												
	略)			略)		<u>格</u>		略)			ク ラ 一												
	(省略)	の の の の の の の の の の の の の の		(省		á k		(省 w	円	ムにつき九	一キログラ												
	P.D.	も 輸 一		略)		格 ———		略)		九	É												
別   表			別																				
第	同	百	表第	同			`																
第一の六	日上	項	表第一の三	同上	〇 四 〇	C 匹 C	)   																
別表第一の六・輸売			別表第一の三の二		〇四〇二・九	~ C型CI - · I	)																
		名			〇四〇二・九九	~ ~ = =																	
	上		生きている	上	ľ	司	同	(_)															
	上同	名	生きている	上同	ľ		同上	同			以	適	( <del>-)</del>		别	· の	用の項	ため	<i>の</i>	うち	°)	食用	にるも
	上同	名	生きている	上同	ľ	司	同上				以外のも	適用を受	○に掲げ	11.10	別表第一	) のうち	用のもの」の項におい	ためのもの	のの製造に	うち政令で	$\smile$	食用のもの	において
	上同	名 号	生きている	上同	ľ	司	同上	同			以外のもの	適用を受けるも	→ に掲げる税率	- 1・   ○号の	別表第一第○□	) のうち	用のもの」といるの項において「無	ためのもの(以下	のの製造に使用す	うち政令で定める	$\smile$	食用のもの」とい	において「学校第一において「学校第一であった。」
	上 同 上	名 号 名	生きている	同上	-	司上	日上	同 上				適用を受けるもの	□に掲げる税率の	・一 ○号のの	別表第一第〇四〇	) のうち	用のもの」という。の項において「飼料」	ためのもの(以下こ	のの製造に使用する	うち政令で定めるも	。)及び配合飼料の	食用のもの」という	において「学校等給において「学校等給
	上同	名 号 名	生きている	上同	-	司	上	同			以外のもの同上	適用を受けるもの	☆に掲げる税率の	ニー・一〇号の二の	別表第一第〇四〇	) のうち	用のもの」という。の項において「飼料	ためのもの(以下こ	のの製造に使用する	うち政令で定めるも	$\smile$	食用のもの」という	において「学校等給
	E E	名 号 名	生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表	同上	- 1	司上	日上	日上			同	適用を受けるもの	○○○に掲げる税率の	ニ・一〇号の二の	別表第一第〇四〇	) のうち	用のもの」という。	ためのもの(以下こ	のの製造に使用する	うち政令で定めるも	$\smile$	食用のもの」という	において「学校等給
	上	名 号 名	生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表	日上日	1	司上	上	同上			同上	適用を受けるもの	──に掲げる税率の	ニ・一〇号の二の	別表第一第〇四〇	)のうち	用のもの」という。	ためのもの(以下こ	のの製造に使用する	うち政令で定めるも	$\smile$	食用のもの」という	において「学校等給
	上	名 号 名	生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表	日上日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	1 - - 1	司上司上司	上	同上同上同			同上同	適用を受けるもの	○○に掲げる税率の	二・一 ○号の二の	別表第一第〇四〇	) のうち	用のもの」という。	ためのもの(以下こ	のの製造に使用する	うち政令で定めるも	$\smile$	食用のもの」という	において「学校等給
	上日上日上日上	名 号 名	生きている		1 - - 1	司上司上司上	上	同上同上			同上	適用を受けるもの	○○に掲げる税率の	二・一〇号の二の	別表第一第〇四〇	) のうち	用のもの」という。	ためのもの(以下こ	のの製造に使用する	うち政令で定めるも	$\smile$	食用のもの」という	において「学校等給
	上日上日上日	本   本   本   本   本   本   本   本   本   本	生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表		1 - 1	司上司上司	日上				同上同上同	適用を受けるもの	□に掲げる税率の	ニ・一〇号の二の	別表第一第〇四〇	) のうち	用のもの」という。	ためのもの(以下こ	のの製造に使用する	うち政令で定めるも	$\smile$	食用のもの」という	において「学校等給
(第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表 (第七条の三関係)		本   本   本   本   本   本   本   本   本   本	生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表	上     同上       日上     日上	1 - - - 1	司上司上司上	日上				同上同上	適用を受けるもの	○○に掲げる税率の	ニ・一〇号の二の	別表第一第〇四〇	) のうち	用のもの」という。	ためのもの(以下こ	のの製造に使用する	うち政令で定めるも	$\smile$	食用のもの」という	において「学校等給
		名 号 名 平成七年四 平成八年四 平成八年四 平成一〇年 月一日から 月一日から 月一日から 四月一日から 四月一日から 四月一日から 四月一日から でに輸入さ でに輸入さ でに輸入さ までに輸入 日までに輸入 かるもの されるもの されるもの みされるもの の の の	生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表		1 - - 1 -	司上司上司上司	日上				同上同上同上	適用を受けるもの	□に掲げる税率の	ニ・一〇号の二の	別表第一第〇四〇	) のうち	用のもの」という。	ためのもの(以下こ	のの製造に使用する	うち政令で定めるも	$\smile$	食用のもの」という	において「学校等給
		名 号 名 平成七年四 平成八年四 平成八年四 平成一〇年 月一日から 月一日から 月一日から 四月一日から 四月一日から 四月一日から 四月一日から でに輸入さ でに輸入さ でに輸入さ までに輸入 日までに輸入 かるもの されるもの されるもの みされるもの の の の	生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表		1 1 1 1 1	司上 司上 司上 司上	同 上				同上同上同上	適用を受けるもの	()に掲げる税率の	ニ・一〇号の二の	別表第一第〇四〇	)のうち	用のもの」という。の項において「飼料」	ためのもの (以下こ)	のの製造に使用する	うち政令で定めるも	$\smile$	食用のもの」という	において「学校等給
		名 号 名 平成七年四 平成八年四 平成八年四 平成八年四 平成一〇年 平成八年四 平成八年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1	生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表		1 - 1 - 1	司上 司上 司上 司上 司上	同上				同上同上同上	適用を受けるもの	○○に掲げる税率の	ニ・一〇号の二の	別表第一第〇四〇	)のうち	用のもの」という。	ためのもの(以下こ	のの製造に使用する	うち政令で定めるも	$\smile$	食用のもの」という	において「学校等給
		名 号 名 平成七年四 平成八年四 平成八年四 平成一〇年 平成一〇年 平成一〇年 平成九年三 平成九年三 平成一〇年 ら平成一 一 年三月三一日ま 三月三一日 年三月三一 年三月三一 年三月三一 年三月三一 年三月三一 年三月三一 年三月三一 でに輸入さ までに輸入 日までに輸 日までに輸 れるもの れるもの されるもの 入されるも 入されるも	生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表		1 - - 1 - 1	司上 司上 司上 司上	日上	同上 同上 同上 同上 同上			同上同上同上日上	適用を受けるもの	円に掲げる税率の	ニ・一〇号の二の	別表第一第〇四〇	) のうち	用のもの」という。	ためのもの(以下こ	のの製造に使用する	うち政令で定めるも	$\smile$	食用のもの」という	において「学校等給

(省略)	別 表 の 番 号	関 税 定 率 法	別表第一の八 生きて	項名
(省略)	В.		いる豚及び豚肉等に係る関係	<u>н</u>
(省略) (省略) (省略) (省略) (省略) (省略)	名   平成八年三   平成九年三   平成一   ○年   ら平成一   ○年   ら平成一   ○年   ○年   ○年   ○年   ○年   ○年   ○年   ○	月一日から 月一日から 月一日から 四月一日か 一年 平成一二年	生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置に係る暫定関税率表 (第七条の六関係) (省 略) (省 略) (省 略) (省 略)	R
同上	別 表 の 番	関税定率	別表第一の八生き	項名
上	号 品 名	法	生きている豚及び豚肉等に係る関税 日 上	Н
同上 同上 同上	和 るもの れるもの されるもの 入されるも 及されるもの れるもの されるもの ひされるも の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	月一日から 月一日から   月一日から   四月一日か   回り   回り   回り   回り   回り   回り   回り   回	及び豚肉等に係る関税の緊急措置に係る暫定関税率表(第七条の六関係) 同 上 同 上 同 上 同 上	R

 $\bigcirc$ する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)(附則第六条関係) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関

(傍線の部分は改正部分)

	現
(入出港手続の免除)	(入出港手続の免除)
第五条 公用船又は合衆国政府が所有し、若しくは借り上げている	航  第五条 公用船又は合衆国政府が所有し、若しくは借り上げている航
空機で、合衆国により、合衆国のために若しくは合衆国の管理の	下 空機で、合衆国により、合衆国のために若しくは合衆国の管
に、公の目的をもつて運航されているもの(以下「公用機」とい	う  に、公の目的をもつて運航されているもの(以下「公用機」
。)には、関税法第十五条から第十九条まで、第二十条第三項及	び 。)には、関税法第十五条から第十九条まで、第二十条第三項及
第四項、第二十条の二(第三項を除く。)、第二十一条から第二	十  第四項、第二十条の二(第三項を除く。)、第二十一条から第二十
三条まで並びに第二十五条の規定は、適用しない。ただし、同法	第 三条まで並びに第二十五条の規定は、適用しない。ただし、
十五条第三項及び第十一項に規定する入港届(同条第一項及び第	十五条第三項及び第十二項に規定する入港届(同条第一項及び第
項の規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを記載し	た 項の規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを記
書面(次項において「積荷目録」という。)を含む。)並びに同	法 書面(次項において「積荷目録」という。)を含む。)並びに
第十七条第一項に規定する出港届は、提出しなければならない。	第十七条に規定する出港届は、提出しなければならない。
2 前項ただし書の場合において、当該公用船又は公用機が第九条	の 2 前項ただし書の場合において、当該公用船又は公用機が第九
規定による税関の検査を免除される物品を積載しているときは、	同 規定による税関の検査を免除される物品を積載しているときは
項ただし書に規定する積荷目録のうち当該物品に係る部分につい	て 項ただし書に規定する積荷目録のうち当該物品に係る部分に
は、同項ただし書に規定する当該積荷目録にその積載している旨を	を は、同項ただし書に規定する当該積荷目録にその積載している旨を
記載すれば足りる。	記載すれば足る。
3・4 (省略)	3 4 同 上
(関税免除物品の譲渡の制限)	(関税免除物品の譲渡の制限)
第十一条 (省 略)	第十一条 同 上
2 (省略)	2 同上
3 関税法第百十九条から第百四十九条までの規定は、前項の違反	嫌 3 関税法第百十九条から第百四十条までの規定は、前項の違反嫌疑

疑事件の調査及び処分について準用する。

### (差押物件等 の引渡し)

第十四条 .引き渡さなければならない。 又は留置したときは、 合衆国軍隊の所有する物品を関税法の規定によつて収容し 税関長は、 速やかに当該物品を合衆国軍隊

2

法

つて

2

ればならない。 由を記載した文書とともに、 速やかに当該物品を領置、 差押え又は記録命令付差押えの事由が消滅したときは、 合衆国軍隊の所有する物品を関税法又はこの法律の規定によつて 差押え又は記録命令付差押えをした場合において、 当該物品を合衆国軍隊に引き渡さなけ 差押え又は記録命令付差押えをした事 当該領置 税関長は

事件の調査及び処分について準用する。

## 、差押物件等の引渡

第十四条 隊に引き渡さなければならない。 又は留置したときは、 合衆国軍隊の所有する物品 税関長は、 すみやかに当該物品を合衆国軍 を関税法の規定によつて収容し

き渡さなければならない。 し押えた事由を記載した文書とともに、 消滅したときは、税関長は、 領置し、 合衆国軍隊の所有する物品を関税法又はこの 又は差し押えた場合において、 すみやかに当該物品を領置し 当該領置又は差押の事由が 当該物品を合衆国軍隊に引 律の規定によ 又は差

- 87 -

(傍
線
の部
分
は
改正
部
分

第九十条の四 同 上 (引取りに係る石油製品等の免税)	第九十条の四 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げ  (引取りに係る石油製品等の免税)
2 同 上	2 (省略)
三・四 同 上	三・四 (省 略)
のを除く。)を除く。) 六十万円	
五十パーセント以上のもの(二リットル未満の容器入りにしたも	トル未満の容器入りにしたものを除く。)を除く。) 六十万円
に該当する酒類(同表第二二類の注2に規定するアルコール分が	2に規定するアルコール分が五十パーセント以上のもの (二リッ
九〇号の一の一のBに該当する酒類又は同表第二二〇八・三〇号	第二二〇八・九〇号の一の一に該当する酒類(同表第二二類の注
二 関税定率法別表第二二〇八・二〇号の二若しくは第二二〇八・	二 関税定率法別表第二二〇八・二〇号、第二二〇八・三〇号又は
一同上	一 (省 略)
	は、この限りでない。
	ことを希望しない旨を当該者の入国地の所轄税関長に申し出たとき
	イスキー等のそれぞれの全部について当該各号に定める税率による
	入国の際に携帯して輸入するウイスキー等又は別送して輸入するウ
	リットルにつき、当該各号に定める金額とする。ただし、その者が
	の規定にかかわらず、当該各号に掲げる酒類の区分に応じ、一キロ
	に係る酒税の税率は、酒税法第二十三条の規定及び第八十七条の二
	号に掲げる酒類(以下この条において「ウイスキー等」という。)
	て輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する次の各
	年三月三十一日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯し
第八十七条の五 同 上	第八十七条の五  保税地域から引き取られる酒類のうち、平成二十九
(入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例)	(入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例)
現	改 正 案

までの 掲げる重油及び粗油を引き取るときは、 政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の 認を受けて当該 いから引き取ろうとする場合において、 間 (以下この条におい 当該引取りに係る石油石炭税を免除する。 石油製品等を引き取るときは、 て「石 油製品等」という。 平成二十九年三月三十 当該引き取ろうとする者 当分の 間 を、 、第四号に 税 日 承

**〜三 (省 略)** 

兀 油及び粗 関 0 : ................... 税 定 率 法 别 号 表第 0 0 七 (四) 0 0 Α 0 (b) 九 掲 뭉 げ 0 る農林漁業の 0 0 Α 0 用に (b) 又 供 は いする 第

五 (省 略)

2 5 7

(省

略

第九 く は (c) 業の用に供するため政令で定める方法により購入した場合には、 令で定めるところにより、その購入した重油につき、 第二七一〇・一九号の 金額を当 九十条の Aに掲げる重 油に 定の 一第一号に規定する税率により算出 課税済み 又は 該 0 六 重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付) 重 V 第 の原油等から本邦において製造された関税定率法 油 て 農林漁業を営む者が、 七 の製造者に は 油 (同 農林漁業の  $\bigcirc$ 表第 ・二〇号の 0) 三のA又は第二七一〇・二〇号の (当該 七 用に供するもの 重油 0 平成二十九年三月三十一日まで • 0 の製造者が当該 した石油石炭税額に相当する (四) 九号の  $\mathcal{O}$ A  $\mathcal{O}$ に限 (a) 苦しく 0  $(\Xi)$ る。 第九十条の三 重油 0 は A 0 を農林漁 (c)  $\mathcal{O}$ に掲げ 原 (a) 料と  $\mathcal{O}$ 別 若 政 (四) 表

一~三同上

兀 又は 三十度以下 うち 他 るもの又は政令で定めるところにより本邦に到着し 関 第二七 0 税 温 暫 石 度十五 油 定 製品 措  $\bigcirc$ 置 を混 度 法  $\frac{-}{\bigcirc}$ に 别 合して得 本邦に お 表 ける 第 号 0 到 比 第 たも ,着し 重 0 が (四) 七 た時  $\bigcirc$ のでこれら 0 0 A 八二 15 0 お (b) 以 に 九 V. 掲げ 0 Ŀ 号 性 で Ò 質 ħ 引 Ź を有するも 5 重 0 点が た石油製品 油  $(\Xi)$ 及び 性質を有 0 Α 度百 粗 0 油 (b)

五同上

限

る。

林

漁

業

0)

用

に供するもの

2 7 同 上

第九 税済 0)  $\mathcal{O}$ 定する税率により算出し ろにより、 ため政令で定める方法により購 0 第二七一〇・一九号の に、 (特定の 原 製造者に Aに掲げる重油 十条の六 みの 油等 課 税済 原 に係る石油 重 その購入した重 油 みの原油等から 油を農林漁業の用に供した場合の (当 等に 農林漁業を営む者が、 該重油の で農林漁業の用に供するものをその用途 つき当該 石炭税 た石 製  $\mathcal{O}$ 油に 重 0 造  $(\equiv)$ 本邦において製造された関税定率法別表 油 納 油 0 者が当該重 税者 つき、 の製造者が当 石炭税額に相当する金額 入した場合には、 A又は第二七一〇・二〇号 でな 平成二十九年三月三十一 第九十条の三の二 油 場合にあ 0 該 原料とされた課税済 石 石油 油 政令で定めるとこ 石炭税 いつては、 石炭税を納付 を当該 還 に供供  $\mathcal{O}$ 号に規 日まで 当 びする 該課 0 重 (四) 4 油

2~8 (省略)	0	石炭税を納付したものとみなして、当該重油の製造者に)還付する	つては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油	された課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあ
2			1hi	8  たものとみなして、当該重油の製造者に)還付する。

○ とん税法(昭和三十二年法律第三十七号) (附則第八条関係)

二十日」とあるのは、「日	おいて、同法第百四十七条第	ん税に係る犯則事件の調力	第十四条 関税法第十一章	(犯則事件の調査及び処分	改
「四十八時間」と読っ	一項(通	【査及び処分について準】	(犯則事件の調査品	分)	正
読み替えるものとする。	告処分の不履行と告発)中	て準用する。この場合に	調査及び処分)の規定は、と		案
二十月」	おいて、	ん税に係	第十四条	(犯則事	
とあるのは、「四十八時間」	同法第百三十九条(通告処分	る犯則事件の調	関税法第十一章 (犯則事件)	件の調査及び処分)	現
」と読み替えるものとする。	(通告処分の不履行と告発) の規定中	.査及び処分について準用する。この場合に	則事件の調査及び処分)の規定は、		行

(傍線の部分は改正部分)

(傍線の部分は改正部分)

 	_
中「二十日」とあるのは、「四十八時間」と読み替えるものとする合において、同法第百四十七条第一項(通告処分の不履行と告発)別とん税に係る犯則事件の調査及び処分について準用する。この場第十二条 関税法第十一章(犯則事件の調査及び処分)の規定は、特に、犯則事件の調査及び処分)の規定は、特に、犯則事件の調査及び処分)の規定は、特に、	改正案
中「二十日」とあるのは、「四十八時間」と読み替えるものとする合において、同法第百三十九条(通告処分の不履行と告発)の規定別とん税に係る犯則事件の調査及び処分について準用する。この場第十二条 関税法第十一章(犯則事件の調査及び処分)の規定は、特(犯則事件の調査及び処分)	現行

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第百八号)(附則第九条関係)

(傍線の部分は改正部分)

 $\bigcirc$ 

(関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次第三十元月に改正する。 のように改正する。 第七条の三第一項ただし書中「、飼料用麦(同法別表第一○○一・九九号に掲げる物品(メスリンを除く。)又は同表第一○○一・九九号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。)を含む別表第一の六の項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量」を「に掲げる物品であつて環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの(第八項において「環太平洋協定原産品」という。)に係る輸入数量(環本平洋協定の各項ごとに合計した輸入数量(同表の各項ごとに合計した輸入数量(同表の各項ごとに合計した輸入数量(環本平洋協定の各項ごとに合計した輸入数量(別であつて環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの(関税暫定措置法の一部改正)という。)の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの(関にあつては、当該年度中の当該各項に掲げる経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(第八項において「オースの目であつては、当該年度中の当該各項に掲げる経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(第八項において「オースを同表の一項及び一四の議件に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(第八項において「オーストラリア協定」という。)の規模に関するに表すのでは、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、	
四条 同 上  『	現 行

り 項 る物 げ を 過 年 玉 玉 る物 **常第六** 係 削 量 は 第 期 る 日 経 産 以 0 る ぶるも り 物 数 品 餇 以 過 物 外 間 益 (環 は 項 読 品 あ 項 のうち 品 料 12 餇 0 後 項 日 0 品  $\mathcal{O}$ 餇  $\mathcal{O}$ 第九 料用 及び を当 太平  $\tilde{\mathcal{O}}$ で 中 係 4 料 合 間 締 る 適 用  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ シ を を 替 あ 約 0 る 用 計 麦 に 期 0 用 譲 (オー 「える」 って 麦であ 限 別 洋 該 条 削 別 間 協 改 玉 は ŧ 餇 ス 環 麦を含 数 許 を受け 物  $\mathcal{O}$ る。 表第 合計 料用 IJ 太平 量 各 0 協 輸  $\mathcal{O}$ う。 定 表  $\mathcal{O}$ に に限 定が 餇 項ごとに合計 品 締 ストラリア 便 0 第 係 F洋協 に改め、 ン数 量 第 [む別] を 約 益  $\mathcal{O}$ 及 る 効 0 料  $\mathcal{O}$ る 「これ の六 てオーストラリア」 た輸 る。 オー 輸 لح 玉 ŧ 用麦を含む Ł び  $\mathcal{O}$ 前 力 0 除 餇 定原 項 入数 表第 第九 発生の 経 大に 適 0) 産物品」  $\mathcal{O}$ 0 料 「オ をい 0 · 0 用 期 5 済 用 元を受け 掲げ 産飼 を 別 条の 間 j トラリ 産 譲 量  $\mathcal{O}$ 同 年 限 数 麦 前 上 · う。 を同 項 五. 許 条第 0 又は 品 項 る。 日  $\mathcal{O}$ ス 量 経 同 た輸 る物 六の 料用 の項」とある 係 別 を 表 0 0 中 過 から 連 1 改め、 テに -ラリ 表第 第八項に 便 を 八 る 加 第 同 輸 表 日 第 る 携 法 入数量 0 項」 入数 麦 表第 項 别 以 餇 ŧ 品 別 益 え 同 年 た輸 の適 及び っいい 表第 中 表第 項 関 後 料  $\mathcal{O}$ T 0  $\mathcal{O}$ に、 を経過、 する日 を 表 を に 産 0 量 用 輸  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 六  $\neg$ 限る。 を当 六の 00<u>=</u> 期 入数量を お 用を受ける 譲 麦 餇  $\mathcal{O}$ て効力を生ず 「環太平洋協 「をこれら を 料 数 いて を に、 0 餇 0) 間 許  $\mathcal{O}$ 「 及 び (別 輸 頃に 該 は 削 年 本国と 用 に係 量  $\bigcirc$ 料  $\mathcal{O}$ 麦 各 締 用 り 便 経 表第 入数 た 0 同 0 ľ 麦を含 九〇 項 物 同 各 益 過 及 日 掲 同 項 約 る 項」 を 玉 餇 を 品 表 t 0 日 量 び オ げ 表 に 及 九 0 以 Ś 号に 料  $\mathcal{O}$ 読 適 前 0 項ごと」 第 1 定 0) 改 び る 九 産  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ の 六に掲 に限る 号に とあ 物 用 並 輸 む 4 用 0 九 下 0) 各 め 日 ストラ を受 締約 垣 ご 四 五. 替 期 我 を 輸 品 麦 U 入 項 年 条 以 掲 る 経 削 同 数 間 が  $\mathcal{O}$ 後 入 掲

> 条の二 協定 末まで える」 六項 入数 該各項ごとに合計 削 0 約 各項ごとに 期 量 物 る 便 物物 まり、 太平 六に 同 国 玉 間 品 物 益 (環 に係 量 限 が 項 表 品 别 産 以 中 0 品 0 第一 に改め、 洋協 うち る。 表第 太平 を オ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 第  $\mathcal{O}$ 掲 物 外 適 「これ 「飼 <u>ک</u> 品 加 当 輸 げ 0 る 用 譲 えた輸 る物品 洋協 定原 入数 ス 許 該 項 締 合 ŧ 餇 ス 料用麦であつてオー を受け IJ トラ 0) 項 5 に を 各  $\mathcal{O}$ 約国」に、 計  $\mathcal{O}$ 料 六第 便 項 及 量  $\mathcal{O}$ 同 用 同 産 譲 に 定 ij び第 を同 項」 条第八 た輸 限 る飼 益 品 「 (オ が を  $\mathcal{O}$ した輸入数 許 で  $\mathcal{O}$ 第 もの 数 ア 才 あ る。 オ 除  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ を 量 に 適 輸 便 表 五. Ì 1 入 料 0 益の 0 項 ・スト 用 ス 兀 入数 項 7 ] 数 を 用 同 0 元を受け 「オー いう。 項 V  $\vdash$ 項 中 締 ス 量 を 麦 又 は ・ラリ に、 表 とあ ・ラリ に 量 量 適  $\vdash$ 及 て に 約 を 别  $\neg$ 同 - ラリア を当 スト 改 び 効 あ 用 国 加 表 に、 を受ける つて えた輸 アに 8 第 力 ア を 第 第八項に 同 法 る 餇 る 産 ストラリア を生ず 「及び」 該各 る 協 餇 料  $\mathcal{O}$ 物 ラリア」 表 别 締締 兀 料 は、 産 0 定 用 は 品 0 第 表 約国 入数 用 項ごとに合計 る 1 第 項  $\mathcal{O}$ 物 麦を含む 餇 六 に、 料 規 当 餇 を 品 同 第 る て お 00<u>=</u> 0 麦 、効力を 定に 産飼 該 料 用 を 0) 0) 量 11 各 日 産 表 以 年 物 用 並 輸 麦」 7 Ō 項 第 「環太平 基づ 入数 \_ 後 度 品 び 項 読 料 項 同 麦 に にあ 及び 生ず ľ 九〇 0 数 0 0 0 五 を 用 に 4 き第 項 麦 九 期 量 初 輸 輸 量 替 改 に、 た輸 入数 を当 って 「える」 洋協 合計 8 間 日 入 第 る 号 九 と読 別 環 数 を 0) 号 に 九 か 日 に 係るも 太平 条 5 入 量 量 は 表 定 同 兀 以 輸 掲 数 を当 第 条第  $\mathcal{O}$ 毎 及 4 項 後 入 げ 掲 締 替 月 量 九 数  $\mathcal{O}$

づ ごとに合計し 量 き第九条の二 期 間 日 (環 から に係るも 入 太平 毎 量 た輸 洋 月 第一 のに限る。 協 末 同 定が 入数量を加えた輸入数量) ま 表 項 で  $\mathcal{O}$ オー  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 譲許の 当 ス 該 0 を 同 トラリ 各 項 便 項 及 益の適用を受ける飼  $\hat{O}$ 表 び テに 0 才 1 兀 っいい ストラリ 0 0 項 \_ にあ て効力を生ず 項 に改 及び Ź つて 協定 Ø は、 á. 兀 料 用 0 0 項 る 麦 規 当 の輸  $\mathcal{O}$ 日 定 該 各 以 に 年 後

許 洋協定の 譲 前 係 適 約国 /数量 十 淮 数 用 許 る輸入数 譲 第七条の六第一 項に 量」 適 九 係る輸入基 を受けるも 便 許 匹 [について効力を生ずる日以 用 間に係るも 度 益 0 年 (環太平洋協定の 保る協 我が 便益 半期 -度 という。 下この 0 物 削 0 とい んる数 品。 り、 適用を受けるものに係る輸入数量 量 百 初 分の 及び 玉 日 の適用を受けるもの おいては、 (環 運数量」 という。 5 量 から 以外の締約国 定 項 のに係る輸入数量 「告示する数 第三四 項第 及び第七項にお のに限る。 百 対象外輸入数量を合計 太平洋協定が当該 (第七項 十九 が、 同 を超 年 ) に係る輸入数量との 我が国 当該年 とい 号 中 当 を乗じて得た数量としてあらかじ 度 半 気におい えた場 該 -期に属する各月 の当 )と環太平洋協定の規定に基づき関 、 う。 量」 [を原産地とする第八条の 年 -度の 該 度 以 (第八条の六第二項 外の締: 各月 後の 0) 合に限 0 を除く。 7 (次項及び第七条の九にお \_ 初日 下に 前 て 締約国に 第 期間に係るものに限 を、 0 年度までの 第一 る。 約国 属する四半 したもの から当該年度の 号に係る協定対 以下この の末日までの (第七項に 場合」 項 つい を原産地とするも (環太平洋協定が 合計数量及び環 に係る協定対象 を加え、 過 0) て効力を生ずる 去三年 条に 三分 期 0) 0 六第二 下に におい 0 譲 0 末 豚 第 お 許 かる。 象外輸 度に 同 8 一に 日 肉 て V 0 いて まで て同じ 項 項 財 等 兀 便 第 (平成 外輸 第 相当 おけ の譲 太平 半期 当 務  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 益 を 該 大 に 輸  $\mathcal{O}$ 税 日

同上

する数 第一項に 締約国 許の便 洋協定 入数量 基準 除く。 る各年度 譲 0 前の期間 係る輸入数量 号に係る輸入基準数量 入数量」 第二四 十八年度にお が 許 譲 用 第七 」を削 這適用 数 告 許 を受け 以 条の 量 示 量 に 益  $\mathcal{O}$ 0 (環太平洋協定の とい 下この 係 0 の適用を受けるも 我 物 便 する数量 ついて効力を生ずる日 に係るものに 半期及び第三四 とい るも 六第 百 初 が国以外の 品 益 る協定対象外輸入数 う。 分の 日 0) (環太平洋 項及び という。 · う。 から 適用を受けるも いては、 のに係る輸 「告示する数 百十九 項 が、 第 第 同 第七 限る。 を 七 年 締 )に係る輸入数量との合計 とい 号中 超 項 を 度 当 約 協定が当該 我 半 当 該年 入数 期 えた場合に限 に 乗じて得  $\mathcal{O}$ 該 項 0) 玉 が [を原 )と環太平洋協定の に属 · う。 お 当 年 É に 玉 量 \_ 以外 量 該 度 お 以 0 度 係る輸入数量 量 (第 でする各品 を除く。 を合 て 各 0 71 後 産 0 0 (次項及び第七 \_ 締約 下に 月 前 の締約国 た数量とし て 0 地とする第八条の 初 八 「第 期間に 条の 計 の属する 年 日 を 一度まで したも 第 国に 月の る。 か 号に 六第一 5 以下この (第七 |を原 末日 当 項 場 係るもの 0 合 て 兀  $\mathcal{O}$ 環 1 該 係る協定  $\mathcal{O}$ を加 太平 条の あ 0) 半 過 係 規 産 ま 年 項 項 て 条に 去三 る協 定に 効力 5 期 数 地 で 度 0) 0 六第二 とす 下に え カン 分 0 に 洋 量 九 0 0 お 譲 及び ľ 限 に を 豚 末 定 協 基 第 お 度に る も る。 お 同 8 日 対 定 肉 0 環太平 財 項 等 ま 几 7 便 平 当 Ź 第 輸 お 0 半 同 務 相 で て  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 益 け を 該 譲 期 成 U  $\mathcal{O}$ 日 輸 に

う。 定対 量 書を加える。 (基準 百十 おいては、 (第七 - 度の 象外輸入数量を合計したものの三分の を超えた場合に限る。 九 数 告示する 量」 項において「第二号に係る協定対象外輸入基準数量 を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数 前 第二 年度 当該年度中の という。 項に係る輸入基準数量」 までの過去三年 量 0 \_ 下に 第一 を、 )」を加え、 度における各年度の第 項に係る協定対象外輸入数量が、 (第七 「場合」 項にお に改め、 0 同条第二項中 下に 一に相当する数 て 同項に次のただし 伞 「第二号に 成 一項に係 「輸入基準 量に + 九 係 とい 年 百分 る協 る輸 当 度

係るも が 生ずる日 る豚 豚 7の輸 環 及び 国 外 係る協 あ ただし、 肉等 [を原 の締 太平洋協定 項 かじ 入数量との 0 豚 に限 肉等 定 以 の輸入数量 産 約 お いて 対  $\emptyset$ 後 地とする第八条の六第二項の譲許の 国を原産地とする生きている豚及び豚 平 る。 成二 財 象 の期間に係るものに限る。 の輸入数量から当該年度中の環太平洋協定 外輸 が当該締約国につい 務大臣が告示する数量 「第二項に係る協定対象外輸入数量」 十九九 合計数量並びに環太平洋協定の と譲許適用 入基準 (環太平洋協 年度におい ・数量」という。 物品である生きている ては、 定が当該締約国について効力を て効力を生ずる日 (第五項において 当該年度中 を控除 を超えた場合に限 便 公益の 我が 肉等 た輸 Ď \_ と 適 玉 豚 前  $\mathcal{O}$ 生きて いう。 入数量 用 以 及 0 輸 0) 第一 だを受け 期間 び豚 入数 外 我  $\mathcal{O}$ が 項 肉 締 に 量 玉 る

項に係る輸 改 条 同 0 入基 項 六 後段を次のように改め 第 準 Ŧī. 数量又は第一 項 中 第 項 二項に係る協定対象外輸入基準 に規 定する輸 入 人基準 数 量 を 数 第 量

す る場合に 場 合に 0 お V て準 て、 十用す 第 るときは 項 に係る協 定対象外輸入基 同 条第四 項 中 別 準 表第 数 量 を算

> 条に う。 入基 項 量 0) 定対象外輸 該年度の前 に におい 中 、に係る輸入基準数量」 百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ (第七項において「第 )を超えた場合に限る。 お 準 告 ては、 いて「輸入基準 数 量」 示する数量」 入数量を合計し 年度までの 当該年 لح いう。 一度中の 数 過去三年 0 \_ に改め、 量 下 二号に係る協定対象外輸入基準 たも 第 を に を  $\overline{\mathcal{O}}$ 項に係る協定対 度における各年度 ( 第 を加え、 第五項 同項に次のただし書 場 の三分の 合 七 項にお 及び 0) 下に 同 ーに 条第 第七 財 1 務大臣 相 象 7 項 当 0 外 第 「する数」 第 平 E 項 輸 入数量 成二 を加える。 お 中 が 項に係 一号に 数量」 告示 以 量 + て 下この する数 元百分 係 る協 る輸 年 当 度

生ずる 等の輸 係るも る豚 約国 に が 第 以 豚 (環太平洋協 分外の締 及び豚: ただし、 係 あ 七 る協 肉等 項 5 を原産地とする第八条の六第 に 日 入数量との合計数量 のに限る。 かじめ財務大臣 定 お 以 0 約国を原産 肉等の輸入数量から当該年度中の 輸 平成二 対 後 て 入数量 定が 象  $\mathcal{O}$ 期間 一十八 第 輸 当 と譲 に 該 地とする生きている 二項 (環 一が告 締約 基 係 年 るも 度に 準 に 太平洋協 許 国に 並 数 示する数量 係る協定 適 量 用 お のに限る。 びに環太平洋協 いては、 物 ついて効力を生 定が当 لح 品である生きて 二項の V 対 う。 象外 (第五 譲許 該 当 豚 環太平 輸入 及び を 締 該 項 控 約 0 定 年 を 超 に 数 除 国 便 0) ず 豚 度 しえた場 量 V ) お L に 益 我 Ź 肉 洋 中 いて た輸 の適 0 が る H 等 協  $\dot{O}$ 生きて لح 玉 豚 前 0 定 入数 用 輸 合 て効力を 以 及  $\mathcal{O}$ 0 第二 を受 に限 び 期 我 入 間 数 豚 が け る 締 肉 玉 る 量

同上

同上

ľ, と読み替えるものとする。 輸入数量に相当する数量を除く。 年 定する生きている豚 Ó 品」という。 [以外の締約国を原産地とするもの 国内消费 ) と、 掲げる物品 費量 同項第一号中 の輸入数量」とあるのは (締約国産物品である生きている豚及び に係る輸入数量を除く。 及び豚 | 肉等の 「各年の国内消費量」とあるの 以下この項において同じ。 輸入数量 (第一号において 「第七条の六第二 以下この項にお (環太平洋協定 締 豚肉等 いて 項に は 約 0 玉 我 同  $\mathcal{O}$ 産

又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合 量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。 超えた場合」 を超えた場合」 ては、 一十九年度においては、第二項ただし書に規定する場合に該当する (象外輸入基準数量を超えた場合に限る。 合に限る。 当該輸入数量及び第一項に係る協定対象外輸 入数量及び第二項に係る協定対象外輸入数量)を」に、 第七条の六第七項中 一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を 年度においては、 輸入数量を」を「輸入数量 当該第一項に係る協定対象外輸入数量が第二号に係る協定 を を 第一 に改める 「第二項に係る輸入基準数量を超えた場合 号に係る輸入基準数量を超えた場合 当該年度中の第一 「並びに」を「 (平成二十九年度においては、 (平成二十九年度においては 項に係る協定対象外輸入数 に、 (平成) - 入数量) 二十九年度に 輸入基準数量 並びに」に 第 (平成二 (平成 当該 項 お

(省 略

> いては、 場合に限る。 を超えた場合」を 対象外輸 又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合 量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る 超えた場合」を 第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を 輸入数量及び第二項に係る協定対象外輸入数量) 十八年度においては、 一十八年度においては、 当 第七条の六第七項中 「輸入数量を」を 該輸 当該第 入基準数量を超えた場合に限る。 入数量及び第 第 に改める。 項に係る協定対象外輸入数量が第二号に係る協定 第 一号に係る輸入基準数量を超えた場合 当該年度中 輸入数量 「並びに」 一項に係る輸入基準数量を超えた場合 第二項ただし書に規定する場合に該当する 項に係る協 平 を -の 第 定 成二十八年度においては、 対象外輸入数量) (平成二十八年度に 項に係る協定対象外輸入数 (平成) に、 を 一十八年度にお 「輸入基準数量 に、 並 びに お 平 いては 第 平成 成 に 項 該

同 上